新　城　市　議　会

予　　算　　・　　決　　算　　委　　員　　会

令和７年９月１９日（金曜日）

予算・決算委員会

日時　令和７年９月19日（金曜日）　午前９時00分　開会
場所　議場

本日の委員会に付した事件
１　議題

第９８号議案	「質疑・討論・採決」
第９９号議案	「質疑・討論・採決」
第１００号議案	「質疑・討論・採決」
第１０１号議案	「質疑・討論・採決」
第１０２号議案	「質疑・討論・採決」
第１０３号議案	「質疑・討論・採決」
第１０４号議案	「質疑・討論・採決」
第１０５号議案	「質疑・討論・採決」
第１０６号議案	「質疑・討論・採決」
第１０７号議案	「質疑・討論・採決」
第１０８号議案	「質疑・討論・採決」
第１０９号議案	「質疑・討論・採決」
第１１０号議案	「質疑・討論・採決」
第１１１号議案	「質疑・討論・採決」
第１１２号議案	「質疑・討論・採決」
第１１３号議案	「質疑・討論・採決」
第１１４号議案	「質疑・討論・採決」
第１１５号議案	「質疑・討論・採決」
第１１６号議案	「質疑・討論・採決」
第１１７号議案	「質疑・討論・採決」
第１１８号議案	「質疑・討論・採決」
第１１９号議案	「質疑・討論・採決」
第１２０号議案	「質疑・討論・採決」
第１２１号議案	「質疑・討論・採決」

出席委員（17名）
委員長　丸山隆弘　　副委員長　鈴木達雄
委　員　カークランド陽子　　今泉吉孝　　小林秀德　　竹下修平　　齊藤竜也
佐宗龍俊　　鈴木長良　　浅尾洋平　　柴田賢治郎　　小野田直美
山田辰也　　村田康助　　山口洋一　　滝川健司　　中西宏彰
議　長　長田共永

欠席委員（なし）

説明のために出席した者
市長、副市長、教育長、課長職以上の関係職員

事務局出席者

　議会事務局長　阿部和弘　　　議事調査課長　松井哲也　　　書記　山本弘美　　　書記　山本真衣

開　会　午前９時00分

○丸山隆弘委員長　ただいまから本日の会議を開きます。

本日は、９月12日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案のうち第98号議案　令和６年度新城市一般会計決算認定から第121号議案　令和６年度新城市下水道事業会計決算認定までの24議案を審査します。

審査は、説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑は、配付の質疑通告順序表に従って発言を許可いたします。

なお、質疑者、答弁者とも、決算審査の趣旨に沿って、一問一答により簡潔明瞭にお願いをいたします。

第98号議案　令和６年度新城市一般会計決算認定を議題とします。

これより、歳入１款市税の質疑に入ります。

最初の質疑者、滝川健司委員。

○滝川健司委員　それでは、歳入１款５項１目市税、入湯税、12ページですけども、滞納繰越分125万9,810円の収入見込みはということでお聞きします。

○丸山隆弘委員長　白井税務課債権管理室長。

○白井薫税務課債権管理室長　入湯税125万9,810円の収入見込みにつきましては、対象事業所が令和６年６月17日から廃業状態になっていることから厳しい状況であるということを認識しております。

以上です。

○丸山隆弘委員長　滝川健司委員。

○滝川健司委員　そうすると、対象１件ということでよろしいですか。１件で、もう廃業してしまってるということは、もう見込みがないということなのか、それとも、催告して、取りあえず不納欠損にならんような手続だけはしているのか。最終的には不納欠損になってしまう可能性のおそれがあるということでよろしいですか。

○丸山隆弘委員長　白井室長。

○白井薫税務課債権管理室長　こちら対象事業所１者になっておりまして、今のこちらの状況としましては、差押えの手続にこちらは入っております。

そういう状態でありますので、今後、破産管財人等の手続がなされた折に、交付要求等の手続に入ってくると思います。そのときに、こちらが要求をし、その破産手続完了したときに要求して、そのお金がこちらに配当されるということが決まって、そのお金を充当して納付という形になっていきますので、全くゼロではないとは考えております。

○丸山隆弘委員長　滝川健司委員。

○滝川健司委員　ゼロではないと言ったけど、先ほど廃業と言ったけど倒産なんでしょ、倒産じゃない、負債総額は幾らある倒産なんですか。それによっては、債権と言ったって、新城市の125万円分の債権がどの程度全体に占める割合か分かりませんけど、実際に、破産管財人が債権整理したり、土地、建物とか、いろんなまだまだ価値のあるものはあるかしれませんけど、整理して、優先順位からいったって、あるいは金額の比率からいったって、新城市に回される分というのはかなり少ないような気がするけど、倒産したその負債総額までは把握されてないのか、全体の債権金額というのが把握されてないのか、その辺はいかがですか。

○丸山隆弘委員長　白井室長。

○白井薫税務課債権管理室長　負債総額、破産の総額については把握してないのが現状であります。

以上です。

○丸山隆弘委員長　滝川健司委員。

○滝川健司委員　多分、こういう倒産情報というのは、いろんな調査会社や何かが幾らの負債で倒産というのは全部情報でネットでも出ますよね。ちゃんとそういうとこ調べて、一体幾らの負債で倒産したのか確認すれば、新城市の125万円が本当に回収できる見込み

の率、なるのかどうかを含めて１回、ちゃんと可能性を検討してくださいよ。

それから、その上で不納欠損にならないように手続を取りながら、訴えるなら訴える、あるいはどういう形で少しでも回収するのか、しないのかということを検討していく必要があると思うんですけど、ちょっとその全体の数字というのを把握した上で、今後の方針とか、訴えることも、訴えても取るものなければ訴えてもしようがないかもしれんけど、訴える訴訟費用のほうが無駄になるおそれがありますので、そういうことも総合的に検討した上で、１回判断していただきたいと思うんですけどいかがですか。

○丸山隆弘委員長　白井室長。

○白井薫税務課債権管理室長　情報等を調べまして、今後の対応、よく検討して、適切な対応に努めてまいります。

以上です。

○丸山隆弘委員長　滝川健司委員の質疑が終わりました。

次に、２番目の質疑者、山口洋一委員。

○山口洋一委員　では、歳入１款５項１目入湯税の滞納繰越分、資料12ページをお願いします。２点。

滞納の経過の年数。

次に、督促状況と時効の中断の措置についてをお伺いします。

○丸山隆弘委員長　白井税務課債権管理室長。

○白井薫税務課債権管理室長　入湯税の滞納の経過年数につきましては、課税年度が令和３年度から令和５年度までのため、１年から３年と経過年数はなっております。

２番の督促状況と時効の中断措置はという質疑ですけれども、督促状況は、入湯税の申告時期と納期限が毎月15日であるため、納付の確認が取れなかった場合、納期限日から20日以内に督促状を送付しております。

また、時効の中断措置につきましては、対象の入湯税が、時効の５年を経過していないため講じていないのが現状であります。

以上です。

○丸山隆弘委員長　山口洋一委員。

○山口洋一委員　さきの滝川委員からの質疑がありました。令和６年６月17日に廃業されたと。そして、差押えをされているということなんですが、既に新たに納税者が滞納したわけではない。過年度ずっとずっと前からこういう状況であったということは、承知をしてみえると思います。

したがって、これらに対する督促であるとか、２点目で質疑入れてます時効の中断も、５年たってないからやってないというようなことは、これは俗に言う職務怠慢だと思います。そういった案件が初めてであるならば、若干の猶予も見ることができるんですが、再三再四この状態が続いている。そして、５年たてば不納欠損という措置をして税を免れる。

特に、入湯税というものは、本来はこの事業主の、先ほど滝川委員からあったように、負債の状況についての確認をしたわけでありますが、してませんということでしたが、本来は、こういう事業者であれば損益計算書であり貸借対照表等を取り、提出を命じていく。そうすると、当然に負債勘定にはこれがあるわけですよね。将来負担しなくてはならないという科目の中にこの金額が載ってるはずなんですが、やってないということは、それすら経理がしてないということ、逆に言えば、入湯税を鉱泉事業を利用した入湯客の方からいただいたものをどうかという、ちょっと言葉はあまり言っては語弊がありますのであれですが、そういうことが懸念をされるけどもが、それについてはどういったことを本市としては対応していくのか。

今まで途中で不納欠損を打ったから、またゼロになったからいいよねというのは安易な考えではなかったのか、その点について再度お伺いします。

○丸山隆弘委員長　白井室長。

○白井薫税務課債権管理室長　時効による不納欠損、これまで、今回の事業所の入湯税の納付状況を確認すると、残ってるものが令和３年度からとなってますので、それまでの分については遅れがちではありますが納付されたと、こちらは解釈しておるんですけど。

５年時効あるんですけど、そちらで入湯税の不納欠損、安易に考えているのではなく、納付というものがあって、まだ時効になっていないところが令和３年度分から残っている。これで、令和６年度分の現年度分が滞納繰越になりましたので、今、手続として考えているのは、令和７年度分の現年の課税分、それと、令和６年度の現年度分、滞納繰越分になったこの入湯税につきまして、差押えの手続に入っていくと考えております。

以上です。

○丸山隆弘委員長　山口洋一委員。

○山口洋一委員　差押えということは、それだけの差し押さえするのに値する入湯税相当額の金員は認められるということで差押えをするのか、ただ漠然と差押え措置をしました。差し押さえする物件はございません。じゃあ、やはりこれは不納欠損だよねとしてしまうのか、その辺についてはどういうお考えで進めようというのか。

当然、監査委員さんの監査も受けておりますので、監査委員さんからもそういった御意見が出ておるのかとは思いますが、そこらも含めてどういった、差押えと言われました。ところが、廃業していってしまっている、差押えをするには、恐らく、利害関係者は本市を含めてあまたの方がお見えになると思うので、そういった場合に、そういった効力が発揮できて、完全にこの部分が本市の滞納分として令和８年度に入る予定なのか、恐らく令和６年度も対象になりますので。その点はどのようなお考えでいくのか、またどのようなことをすると一番効果があるのか。

逆に言うと、湯谷温泉の温泉街が、そういったことでＡさんという事業主さんがそういうことをしたということで、さらに本市の入湯客が減少するということに起因するおそれがありますので、そこら含めてお願いしたいと思います。

○丸山隆弘委員長　白井室長。

○白井薫税務課債権管理室長　今、お話をさせていただいた差押え手続につきましては、追加での差押えということで考えておりまして、事業所所有の家屋に対する手続となります。

それで、今後、破産の手続に入っていくんですけれども、さきのお話ですし、今、先ほどお話ありましたほかにあまたの同じような債権者がいらっしゃるので、そういったことも考えると厳しい状況にはなるのかなと考えております。

○丸山隆弘委員長　山口洋一委員。

○山口洋一委員　大変な仕事だと理解します。ですので、十分、市長、副市長とも調整をしながら、入湯税だけではないと思います。恐らく、他の使用料等についても同様だと思います、固定資産税もあると思います。それらも含めてしっかりと対応していただくということでお願いしたい。

それから、最後にもう１点でありますが、時効の中断になりますが、５年になってないから中断措置をしてないというお考えはいかがなものかと思います。例えば、令和６年度分を、これで当然発生するわけでありますが、相手方にこういった令和６年度分の申告に基づいた債権があるからこれを入れてくださいと言って、分かりました、本金員については確認しましたよという書面を一部持っておれば、もうそこで本来時効は中断されるわけなんですよね。１円でもいいから入れてもらえば、中断。そうすると、５年中断というのはなくなるんです。

というのは、行政というのは５年たてば、どっちみち不納欠損にしてしまうからいいん

ではないのというのは甘い考えではもういけないと思うんです。

○丸山隆弘委員長　山口議員、説明は分かりますので、お聞きしたいところをちょっとお願いします。

○山口洋一委員　分かっていればいいんです、分かってないから聞いてるんです。

毎年、同じことを聞いてても同じ答弁ですので、全く進歩がしてないということだからそういう措置を講じるお考えはありますか。

○丸山隆弘委員長　白井室長。

○白井薫税務課債権管理室長　納付で時効が伸びます。債務承認と分納誓約という書類を書いていただくということも時効の中断になります。あとは、差押えという手続、その３つが時効の中断ができる措置と思っております。

これまで、１か月から２か月ぐらいのペースで１回ぐらい来庁されまして、納税相談をさせていただいております。その折に、納付というところは、滞納金額に比べて少ないんですけども納税意識はある、納付があったということで時効の延長はできているのかなと。

今回の入湯税の件は、令和６年度として収入、納付がなかったもんですから、ちょっとそちらの時効の中断というものはできなかったんですけれども、以前に差押えの手続を行っている。で、新しい債権額がこれで決まってきた。あわせて、差押えの手続をし、時効の中断という手続も併せてしていきたいと思っております。

以上です。

○丸山隆弘委員長　山口洋一委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○丸山隆弘委員長　質疑なしと認めます。

歳入１款市税の質疑を終了します。

次に、歳入15款使用料及び手数料の質疑に入ります。

最初の質疑者、滝川健司委員。

○滝川健司委員　15款１項６目商工使用料、22ページです。

１点目、予算現額と調定額の差額の内容をお伺いします。

２点目、収入未済額の内容と収入見込みについて、お伺いします。

○丸山隆弘委員長　貝崎観光課長。

○貝崎禎重観光課長　２点ありましたので、順次、お答えいたします。

まず、差額の内容につきまして、主な内容は、湯谷温泉源使用料（過年度分）を当初予算額より多く調定額として計上していることによるものでございます。

理由といたしましては、予算額につきましては、歳出予算の財源としての見積りという性質上、収納見込み等を考慮して計上しておるのに対しまして、調定額は出納整理期間までに納入されなかった未収金の全額を計上する必要があるため、差額が生じているものでございます。

２点目、収入未済額の内容、収入見込みにつきまして、湯谷温泉源使用料と板敷使用料にそれぞれ収入未済額を有しております。

未納者の内訳といたしましては、湯谷温泉源使用料が法人２件、板敷使用料が法人１件となっております。

次いで、収入見込みにつきましては、現在、係争中であります１件を除き、直接訪問による納付折衝等を行っておりますけれども、なかなか成果に結びついていないため、庁内他部署とも連携しながら成果に結びつく対応を検討していきたいと考えております。

以上です。

○丸山隆弘委員長　滝川健司委員。

○滝川健司委員　２件あるということで、温泉使用料については、過年度分も含めてまとめてやるから倍近くになっているということ、それだけ収入がスムーズに来てないというこ

とと、例の訴訟の案件もその中に含まれているということで理解しました。

法人２件ということで、それだと思うんですけども、それにしては金額が多いなということ、将来的に先ほどの入湯税との物件との関連はあるのか、そことの温泉使用料を、先ほどの入湯税未納の物件とリンクしてるのか、いかがですか。

○丸山隆弘委員長　貝崎観光課長。

○貝崎禎重観光課長　今、申し上げた１件につきましては、先ほどの入湯税と同様でございます。

○丸山隆弘委員長　滝川健司委員。

○滝川健司委員　そうすると、法人２件というのは、先ほどの入湯税未納のとこと、例の訴訟の相手の部分が２件で、この金額になってるということで理解しました。

それから、板敷のほうが法人２件ということですけども、法人２件とあった、１件って言った、２件って言った、１件でしたか、すみません、２件て聞き間違えました。

板敷が１件ということですけども、この板敷の１件は、後ほど山口委員がしっかり聞いてくれるのでやめとこうかな。分かりました。

それで、歳入見込みということですけども、先ほどとリンクしてるということは、廃業してしまって未納になる可能性、それについても訴訟ですか、そういった手続は入湯税と同様にちゃんとやられているのかどうかお伺いします。

○丸山隆弘委員長　貝崎観光課長。

○貝崎禎重観光課長　この案件に関しまして、現在訴訟というのは、先ほどの話にもありましたように、訴訟費用と収納見込み分、ここの辺りを検討しながら考えていきたいと思っております。

○丸山隆弘委員長　滝川健司委員。

○滝川健司委員　もう１件のほうは、確か訴えられて逆に反訴してやってますよね。もう１件の入湯税絡みのそっちも一緒なのか分からないけど、それは訴訟にはしないのか。同じ手続、要するに入湯税と同じような手続を踏んでないのか。その辺を確認したかったんですけど、いかがですか。

○丸山隆弘委員長　貝崎観光課長。

○貝崎禎重観光課長　今の件につきましては、現在、納付依頼を続けておるところでございまして、まだ、その段階には至っておらないところでございます。これまでも直接訪問により納付折衝を中心に行ってまいりましたけれども、なかなか次の一歩が踏み出せずにおりました。

特に、湯谷温泉源使用料につきましては、状況が改善されないということで、昨年度６月、これが令和６年６月に、給湯を停止措置、配湯停止措置を行いました。これによって、廃業に至ったという経緯がございますので、そういった状況でございます。

○丸山隆弘委員長　滝川健司委員。

○滝川健司委員　分かりました。必要な法的措置をできるやつは全てやっておかないと、あと破産管財人がどういうふうな形になるか分かりませんけど、そのときの配当が当然見込まれるので債権の確認等しっかりしていただきたいと思います。

それから、板敷の法人１件、これは、金額的には幾らぐらいの収入未済でしょうか。

○丸山隆弘委員長　貝崎観光課長。

○貝崎禎重観光課長　金額につきましては、125万760円でございます。

○丸山隆弘委員長　滝川健司委員。

○滝川健司委員　これは、過年度分も含めてこれだけなのか、それとも現年度分なのか、これまで滞納はなかったのか、その辺はいかがですか。

○丸山隆弘委員長　貝崎観光課長。

○貝崎禎重観光課長　すみません。今のは現年度分でございました。

過年度分について、294万8,236円ございます。

○丸山隆弘委員長　滝川健司委員。

○滝川健司委員　そうすると、その方は過年度分を含めて420万円ぐらいの滞納をされてるということですけども、これは今までには払われてたのか、ある時期から払われなくなってこういう状態になってるのか。どういう状況なんでしょうか。

○丸山隆弘委員長　貝崎観光課長。

○貝崎禎重観光課長　今まで払われてないということではなくて、途中払われてる時期もあり、払われない時期もありといったような状況でございます。

○丸山隆弘委員長　滝川健司委員。

○滝川健司委員　契約上は、こういった未納が続いた場合の措置とかそういうのはどういうふうになってるんでしょうか。延滞金も含めたとか、督促あるいは差押え、あるいは催告、いろんな手続があると思うんですけど、状況によっては滞納が長期にわたった場合には、出ていってもらうのかどうか分かりませんけど、どういうような契約上はなってるんでしょう。

○丸山隆弘委員長　貝崎観光課長。

○貝崎禎重観光課長　督促であったりとか、催告を行いまして、また、直接訪問して納付をしていただけるようにお話をしておるところでございますが、なかなか改善がされておらんということで、今後、法的措置も含めて強い対応で行っていきたいと考えております。

○丸山隆弘委員長　滝川健司委員。

○滝川健司委員　最後にしますけども、強い態度ということですけども、この事業者の方は、板敷での事業だけではないですね、やってるのは。いろんなとこでやってるし、事業展開してるだけの資金力があるはずなんですよね。

新城市に家賃は払わんけど、そういうところへの投資ができる資金力があるのか、融資を受けてるのか分かりませんけども、ちょっとずるいというか、やり方がおかしいと思います。よそへ出店できるお金があるなら、新城市にまずお金払ってからやってくださいよというぐらいのこと言って、できなければ差し押さえるなり、それなりの法的措置を取らないとズルズルいく可能性がありますので、しっかりお願いしたいと思うんですけどいかがですか。

○丸山隆弘委員長　貝崎観光課長。

○貝崎禎重観光課長　先ほど申したとおり、他部局とも連携をしながら、法的措置も含めたより強力な対応を検討しております。

○丸山隆弘委員長　滝川健司委員。

○滝川健司委員　それでは、次、行きます。

15款１項７目土木使用料、22ページですけども、都市計画使用料の収入未済額の内容と収入見込みについてお伺いします。

○丸山隆弘委員長　金田都市計画課参事。

○金田浩司都市計画課参事　都市計画使用料収入未済額499万5,600円の内容につきましては、全額、市営住宅使用料の収入未済額となります。

収入見込みにつきましては、現在、督促状の送付、それから、電話や面談等行い、分納ではありますけども納付をしていただいてるという状況です。

以上です。

○丸山隆弘委員長　滝川健司委員。

○滝川健司委員　そうすると、督促して分納してくれてるって、支払いの意思はあるということでよろしいですか。この金額、個人１件ではないと思うんですけど、何件ぐらいの分がこれだけになってて、今、言われた答弁の分納をしていただいてるのは、対象者全員がそういう形で対応していただいているのか、全くその無視、無視というのはおかしいけど、そういうような状況にある物件もあるのか、その辺はいかがですか。

○丸山隆弘委員長　金田都市計画課参事。

○金田浩司都市計画課参事　滞納されている方の人数ですけども、この決算時点で22名、

その内２名の方が連絡が取れておりません。それで、もう１人の方が現在係争中という形で、残りの方は少しずつではありますけども、納付をしていただいておるという状況でございます。

以上です。

○丸山隆弘委員長　滝川健司委員。

○滝川健司委員　３名の方が今、分からなかった。２名の方は、現にまだ市営住宅へ住まわれて、連絡が取れないのか、会っていただけないのか。１名の方はどういう状況なのか、もう少し詳細にお願いいたします。

○丸山隆弘委員長　金田都市計画課参事。

○金田浩司都市計画課参事　まず、連絡の取れない方２名につきましては、既に退去をされている方でございます。

それから、もう１名の方は現在係争中ということで、３月定例会において訴えの提起をさせていただいた方でございます。

以上です。

○丸山隆弘委員長　滝川健司委員。

○滝川健司委員　１名は係争中ということですので、そういった措置を取られている。２名は退去して連絡取れずということは、連絡取れないし、どこにおるかも分からない、手紙も何も送れない状況だということだと思うんですけど、この２名分は幾らの収入未済になってるんでしょうか。

○丸山隆弘委員長　金田都市計画課参事。

○金田浩司都市計画課参事　まず、お一人の方が56万8,733円、もう１人の方が22万４千円でございます。

○丸山隆弘委員長　滝川健司委員。

○滝川健司委員　この２名の方で約80万円近くあるんですけども、これは退去される前に、それなりの手続をちゃんと取ったんですか。夜逃げみたいな形で連絡が取れなくなったのか、その過程はどうなってましたか。

○丸山隆弘委員長　金田都市計画課参事。

○金田浩司都市計画課参事　退去される際に滞納されていた状況になるんですけども、退去の時点ではお支払いの約束をいただいておりますが、その後、督促の送付、お一人の方については市外へ転居されたので、そちらのお家までお伺いしたんですけども不在であったという状況です。

以上です。

○丸山隆弘委員長　滝川健司委員。

○滝川健司委員　相手の住んでるとこは分かってるということですか。こちらは係争中か訴訟にはしない。連絡が取れないで、さっき片づけちゃったみたいですけど、これは訴えるとかそういうことはしないで、催促しておる。だけど、連絡が取れませんで、今、片づけてしまうつもりなのか。どうするつもりなんですか。

１件は係争してるということは、それなりに法的手続を取ってる。もう２件のほうは、これからどういう法的手続を取る予定なんですか。

○丸山隆弘委員長　金田都市計画課参事。

○金田浩司都市計画課参事　退去される際に、転居先を退去届に記入していただきますので、転居先というのは確認できます。

今後ですけども、現在、債権管理室と相談をさせていただいて、今後の方針を決めていきたいと考えております。

○丸山隆弘委員長　滝川健司委員。

○滝川健司委員　債権管理室に振られましたけども、これ退去されて何年たつんですか、確認します。

○丸山隆弘委員長　金田都市計画課参事。

○金田浩司都市計画課参事　まず、お一人の方が令和元年９月11日、もう１人の方が令和２年３月31日に退去されております。

○丸山隆弘委員長　滝川健司委員。

○滝川健司委員　ということは、かなり年数たってて、今の状況ですよね。それまでに、債権管理室とちゃんと調整して、手続、法的な部分も含めて、今、やります、これからや

りますのようなこと、のんびりしたこと言ってますけど、令和２年で５年もたってますけども、今まで放置してたということなのか、相手の住所が分かれば督促状とか請求書を送ることは可能だったかもしれませんけど、それで一向に改善されなければ次のステップへ進むべきなんですけど、そういうことは債権管理室、ちゃんと調整してたんですか。

　今の答弁だとこれからやるようなふうに聞こえましたけど、債権管理室はこの件についてどういうふうに相談をされたり、アドバイスを送ったんでしょうか、お伺いします。

○丸山隆弘委員長　白井債権管理室長。

○白井薫税務課債権管理室長　債権管理室が組織されたのは令和２年４月でございまして、それから債権管理室としての業務を始めさせていただいております。

　債権管理室として、今回のような未収債権のある対象課とのヒアリングを令和５年から始めております。そのとき、最初始めたときは、法的手続、督促、催告等の確実な実施をヒアリング時においてお話させていただいて、それを徹底していってほしいというところはお話させていただいたという状況です。

　今回の件というのは、市外に出られた方、ヒアリングで分かったことなんですけど、市外に出られて、臨戸したけれども不在で、どうやらまた次のところに移ってるかもしれないというところがありまして、その次のところの住所の確定、実態調査を次に進めていきましょうというお話はさせていただいております。

　以上です。

○丸山隆弘委員長　滝川健司委員。

○滝川健司委員　最後にしますけども、１件目の56万円の方は、市内に見えるということでよろしいですよね。

　２件目の22万円の方は、市外で転居して、さらに転居してしまってるから、なかなかそういった手続がうまくいかないみたいですけども、既に５年経過し、債権管理室の立場としてもやっぱりしっかり法的手続に進んでいただいて、やれることをやった上で駄目なら駄目になる可能性はあるかもしれないですけど、やらないうちに不納欠損になるようなことはないようにしていただく必要があると思うんですけど、どういう方向性を考えているんでしょうか、お伺いします。

○丸山隆弘委員長　金田都市計画課参事。

○金田浩司都市計画課参事　ただいま委員がおっしゃられたとおり、何もしないまま不納欠損にならないようにしていきたいと考えております。

○丸山隆弘委員長　滝川健司委員の質疑が終わりました。

　２番目の質疑者、山口洋一委員。

○山口洋一委員　では、お願いします。

　同じく資料22ページ、15款１項６目商工使用料です。収入未済額について、５点。

　湯谷温泉源使用料の詳細。

　２点目、湯谷温泉源使用料の過年度分の詳細。

　続いて、板敷使用料の詳細。

　同じく、板敷使用料の過年度分の詳細。

　そして、督促の状況と時効の中断措置について。

　５点、お願いします。

○丸山隆弘委員長　貝崎観光課長。

○貝崎禎重観光課長　それでは、順にお答えいたします。

　湯谷温泉源使用料の詳細につきましては、先ほど申し上げたとおり、未納者は法人２件、金額につきましては合計で220万6,240円です。

　湯谷温泉源使用料の過年度分につきましては、現年度分と同じく未納者は法人２件でございます。金額は合計で4,217万120円です。

　板敷使用料の詳細につきましては、未納者は法人１件、金額は125万760円です。

　過年度分の詳細につきましては、現年度分と同じく未納者は法人１件で、金額は294万

8,236円です。

　納付の催告は、これまでも再三にわたり行ってまいりましたが、時効の中断要件となる督促としては令和６年３月に行っております。

　以上です。

○丸山隆弘委員長　山口洋一委員。

○山口洋一委員　滝川委員から質疑をされた中で確認をさせておっていただきますが、まず、源泉使用料の詳細２件ということでありますが、各課と連携をしてというお話を伺いましたので、これはこの２件は入湯税等も含めた事業者なのかどうかということを、まずお伺いします。

○丸山隆弘委員長　貝崎観光課長。

○貝崎禎重観光課長　１件は係争中の案件、それからもう１件につきましては、先ほどの債権管理室と同様、入湯税の関係の事業者になります。

○丸山隆弘委員長　山口洋一委員。

○山口洋一委員　ということは、あとの３番、４番も絡んでいるという理解をさせていただきました。

　そこで、２点目の質疑の中で、過年度分の詳細というのが4,217万120円、２件であります。そして、調定額4,226万580円、収入済額が９万460円ということであります。

　では、4,200万円というのも２件ということですので、ちなみに、Ａ事業所、Ｂ事業所の内訳が分かったら確認をさせていただきたいと思います。

○丸山隆弘委員長　貝崎観光課長。

○貝崎禎重観光課長　まず１件が4,134万５千円、もう１件が82万5,120円でございます。

○丸山隆弘委員長　山口洋一委員。

○山口洋一委員　4,000万円もお支払いをしていただけないということになるわけですよね、ＡさんならＡさんのところが。Ｂさんは85万円ということでありますが。これあくまでも商工使用料だけを捉えて話をしているので、あまり庁内全体では苦になってないのかなと思います。

　ところが、この源泉使用料に関わるコストが8,000万円、ちょっと記憶ないですが、かなりの金額がありまして、また加温ボイラーもどんどんやってる中で、一生懸命で市が投入して、湯谷温泉街の商店街の発展の会議もやってます。そういうものにもかなり資金を投入してます。それにもかかわらずこういう方が見えるということはどうなのか。

　そして、先ほど滝川委員のほうから話がありましたが、恐らく源泉使用をするについては、例えば、Ａさんという事業主さんと、本新城市、この契約は自動的に継続するのであれば、前任の穂積亮次が甲乙の乙になるということでありますが、代わっていれば下江洋行になるわけでありますが、その中で、契約書というのは、貸します、借ります。お金は幾らです。払えなかったらどうします。契約を解除します。そして、最終的には法的措置に出ます。管内の裁判所に告訴するというのが普通の契約書の条文なんですが、そういうものは、先ほどちょっと話を聞いたところ、どうもあまり契約書の内容を熟知していないようにお見えになったんだけど、その辺はしっかりしてみえるということでいいんですか。

○丸山隆弘委員長　貝崎観光課長。

○貝崎禎重観光課長　配湯につきましては、配湯契約書というか。随分、古い段階で結んだものがございます。それによって配湯しておるということでございます。

　しかしながら、先ほども申しましたとおり、なかなか一向にお支払いしていただけないということで、配湯停止の措置をさせていただいたという状況でございます。

○丸山隆弘委員長　山口洋一委員。

○山口洋一委員　そうしますと、4,134万５千円の方については配湯停止をされたということで、調定額4,200万円の中に当然それも入ってるということでよろしいんですよね。

　ですので、配湯を停止しました。ところが、

さらに督促をするともう払ってくれないという状況で、これは多分、入湯税と同じように、多分、固定資産税も同じだと思うんですが、その辺は関係部局と連携をしてやってるというんですが、関係部局との調整の経過、経緯として、どのような今現在、決算監査を受けて、恐らく監査委員さんからもそれなりのことがありますし、特に我々を代表する議選の監査委員は、議員20年目でありますので、そういった意味ではこういった状況をつぶさに理解してみえる中での指摘等もあったんだろうと思いますが、そのことについてここでどうのこうの言いませんし、決算書で意見が出ておりますのであれですが、関係部局との連携はどこまでやって、どのように進んでいるのか、そして、現在はどうなのか確認をしたいと思います。

〇丸山隆弘委員長　貝崎観光課長。

〇貝崎禎重観光課長　泉源使用料につきましては、１件は既に係争中ということでございますので、もう１件について、こちらにつきましては、先ほど申し上げたとおり配湯停止措置をしております。ですので、増えていくことは現状ない状況でございます。

　ただ、大きな金額が残っておりますので、債権管理室、税務課、あと弁護士等に相談しながら、今後どう徴収できる部分がどの程度あるのかも含めて検討しておるところでございます。

〇丸山隆弘委員長　山口洋一委員。

〇山口洋一委員　先ほど申し上げましたが、こういった現状で、入湯客からいただいた売上から利益を得て、そこで当然、必要とする経費は拠出していくというのが事業主の義務、責務、そして、それが地域に信頼されるためののれんだと思います。そうした意味でも、しっかりとそのこともお伝えをしていっていただくことも必要。それは、関係部局としっかりと１つになっていかないと、観光課長さんだけが一生懸命で動いても、片や知らない顔では困るということでありますので、その点を切にお願いしたいと思います。

　次に、３点目でありますが、板敷使用料は１件に125万760円だと伺いました。調定額130万2,240円の今年支払われたのが令和６年決算で収入があったのが５万1,480円であります。過年度分にかなりなると思うんですが、なぜお支払いをしていただけないのか。

　これも、先ほどちょっと滝川委員が触れた中でも明確にお答えができなかったわけでありますが、恐らくあそこの施設を使っていただくについては、その使用の目的であるとかどうのこうのというのがあって、お金払わんかったらどうしますよ、どうしても払わなかったら訴えますよというのがあると思うんですが、その契約はしっかりしているという解釈をしてるのか、その契約はしっかりと履行されてるのかどうか、確認します。

〇丸山隆弘委員長　貝崎観光課長。

〇貝崎禎重観光課長　使用についての契約は交わしております。内容も確認しておりますが、こうして現年度、過年度含めて使用料の滞納があるということは、履行されておるかと言われるとちょっとそこの部分については払われておらないという部分がございますので、今後、徴収というか納付をしていただけるよう進めていきながら、また、先ほど来申し上げておるとおり、ちょっと法的な措置等も考えておりますので、そういったところも含めて対応していきたいと考えてます。

〇丸山隆弘委員長　山口洋一委員。

〇山口洋一委員　考えているではなくて、やはり実行することがもう必要であるし、それをしなくては、いつまでもいつまでもああいう業者の方はお支払いをしていただけないと思うんです。

　これ多分、観光課長、確認をしてみえると思うんですが、あの施設を利用されてみえる方と本市と何か協定結んでますよね、でなかったのかな。ちょっとそんな気がしたんだけ

ど、結んでいないにしても、とにかく我々議会としても、実はあそこの施設を見学に行きました。それで、非常にこういうことだ、こういうことだということで、自分とこの会社の信念を訴えられましたので、そういった方がこういった状況になるということをいかがなものかと思います。

そしてまた、そうならせてしまったのもどこかに原因があるんではないかなということですので、やはり、そこらは関係部局とよく連携調整をしてください。くださいと言ってる分だと、これ、ない袖は振れないと言われれば終わりですので、もうそうなったら仕方がないのであるとこへ訴状を上げますよというとこまで言わないと、もう駄目なのかなと思いますので、そこら辺のお考えは。

これは、最終決断は専決でよく軽易な契約は、専決で印鑑押すのもありますが、やはりこれは執行権者である市長の決裁にも結びつくと思いますが、その点いかがでしょうか。

○丸山隆弘委員長　貝崎観光課長。

○貝崎禎重観光課長　そういった措置について、今、検討しておるところでございます。検討というのは本当にやるという方向を想定しながら、強い意志を持って検討しておりますので、よろしくお願いいたします。

○丸山隆弘委員長　山口洋一委員。

○山口洋一委員　督促状況についてお伺いしました。時効の中断となる督促としては、令和６年３月に行いましたということでありますが、どういった手法でもって行われたのか、確認をしたいと思います。

○丸山隆弘委員長　貝崎観光課長。

○貝崎禎重観光課長　直接、本人にお会いして、いついつまでに納めますというお話をしてきたと聞いております。

○丸山隆弘委員長　山口洋一委員。

○山口洋一委員　そういった場合の面談交渉結果表というのは稟議として作成をして、そして、上席及び執行権者の決裁を取ってみえるということでよろしいんですか。

○丸山隆弘委員長　貝崎観光課長。

○貝崎禎重観光課長　面談する際には、記録をもちろん取っておりますので、それを決裁として回しております。

○丸山隆弘委員長　山口洋一委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○丸山隆弘委員長　質疑なしと認めます。

歳入15款使用料及び手数料の質疑を終了します。

次に、歳出２款総務費の質疑に入ります。

最初の質疑者、浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員　それでは、歳出の２款１項５目人事管理費、職員研修事業、86ページ。報告書は７ページです。

１、成果と今後の課題を伺います。

２点目は、重大な不祥事が続いておりますが、その認識と再発防止の研修内容を伺いたいと思います。

○丸山隆弘委員長　塩澤秘書人事課長。

○塩澤宏樹秘書人事課長　まず、１点目の成果と今後の課題ですけども、令和５年度と比較し、外部研修機関への派遣者数が増えており、研修を受講した職員、それぞれが公務員として、あるいはそれぞれの業務で必要な知識、技能を習得できたことが成果であると感じます。

また、研修を通じまして他団体の職員との人脈をつなげることにより、業務を行う上での貴重な情報交換の機会を得られたことは研修の大きな成果であると認識しております。

今後の課題についてですが、限られた予算の中で、市としましても様々な研修を行っていかなければなりません。外部からの派遣講師となりますと当然、高い費用がかかってまいりますので、研修の内容によっては職員による内部講師で行っていく必要があると考え

ております。

そのため、講師を行うことができる職員の育成にも力を入れていくため、職員が登壇する機会を増やしていく必要があると考えております。また、研修を受講した後の効果を検証する仕組みづくりも現在、課題であると考えております。

２点目の不祥事の認識と再発防止の研修内容でございますけども、職員の不祥事には、職務上のもの、あるいは、事故、違反など様々ありますけども、その要因の大半が法令、あるいは条例、それから規則、手順書といったものを遵守するというコンプライアンス意識の欠如にあると認識しております。

このため、再発防止の研修としまして令和６年７月ですけども、愛知県弁護士会から講師の先生をお招きしまして、部長職と課長職を対象にコンプライアンス研修を行いました。研修の内容ですけども、基本的なことではありますけども、コンプライアンスの重要性、遵守すべきルール、職員の責任など、職員の職務に対する意識をしっかりと持ってもらうための研修でありました。

今後につきましても、対象となる階層を変えながら継続的に実施してまいります。

以上です。

○丸山隆弘委員長　浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員　分かりました。

では、再質疑なんですが、こうした研修をやるということは必要であると、私も思って充実をしていってほしいと思っております。

また、こういった研修の成果を、やはり具体的に示していく、こういった行動変化に各一人一人の職員がつなげていくということが必要かと思います。研修受けてそれで終わりとしないこと、そこでやはりそういった研修を個々の具体的な行動変化に生かしていく。そういった把握、また仕組みづくり、こういった検証の方法というもの、そこまで踏み込んだものを考えているのか伺いたいと思います。

○丸山隆弘委員長　塩澤秘書人事課長。

○塩澤宏樹秘書人事課長　現状は、こういった仕組みづくりないんですけども、今後、外部研修の派遣へ行きますと、研修機関側で受講した職員のフォローアップ調査みたいなものも行っております。こういったものを参考に、今後、受講した職員のフォローアップ調査ですとか、所属長へのヒアリング等行って効果等を検証していきたいなと考えております。

○丸山隆弘委員長　浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員　ぜひ、そういった外部の研修の内容というのは、非常に多角的に見れると思いますので、そういったフォローアップをぜひしていただきたいと思っております。

１点、あと、２点目になりますけど、やはりかなり私自身もこの重大な不祥事が、市で続いてるということで、非常に何とかしなければいけないんではないかと私も思っているんですが、例えば、これまでの大変なミスだとか、不祥事のケースがある意味積み上がってると思うんです。なぜこういったことになってしまったのかという分析チームというか、市の内部の中で、それを分析するようなチームがあるのかないのか。また、そういったミスがこういった傾向があるよということを全課に情報共有して、再発を防ぐというようなシステムはあるのかどうか、お聞きしたいと思います。

例えば、市民病院では事故調査チームがありまして、それをニアミスレポートを書いて、そこで誰がこのダブルチェックをしなかったのか、したのかを分析して、全職員にフィードバックするというシステムがあるもんですから、そういった似たようなシステムが本庁にもあるのかなと思って、聞いております。

○丸山隆弘委員長　塩澤秘書人事課長。

○塩澤宏樹秘書人事課長　現状では、市全体としてのそういった検証をするチームみたい

なものはございません。ただ、やはりこういう不祥事が起きた部署では、それぞれどういったことが原因であったのかというのはしっかりと課の中で検証はしていただいております。ただ、それを全庁に対して周知しておるということが、今、現状ございませんので、その辺りは、今後もしっかりと再発防止のために行っていきたいかなとは考えております。

○丸山隆弘委員長　浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員　システムないということですので、ぜひそういうふうなことを検討していただきたいなと思います。

もちろん、ミスをした担当の部署だとか、そういったところは何がいけなかったんだろうと考えるとは思いますが、やはりそれは考えても、そこの小さな環境の中で考えるだけでありますので、やはり第三者の視点が入ることで、これはこういうことだったのかということで新しい防ぐ目が培ってくると思いますので、こういったことは全庁挙げて、再発防止でいろんな課の視点で不祥事を防いでいくというところが、共通の目的として掲げられるべきだと思いますし、掲げることはできると思いますので、そういった二度と起こさないということを全員でスクラム組んでやるということが必要かと思いますので、ぜひ研究をお願いしたいと思って、意見として終えたいと思います。

次の企画費に入りたいと思います。

２款１項９目企画費、自治基本条例運用事業、92ページになります。報告書は17ページです。

１点目は、予算33万３千円に対して、決算額は７万5,807円と乖離がありますが、その理由を聞かせてください。

２点目は、成果と今後の課題を伺います。

○丸山隆弘委員長　牧野市民自治推進課長。

○牧野賢二市民自治推進課長　それでは、２点質疑をいただきましたので、順にお答えさせていただきます。

まず、１点目の乖離の理由ですけれども、こちらは、公開政策討論会実行委員会委員に支払う費用弁償が22万円の予算に対しまして、4,292円の支払いにとどまったことによるものでございます。実行委員会の委員は、公募により募集をいたしますけれども、集まった９名のうち費用弁償の支払いの対象となる方が２名のみでしたので、結果として乖離が生じたところでございます。

２点目の成果と課題でございます。成果につきましては、実行委員会で討論会の開催に向けた検討が着々と進んでいることとアンケートを実施できたという２点になります。

課題につきましては、公開政策討論会が今度10月に開催するということで、まだ完了していないものですから、準備段階の事業のために開催後に整理をするように、今、考えているところでございます。

以上です。

○丸山隆弘委員長　浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員　分かりました。費用弁償が思った以上に少なく済んだということで理解いたしましたが、９名のうち２名だけということでありましたが、この点はやはり事前には分からなかったという認識でいいのか、伺います。

○丸山隆弘委員長　牧野市民自治推進課長。

○牧野賢二市民自治推進課長　この委員につきましては、15名以内と規定しておりまして、公募の方ですので、一応その15名以内のところで、実際のところ蓋を開けると９名だったというような結果でございます。

以上です。

○丸山隆弘委員長　浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員　分かりました。最大15名の予算確保だったということで理解いたしました。

あとは、こちらはアンケートをしたよということで成果を上げられておりましたが、これはどういったアンケートで、どういった課

題とかそういったものが見つかったのか、伺います。

○丸山隆弘委員長　牧野市民自治推進課長。

○牧野賢二市民自治推進課長　こちらは、内容といたしましては、目的と言ったらいいんでしょうか、この条例自体が、市民へ市長選挙に係る討論会の知る権利を担保するものです。

　やった内容としましては、市政の関心の度合いだとか、あるいは討論会の視聴方法だとか、関心のあるテーマ、特にテーマの点について聞きたいといったところを中心に置きましてアンケートを実施したところでございます。

　このアンケートから得られた内容を分析してみますと、やはり市政の関心というのは薄いのかなと感じたところでございますので、どうやって会場まで足を運んでいただくのかとか、そのためには何回開催したらいいものなのかとか、あるいは会場の場所をどこにしようかといったところを検討してきたところでございまして、特に、市長に手を挙げられる方、立候補される方の人となりといったところをこの会で現場に足を運んで見ていただければといったところを分析してきたところでございます。

　以上です。

○丸山隆弘委員長　浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員　分かりました。このアンケートは市民に向けてのアンケートをしてということで理解をいたしました。

　あと、１点だけ課題としてなんですけど、こういった場所の開催というところがあったと思うんですが、やはり新城、合併してからかなり広い面積、作手、鳳来、新城ということで、開催の場所、リアルに見たい、人となりをどういう候補者なのかというとこで、関心がある人は会場に出向きたいという人もいるかと思います。

　そういう中で何回開催とか、そういったどこで開催とかというのは、どのように考えているのか伺います。

○丸山隆弘委員長　牧野市民自治推進課長。

○牧野賢二市民自治推進課長　場所につきましては、やはり大勢が集まって、大勢の方に見てもらいたいと考えますと、市内の施設としましては、やはり文化会館の大ホールがいいんではないかといった意見が出まして、そういったところから大きい規模の施設を選定したところです。

　あともう一つ、小ホールという手もありましたけども、10月ちょっと使えないことを聞いてましたので、大ホールを選択したところでございます。

　それから、回数につきましては、過去１回、令和３年に開催したときには、３回、鳳来、作手、新城それぞれの会場で行ったことがありますけれども、そういったところはもう既に合併して20年になりますので、一線を置いて考え直して、１回という考え方もあったんですけども、１回を見逃してしまうと現場に行きたかった人も実際に来れなといけないといったところを考慮しまして、２回大ホール、同じ会場で設けさせていただいたところであります。

　以上です。

○丸山隆弘委員長　浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員　分かりました。大ホール、２回で考えているということでありました。

　やはり、作手とか鳳来から大ホールに来れる人はいいんですけど、お年寄りで大ホールまで行けるかというとなかなか難しい人もいるんではないかなと思って、やはり会場を作手とか鳳来、前回やったような形で開催してあげると、市民へのサービスというか、こういった事業の意義が分かるんではないかなと思いますが、検討をよろしくお願いいたしまして、次の質疑に入りたいと思います。

　次は、２款１項９目企画費、ふるさと納税推進事業、92ページです。報告書は10ページ

です。

１、目標値に実績値が届かなかった理由を伺います。

２、どういう返礼品が、現在、好まれる傾向にあるのか伺います。

３点目は、成果と今後の課題を伺います。

〇丸山隆弘委員長　権田企画調整課長。

〇権田晃明企画調整課長　３点いただきましたので、順次、お答えさせていただきます。

１点目の目標値に実績値が届かなかった理由ですけども、令和６年度から新たなポータルサイトを導入することで寄附金額の大幅な増加を見込んでいましたが、そのポータルサイトでの寄附金額が当初想定していた見込額より下回ったことが主な原因と考えております。

２点目の返礼品の傾向ですけども、令和６年度に返礼品として多かったものは、鳳来牛、米、ストーブ用のまき、マットレスなどでした。

３点目の成果と今後の課題ですけども、成果としましては、新しくポータルサイトを導入したことで、新城市を知っていただく機会が増え、寄附金額の増加につながったものと考えております。

今後の課題としましては、寄附金額の増加に合わせ、返礼品の安定的な供給が必要となるため、返礼品を提供していただいている事業者との連携をより一層強めていく必要があるものと考えております。

以上です。

〇丸山隆弘委員長　浅尾洋平委員。

〇浅尾洋平委員　分かりました。

１点目からお聞きしたいんですけど、実績値、目標値が届かなかったということで、新たなポータルサイトを開設をしたということで、それが思ったよりも下回ってしまったということなんですけど、これってどういうこと、どういう意味というか、買ってもらう金額が思ったよりも少なかったというような意味合いなのか、ちょっとそこら辺、かみ砕いて教えてください。

〇丸山隆弘委員長　権田企画調整課長。

〇権田晃明企画調整課長　今回、新しく開設しましたポータルサイトにつきましては、数あるポータルサイトの中で非常にシェアの高いポータルサイトでございました。そういったことから、そういったところに出品することによって、大幅に金額が増加すると見込んでおりまして、金額としては約1,500万円程度見込んでおりましたけども、実際、手続が４月入ってから開始しまして、受付開始が若干遅れたもんですから、そういったこともありまして入ってきた金額が850万円程度でしたので、その分、見込みが下がったのかなと考えております。

以上です。

〇丸山隆弘委員長　浅尾洋平委員。

〇浅尾洋平委員　分かりました。ちょっと手続が遅くなってしまったということもあるかなというふうな答弁でありました。

では、返礼品がどのように好まれているかということで、牛肉とか、あとお米、まき、マットレスが好まれる傾向ということでありましたけど、こちらの返礼品については今後もたくさんというか、生産できるような形、ふるさと納税の品として増やしていけるという見込みがあるのか伺いたいと思います。

〇丸山隆弘委員長　権田企画調整課長。

〇権田晃明企画調整課長　返礼品の募集につきましては、お話があれば随時受け付けております。ただ、事業者さんにとっては、ある程度、返礼品を供給できるような体制を取っていただく必要がありますし、また、ふるさと納税の制度というのが、毎年でもないですけどもかなりの頻度で制度改正が行われておりますので、こちらを主として考えられずに、あくまでも副として考えていただけるような事業者さんであればいいのかなと考えております。

以上です。

○丸山隆弘委員長　浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員　分かりました。

あと１点、ふるさと納税、先ほど言った好まれる返礼品もお聞きしたんですけど、今後もっと、何て言うんですかね、開拓してくというか、もっと新城市のよさを発掘した商品の品ぞろえを幅広くやっていくというような商品の開拓というのをしっかりやってったほうがいいんではないかなと、周りの市町村見ても感じるわけです。そういった考えをしっかり持ってやっていくほうがいいんではないかなと思います。

例えば、蒲郡市さんなんかは、確かおせち料理のお弁当とか、旅館業のそういった弁当のところとかもすごく人気があるといいますし、豊根村はチョウザメの商品があったりとかして、本当にその市町で特化した商品というのがすごく魅力あるものをつくっているわけでありまして、新城市もそういったものを開拓して、どんどんふるさと納税を増やしていくという時代に入ってるんだと思うんですが、そういった開拓を、新城市といえばこういった商品だよねというものをつくっていってほしいんですが、そこら辺の考えを伺います。

○丸山隆弘委員長　権田企画調整課長。

○権田晃明企画調整課長　先ほどもちょっと言いましたけど、事業者さんにとってはある程度ロットを確保していただく必要がありまして、そういった事業者さんがあれば随時受け付けております。

また、昨年度からですが、現地決済型という形で宿泊先に泊まっていただければ、その現地でふるさと納税ができたりだとか、例えばゴルフ場を利用してといった形があります。今年度に入っても、そういったところの旅館と宿泊事業者さん等の現地決済型とかも広めていきたいと考えておりまして、そういった手続も進めているところであります。

以上です。

○丸山隆弘委員長　浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員　じゃあ、現地決済型ということもできるようになったということで、こちら確かに新城、ゴルフ場もありますし、旅館もあるし、いろんなアスレチックというか、そういった遊ぶところもありますので、親和性が高いかなと思っておりますので、そういったところも含めて、現地決済型もどんどん進化させていくというところで、頑張っていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いしますと言い添えて、次の質疑に入りたいと思います。

２款１項12目路線バス運行費、公共バス運行事業、98ページです。報告書は31ページです。

１点目、本事業の成果とデマンドバスの課題を伺います。

２点目、路線バス運行費のうち、高速バス運行事業の成果と傾向、今後の課題について聞かせてください。

○丸山隆弘委員長　本田公共交通対策課長。

○本田貴久公共交通対策課長　それでは、２点いただきましたので、お答えをさせていただきます。

まず、１点目ですけれども、本事業の成果としましては、少子高齢化、人口減少が進む中でバス路線やタクシーの維持確保とともに、モビリティ・マネジメントの実施や地域での検討会等を精力的に行っておりまして、その結果、各地域に住民主体の検討組織が立ち上がってくるなどしておりまして、そういったところと一緒に地域公共交通に対することを進めておりまして、市民の関心も高まってきたと思っております。

引き続き、地域の方と一緒になって地域の特徴に合った利便性の高いものをつくっていけれるように努力してまいりたいと考えております。

デマンドバスの課題ですけども、こちらに

ついては、四谷千枚田新城線の廃止代替路線という形で運行を開始した海老連谷線のこととしましてお答えをさせていただきますけれども、今、現状利用されてる方から、もう既に海老地区外でここに行きたいというような乗降場所の設置要望等が、今現在、来ておる状況で、それが課題かなと思っております。

２問目になります。次が、新城名古屋藤が丘線ですけれども、こちらは、新型コロナウイルス感染拡大前水準にまで回復させることを目標に掲げて、これは、新城市地域公共交通計画に反映させて、それに基づいて利用促進策を行っておりますけれども、令和６年度におきましては、１万8,402人の利用がありました。計画の目標値では、これは令和元年水準ということになりますけれども、１万3,422人ということでありましたので、比較をしますと137％となっております。

成果としては、国の地域間幹線系統の認定基準を下回ることなく、本市公共交通ネットワークの重要路線としての役割が果たせているものと認識をしております。

今後の課題としましては、交通系ＩＣカードも使えるようになりましたので、その利用促進とともにしっかりと往復利用していただけるような対応策を検討してまいりたいと思っております。

以上です。

〇丸山隆弘委員長　浅尾洋平委員。

〇浅尾洋平委員　分かりました。

それでは、再質疑をさせていただきたいと思います。

１問目ですけど、デマンドバスの成果も聞かせてもらったり、あとは地域の方々と話合いをしながらバス路線考えていくよということであるということで理解をしているところなんですが、デマンドバスにしたときに、なかなかもっと気軽に予約をしたいと、なかなか電話をかけてバスに乗るということができないという声もあるんですが、そこら辺の課題というか状況は認識しているのか、伺いたいと思います。

〇丸山隆弘委員長　本田公共交通対策課長。

〇本田貴久公共交通対策課長　先ほど御答弁いたしました海老連谷線につきましては、予約受付の担当を地元住民の方にやっていただいておりまして、今こちらのほうに予約が面倒くさいとかそういった意見は海老連谷線につきましては聞いておりません。その辺はうまく、スムーズにと言いますか、やっておるかなと思っておりまして、実績としても、一般の方も実際には500人ぐらい、今までほぼなかったものが使われておるということで、ここら辺のこととか、海老連谷線についてはうまくいってるんではないかなと認識をしております。

〇丸山隆弘委員長　浅尾洋平委員。

〇浅尾洋平委員　分かりました。海老のほうではうまくいってるということでよかったと思います。

ほかの地域ではなかなか、野田地域とかは、前は定期バスで来てたのがデマンドになって、その電話とかでなかなかしづらいということもありますので、非常に一長一短あるかなと思って、検討はしていただければと思います。

あと、Ｓバスの利用なんですけど、このＩＣカードとかもできたらもっと利用者が広がるんではないかなと思いますが、ＩＣカード導入の検討なり課題なり、あったら教えてください。

〇丸山隆弘委員長　本田公共交通対策課長。

〇本田貴久公共交通対策課長　ＩＣカードにつきましては、今、Ｓバスの中でも、豊鉄バスさんが運行している部分につきましては、全て使えることになっております。

使えないのがそれ以外ということになりますので、豊鉄タクシーさんが運行している部分だとか、あと市の自家用有償旅客運送でやってる部分、鳳来、作手の路線になりますけれども、こちらのほうはＩＣカード、例えば

マナカを入れるということになりますと、マナカは名鉄グループがやっとるもので、これにまず加入をするだとか、莫大な負担がかかるだとかそういったこともあったり、月の使用料というかそういったものもかなりの高額な負担が必要になると聞いておりまして、そこら辺のところがなかなか費用対効果と言いますか、今、高齢者が中心に使ってきておりまして、皆さん、今のところ回数券をよく使ってもらってるなと思ってますけれども、その辺のところがうまく切り替わって、そこが見込めるというところをちょっとまずは調査と言いますか、そういったところの部分を検討してから判断ということになるかなと思っております。

〇丸山隆弘委員長　浅尾洋平委員。

〇浅尾洋平委員　分かりました。

ＩＣカードの機械を入れるだけでも何千万円とか何億円と莫大なお金がかかるということだったと思いますけど、本当にそこら辺も利便性と利用者含めて考えていただければなと思っております。

それでは、このＳバスにも関連してですが、こういった令和６年度充実をということで、進捗状況を聞かせてもらっているんですが、下江市長のマニフェストの目玉であった後期高齢者のＳバスの無料化も、まず一方であるんだろうと思いますが、その実現についての進捗状況というのは、今、見通し含めて分かったら教えてください。

〇丸山隆弘委員長　本田公共交通対策課長。

〇本田貴久公共交通対策課長　その件に関しましては、こちらとしては、市長就任後まず動き出すというところで計画を立てていく中で、まずそもそも千郷地区も、浅尾委員お分かりだと思いますけれども、Ｓバスを使える地域の人、使えない地域の人がおったかと思います。今回、千郷地区は一応、全地域で使えるようには今しておりまして、今その利用促進に当たってるとこなんですけども、これを全市的に見ていったときに、まだまだこれが進んでない状況になっております。

地域の住民の方も、しっかりその辺を認識していただいて、うちの地域もみんなが使えるようにしたいというようなところで今、検討を進めているところについては、順次、見直しが進んできておるところでございまして、今まだその途中段階という、結果的にはそういった状況になっております。

なかなか千郷だけでも見直しを完了させるのに、コロナがありましたけど、一応４年かかりました。八名でも３年かかってるという状況で、かなりこちらとしては地域に割と入らせていただいて、ニーズだったりそういったものを住民の方と一緒に共有しながら、この地域はこういう形がいいんではないかというものを御提案させていただきながら詰めていっているものですから、どうしてもちょっと時間がかかってしまっているというのが現状ですので、まずその辺の地域が全てその辺の見直しが完了して、これである程度、全市域の方がＳバス使えるねというような状況になるという見込みが出た段階で、そこら辺の部分の検討と言いますか、実現に向けたところの動きというものが進んでいく方向性かなと思っております。

以上です。

〇丸山隆弘委員長　浅尾洋平委員。

〇浅尾洋平委員　分かりました。なかなかＳバスを使える人、使えない地域があり、みんなが使えるようにしてからということで、それまで時間がかかっているということで、理解をいたしました。

次の（２）の路線バス高速運行事業の成果のことについてお聞きいたしますが、高速バス運行してかなり時間がたっているよというところでありますが、やはり私自身は、やはりこの45人乗りのバスに利用実績というのが、なかなか増えていってない状況があるんではないかと思っているわけであります。

その中で、事業として、やはり成り立つものかなという疑問があるわけでありますが、こちらの運行費を聞かせていただきたいと思います。

○丸山隆弘委員長　本田公共交通対策課長。

○本田貴久公共交通対策課長　事業自体の運行に係る総経費ということですけども、豊鉄バスに確認しましたが5,884万4,858円ということで、運行経費自体はそれぐらいかかっているものになります。

以上です。

○丸山隆弘委員長　浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員　分かりました。

5,800万円ほどということでありますが、そのうち新城市で財源として出してる運行費用というのは、2,748万円ほどということで理解していいのか伺いたいと思います。

○丸山隆弘委員長　本田公共交通対策課長。

○本田貴久公共交通対策課長　委員のおっしゃるとおりでございます。

○丸山隆弘委員長　浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員　そういう形で市としては2,748万円ほどの運用費を出して運行しているということであります。

こちらは、資料によりますと、令和５年度１台当たりの平均の人数が8.9人だったと思います。ですから、今回の令和６年度の決算で見ますと、平均の人数は8.4人ということで減っていると見てとれるんではないかと思いますが、そちらの数字の認識で間違いないか伺います。

○丸山隆弘委員長　本田公共交通対策課長。

○本田貴久公共交通対策課長　令和５年度と令和６年度の比較をしますと、8.9人と8.4人ということで0.5人減っておりますけれども、こちら認識としては、令和５年度に大分、ＮＨＫさんが盛り上げていただいたどうする家康の関係で、かなり多い月というのが顕著にあったものですから、その差と認識しております。

○丸山隆弘委員長　浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員　分かりました。令和５年度のどうする家康の効果がここにも表れているんだなと感じました。

では、こちらも、やはりキャンペーンも行っているかとは思いますが、令和６年度のキャンペーン実績というのは333万円で、6,679人の方が利用したということで、こういう認識でいいのか、また、これからどういう課題とか認識等考えているのか伺います。

○丸山隆弘委員長　本田公共交通対策課長。

○本田貴久公共交通対策課長　キャンペーンの実績、令和６年度については資料のとおりでございまして、このキャンペーンを使って6,679人の方が利用していただいたということになります。

今年度も、今、実施しておる最中でございますけれども、夏場のキャンペーンというのを今、行っているところで、今後も、効果としてはかなり高いと認識しておりますので、継続的にやっていければいいかなと考えております。

以上です。

○丸山隆弘委員長　浅尾洋平委員の質疑が終わりました。

〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰

ここで休憩を取りたいと思います。この際、再開を10時45分とさせていただきます。

休　憩　　午前10時36分

再　開　　午前10時45分

○丸山隆弘委員長　休憩前に引き続き、委員会を開きます。

〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰

２番目の質疑者、滝川健司委員。

○滝川健司委員　それでは、続いて２款１項５目人事管理費、職員研修事業、86ページです。

内部統制、リスク管理、コンプライアンス

等研修の実施状況とその成果についてお伺いします。

○丸山隆弘委員長　塩澤秘書人事課長。

○塩澤宏樹秘書人事課長　研修の実施状況と成果でございますけども、実施状況につきましては、浅尾洋平委員の質疑での答弁のとおりでございます。

成果といたしましては、各市の事例等を交えた講義を聞くことによりまして、自分の業務に置き換えてコンプライアンスを意識できたということはよかった点であると考えております。

以上です。

○丸山隆弘委員長　滝川健司委員。

○滝川健司委員　外部講師、内部講師、これから内部講師というような話でしたけども、コンプライアンス研修やって意識できたと言いましたけど、本当にそうでした、ね。例の事件、まさに、都市計画法違反だったかな、それが進行してるときに、弁護士呼んで、さっき言った令和６年７月に弁護士呼んでコンプライアンス研修をやりました。まさに、そのときに都市計画法違反が進行して、担当部長もそれを聞いておった、研修聞いてたんですよね。でも、そこでもストップできずにズルズルと来てしまった。これで成果あったと言えます。

それ以外にも、コンプライアンス研修取り上げればそれだけなんですけど、まずその点について、それ以外にもいろいろ法令違反とか細かなことありましたけども、本当に意識が変わらないと、やりました、成果がありましたと言っても実際にそういう問題が起こってるという現実をどう捉えているのか、その辺についてお伺いします。

○丸山隆弘委員長　塩澤秘書人事課長。

○塩澤宏樹秘書人事課長　研修を行っても不祥事が起きております。やはり、不祥事が起きた際に、全庁にこういうことが起きましたよとお伝えはするんですけども、職員の中に、人ごととして考えているところにこういった再発というのが起きてしまっておるかなと認識しております。

職員それぞれが、市の起こしたこととして、しっかりと考えて研修を受講できるような通知なりで問いかけはしていきたいなと考えております。

○丸山隆弘委員長　滝川健司委員。

○滝川健司委員　どういう方法がいいのか、また、研究が必要だと思いますけども、ただ講師呼んでしゃべっただけでは身につかないというか、やはり意識が変わらない。やっぱり、実例に基づいて、これまで新城市がどういう不祥事やった、どういうミスがあった、どういう法令違反があった、あるいは近隣市町村でどういう事例があった、そういった事例を全部リストアップして、こういうケースがあったと。これはどうしたら防げたのか、何が不足だったのかということを一つ一つの件で検証して、その事例を、その部署内だけではなくて、全市職員が共有しないと、やっぱり意識が変わらないと思うんですよね。やっぱり研修の仕方を見直す必要があると思うんですよ。

先日も、委員会審査で、物件の前払い金やったけど、その件についても何かマニュアルがあったけどマニュアルどおりにやらなくて無視してたか、やらなかったってあんな事態になった。マニュアルがあったって守らない職員がいるという現実があるし、その前でいえば、業務が完了してないのに完了届して払ってしまった。そんなことを平気でやる職員がいるという現実を、ちゃんと受け止めて研修なりやらないと、組織改革しないと、また同じことを繰り返しますし、これ実際に繰り返されているという現実があるわけです。

それについて、やっぱりもっと真剣に方法を考えるなり、やり方を考えて、職員の意識改革をするなり、私がずっと言い続けた内部統制については、どうもやる気がないみたい

だしあれですけども、やっぱりそういった内部統制やるといろんなリスクを検証したりして、そういった情報を全職員が共有できることになるわけですけども、そういうことも検討の１つでしょうけども、その辺については、こちらがとやかくは言いませんけど。

やっぱり、もう１回そのやり方を見直す効果的な研修、あるいは身近なところでやっていかないと、自分事としては捉えられない。いっそのこと、これまでミスした職員、チョンボやらかした、また言っちゃったな、そういった法令違反を犯した職員を講師に呼んで、何でやったか、１回講師になってやってもらったらどうですか。そのくらいやらないと、職員の意識変わらないと思いますよ。それで降格人事になったり、停職になったって、僕はこれで停職になりました、皆さんも気をつけましょうぐらいのことやったらどうですか、いかがですか。

○丸山隆弘委員長　塩澤秘書人事課長。

○塩澤宏樹秘書人事課長　やはり、委員がおっしゃるとおり、職員が講師となって、これまでの事例を用いて、できればグループになってその原因だとか、今後の対応方法だとか、そういったものを考えれるような研修を計画していきたいと考えております。

○丸山隆弘委員長　滝川健司委員。

○滝川健司委員　ここで議論してもよくはなりませんので、しっかりどうしたらいいのか研究していただきたいと思います。

では、次、行きます。

２款１項９目企画費、情報政策推進事業、92ページです。

ＲＰＡ導入による業務効率効果について、お伺いします。

○丸山隆弘委員長　牧野情報政策課長。

○牧野幹予情報政策課長　自らＲＰＡのシナリオ作成が行える職員を育成するために、コンサルタント事業者による伴走型のシナリオ開発レクチャーや月２回のＲＰＡ相談会を実施しました。その結果、令和６年度において、新たに７課14業務においてシナリオが作成され、103.5時間の業務時間が削減されました。

数値として現れる削減に加え、入力作業を自動化することで、人による入力作業に比べて正確に業務を実施できるようになりました。神経を使って入力していた作業を自動化することで、職員の精神的、身体的負担を減らすことができました。

また、効率化により削減された時間を人でなければできない仕事に注力できるようになりました。

○丸山隆弘委員長　滝川健司委員。

○滝川健司委員　時間的効果で103.5時間でしたっけ、削減できた。これは、それだけその部分をほかの、今、言われたようにほかの業務に充てる、クリエーティブな業務に充てる等とのことで、可能になったという意味で効果があったと思います。

これによる導入費用対成果という意味でいくと、その経費的効果、導入費用に対する時間短縮、あるいはそれをほかの業務に充てたことによる経費的効果というのが、何か検証する方法があるのか、そういうことまでやることが可能なのか、その辺についてお伺いします。

○丸山隆弘委員長　牧野情報政策課長。

○牧野幹予情報政策課長　金額的に検証する方法は、業務削減において時間外など減ることも考えられますけれども、それだけこのＲＰＡの導入によって削減されたものかどうかというのは判定が難しいため、数値として費用で効果を検証することはできないと考えております。

○丸山隆弘委員長　滝川健司委員。

○滝川健司委員　いただいた資料を見てますと、14業務の中でも単純作業ですか、そういった業務が動いてます。こういった業務はこれまで、その都度、何か会計年度職員とかそういったような形でやられてたのか、純粋に

市の正規職員が単純な作業をやってたのか、その辺の区別にもよるんでしょうけども。

その辺の職員が単純作業をやってたのを機械化したことによって、空いた時間というか浮いた時間がどのように有効に利用されたのか、先ほど違う業務とか、また機械的な作業は機械に任せてクリエーティブな作業に時間を使えるということですけども、そういった効果のほうという、単純に見て、どういったクリエーティブのほうに回ったのかとか、その辺についてはどういったふうに効果があったんでしょうか、お伺いします。

○丸山隆弘委員長　牧野情報政策課長。

○牧野幹予情報政策課長　ＲＰＡの導入による業務効率化により、削減された時間を活用して市民対応や窓口業務の質の向上、迅速な意思決定や政策立案が進められる環境が整備され、これにより市民サービスがよりきめ細やかで迅速なものとなり、実際に市民満足の向上に寄与するのではないかと考えております。

○丸山隆弘委員長　滝川健司委員。

○滝川健司委員　分かりました。実際に、そういった形で寄与するということですけども、窓口の関係もそうですけど、１回またＲＰＡ導入前と導入後で、市民がどういうふうに受け止めたか、どういうふうな形で効率化して、住民の利便性あるいはサービスが向上したかということも、アンケートかどういう形か分かりませんけど１回検証していただくと、より身近な成果として伝わるんじゃないかと思うんですけども。

そういった市役所内での効果の出し方ではなくて、市民、利用者側から見たサービス、利便性の向上、そういったＲＰＡ導入による効果を市民がどういうふうに受け止めたか、どういうサービスがアップしたのかとかそういったことを検証することは可能なのか。いや、そういった手法は、考えられているのかお伺いします。

○丸山隆弘委員長　牧野情報政策課長。

○牧野幹予情報政策課長　ＲＰＡの導入に限ってアンケート調査をするということは、業務全般に対しての改善によって、窓口業務の満足度が向上したという点に対してであれば、何年かに１度実施しております市民満足度調査というものに全体として表れてくると思いますので、その結果で判断していただければと考えております。

○丸山隆弘委員長　滝川健司委員。

○滝川健司委員　次、行きます。

２款１項９目企画費、施設予約システム導入事業、92ページですけども、このシステム導入の効果はどのようなものであったか、お伺いします。

○丸山隆弘委員長　牧野情報政策課長。

○牧野幹予情報政策課長　市民が利用する21施設についてオンライン施設予約システムを導入し、令和７年２月１日より、令和７年４月１日以降の利用分の利用申請受付を開始しました。受付開始の初日が閉庁日であったため、本庁と鳳来支所で申請サポート会場を設けることで混乱がないようにいたしました。

その後も、各担当課窓口や施設窓口において、操作が苦手な方に対して一緒に操作をするなどの丁寧な対応をいたしました。

その結果、利用者がいつでも、どこでも予約状況をリアルタイムで確認し、利用申請することが可能となりました。導入前のように、利用申請のために、月初めに担当課窓口等へ並ぶことがなくなる等、市民の利便性が向上しました。

施設管理を担当する職員は、利用申請の窓口対応や電話による問合せが減ったこと、また、紙やエクセルで管理していた予約状況をシステムで一括管理できるようになったことから、施設管理業務の負担が軽減できました。

○丸山隆弘委員長　滝川健司委員。

○滝川健司委員　いいことばっかりだと思うんですけど、問題はなかったのか。例えば、

定期的に利用される方はある程度、団体等で定期的に押さえることは当然という利便性向上すると思いますけど、ふだんあまり利用されない方がスポットでやろうと思っても、何か既に施設が全部押さえられてしまってなかなか自分の希望するときに、その施設が利用できないというような、逆の面と言っていいのか、そういった方々に対する利便性というのは、何か配慮があるのか。

そういうことも含めて、このシステム上やることによって課題、工夫しなければいけないようなことはなかったのかお伺いします。

〇丸山隆弘委員長　牧野情報政策課長。

〇牧野幹予情報政策課長　滝川委員がおっしゃるように、予約が埋まっていて予約ができないといったことは施設予約システムを導入する前からあったことだとは思いますので、そちらについて予約システムにおいて改善するということは難しいかと思いますけれども、このシステムが、スマートフォンを持ってないとか、パソコンを持っていないという方に対しては利用できませんので、紙による申請というものも、そういった方には続けていただけるように並行しております。

また、苦手な方がお見えになった場合には、先ほど申し上げたように丁寧に操作方法を一緒にやって、説明させていただいて、次から御自分でできるような形で一緒に手続をしております。

以上です。

〇丸山隆弘委員長　滝川健司委員。

〇滝川健司委員　もう一回最後に確認しますけども、予約が重なってしまった場合というのは優先順位は早いもん勝ちなのか、その辺はどういう調整をされているんでしょうか。特定のある日のある施設に対して、予約が同時に何件も入っちゃったような場合、今、どうされてるのかその辺だけ確認します。

〇丸山隆弘委員長　牧野情報政策課長。

〇牧野幹予情報政策課長　システム上で、先に入力を終えた方が予約できるという状況です。

〇丸山隆弘委員長　滝川健司委員。

〇滝川健司委員　そうなると、早い者勝ちという形で、今までどおり早く並んだ者勝ち、申請した者勝ち、勝ちという表現が適切かどうか分かりませんけども、そういう状況はシステム上でもアナログでもやり方は一緒ということでよろしいですよね、分かりました。

では、次、行きます。

２款１項９目企画費、政策検討プロジェクト実施事業、94ページです。

３つの政策検討プロジェクトの事業内容の詳細とその効果、また継続性についてお伺いします。

〇丸山隆弘委員長　杉下総合政策課長。

〇杉下成利総合政策課長　初めに、各政策検討プロジェクトの事業内容の詳細ですが、新ビジネス発見プロジェクトでは、新ビジネスを生み出す際に必要な要素の１つである集まる場づくりに着目し、オープンイノベーション拠点の構想を立案しました。

森林レクリエーションプロジェクトでは、豊橋新城スマートインターチェンジ（仮称）周辺活性化構想に基づくプロジェクトとして位置づけ、五葉の森を活用するための調査・研究を行いました。

サーキュラー実施プロジェクトでは、サーキュラー・エコノミーとして食品ロスに関する調査・研究を行い、食品ロス削減に向けた概念実証として未利用食品の回収からフードバンクへの提供までのトライアルを実施しました。

次に、政策検討プロジェクトの実施による効果ですが、部局の垣根を超えたチームであるため、横断的な議論が可能となり、多様な知見を融合し合うことでより質の高いアイデアを創造することができたこと、意欲のあるメンバーが集まり、建設的な議論ができたことが効果と考えております。

次に、継続性についてですが、新ビジネス発見プロジェクトは、プロジェクトチームを解散し、現在は産業政策課が集まる場づくりとしてオープンイノベーション拠点に関する検討を進めております。また、サーキュラー実施プロジェクトもプロジェクトチームを解散し、現在は環境政策課が主導してサーキュラー・エコノミーの推進に関する取組を行っております。

なお、森林レクリエーションプロジェクトは、サウンディング型市場調査等を実施するため、現在も調査・研究を行っているところであります。

以上です。

〇丸山隆弘委員長　滝川健司委員。

〇滝川健司委員　３つのそれぞれの政策について、それぞれ取り組んで、部局横断的なことによるいろんな効果があったということなんですけど、それぞれがまだ、まだというか新しく継続的だということですが、２点お聞きしますけども、森林プロジェクトの活用プロジェクトと言うんですか、何か五葉の森のあれだと思うんですけど、ほかの部からは何かこれ、スマートインターチェンジの関連事業というような形で言ってますけど、どこが発足点の事業なんですか、もう、これってもう前々から言われてるし、スマートインターチェンジのためにやってるような言い方をされましたけども、これはもうそれ以前からも五葉の森については活用すると言ってる取組をやられてたことの事業ですよね。その辺についていかがですか。

〇丸山隆弘委員長　杉下総合政策課長。

〇杉下成利総合政策課長　今回のプロジェクトにつきましては、新城市の特徴であります森林というものを生かしていくというところから始まりました。ですから、初めから五葉の森を狙ったプロジェクトで進めているわけではございません。

ただ、全庁的に見ますとスマートインター周辺活性化構想がございましたので、まずはここを進めていくべきであるという結論に至りまして、今回のプロジェクトは、プロジェクトの場を五葉の森としたところでございます。

〇丸山隆弘委員長　滝川健司委員。

〇滝川健司委員　活用は、新城市85％森林面積ですので、どこでも活用できるというか、なかなか条件が合うとこ難しいかもしれないけど、取りあえず五葉の森ということで理解して、ほかにも可能性があるということは、これから、そういった形でまた違う形で発表されるのかなと思いますけども。

あとそれから、それぞれこの３つの事業は、引き継いで継続されてくようですけども、新規的な部分があるわけですけど、それがそれぞれの課にとって担当課に負担になるという解釈、負担という言い方はいけないけど、新しい業務としてやりがいが発生するのか、負担と思うのか分かりませんけど、それぞれの目標を持った、継続して受け取った担当部署は、それをどういうふうに受け止めているのか、前向きに受け止めているのか。余分な仕事をくれたなと思うのか分かりませんけども、その辺の評価はどういうふうに担当課含めて受け取ってるんでしょうか、お伺いします。

〇丸山隆弘委員長　杉下総合政策課長。

〇杉下成利総合政策課長　このプロジェクトのメンバーには、それぞれの移管先となる担当の課長さんも含めて検討しておりましたので、このプロジェクトは自分事として進めていただいたと認識しております。

〇丸山隆弘委員長　滝川健司委員。

〇滝川健司委員　分かりました。

それでは、それぞれ新しい新規事業ということで、それぞれの課がしっかり取り組んでいただければと思いますので、また違う意味での成果、効果があることを願っております。

それでは、次、行きます。

２款１項９目企画費、移住定住ＯＳＩ事業、

94ページですけども、移住定住への効果についてお伺いします。

○丸山隆弘委員長　権田企画調整課長。

○権田晃明企画調整課長　移住定住への効果につきましては、移住に関する相談件数は、令和４年度は32件、令和５年度は127件、令和６年度は176件と年々増加しています。

本市を移住の選択肢として検討していただいてる方は、増加しているものと考えております。

以上です。

○丸山隆弘委員長　滝川健司委員。

○滝川健司委員　相談件数は年度ごとに増えてるの、分かりました。

では、それがどういう形で移住定住に結びついた実数というのは把握されているんでしょうか。

○丸山隆弘委員長　権田企画調整課長。

○権田晃明企画調整課長　この相談の相手方に対しての追跡調査というのはしておりませんので、この相談が移住に結びついたかどうかというところは把握しておりません。

以上です。

○丸山隆弘委員長　滝川健司委員。

○滝川健司委員　それを何か把握する方法をやっておかないと、相談件数が増えたからよかったねでは、事業として、目的がやっぱり移住定住、最終目標は移住定住を実際にしてもらえることだと思うんです。それが数字として確認できない以上、相談件数が増えたから成果があったとして解釈できるのかという問題があると思います。

ですから、何かアフターフォローなり、仕組みをつくる。それから、これだけの相談があるのに対して、紹介できる空き家なり、移住定住物件がどれだけ新城市に用意してあるのか。相談はあったけど物件ありません。新城市いいとこ、こういうとこ住みたいけど紹介できる物件がなければやっぱり話が進みません。

だから、両方がかみ合わさってこそ、移住定住の効果があると思うんですけど、その辺をどういうふうに考えているのかお伺いしたいと思います。

○丸山隆弘委員長　権田企画調整課長。

○権田晃明企画調整課長　まず、移住相談の追跡調査ですけども、こちらはやっぱりなかなかそういったことが敬遠される方が多いので、追跡調査はしておりませんし、この辺の周辺の自治体にも聞きましたけども、そういった追跡調査をやっているところはないというところであります。

ただ、相談件数を指標にしておりますけども、たまたま１例ですけど、明日から東京のほうでイベントがあって、出展をします。全国から300ぐらいの自治体がある中で、なかなかこれまでは新城市の相談ブースに寄ってもらえなかったという事情があるんですけども、どちらかというと皆さんそちらに来られる方は、自然を求めて来られるんですけども、愛知県というだけで都会というイメージがある中で、新城市のようなところがあるというところが、今まで周知されてなくて、なかなか相談にも寄っていただけなかったところを、担当者の努力によって、そういったところが周知されるようになったので、相談件数が増えてきているのかなと感じております。

次は、空き家の件ですけども、昨年度から市内の不動産事業者さんの物件を紹介させていただくようにしております。ただ、やっぱり物件が少ないという実情がありまして、担当者が各地区に回って、空き家がないかという情報を集めているところですけども、なかなか空き家はあるんだけども貸してもらったりだとか、売却につながるような空き家につながってないところが実態であります。

以上です。

○丸山隆弘委員長　滝川健司委員。

○滝川健司委員　そこが一番ネックになると思いますので、何かやっぱり紹介しなくては、

自分で見つけるという、ネットワークで見つける人もいるでしょうし、紹介の紹介で入ってくる人も見えるかもしれないですけど、やっぱりそれなりの物件数を持ってないと、相談に来ても相手の要望だとかいろいろして、それに答えるだけ、こんな物件ありますよと、ないと、なかなか移住定住に結びつかないという現実があると思いますので、ぜひとも物件の充実をお願いしたいと思うんですけど、それもなかなかハードルが高いかもしれませんけど、やっぱりそうしないと、成果が上がってこないと思います。

ですから、不動産関係だけではなくて、私の組でも知らん間に空き家が４件も出てましたけども、そういった隠れた潜在空き家というのはまだまだ増えてる状況だと思うんですよね。

過去に１回、空き家の調査をされてたと思うんですけども、再度もう一回空き家調査と貸してもいい、売ってもいい空き家の調査というのをやらないと、空き家の件数だけ増えていくけどそういった物件が増えないという状況になると思いますので、一応そういった手法で相談と物件をマッチングさせる方法をもう一回考えていただきたいと思うんですけどいかがでしょう。

○丸山隆弘委員長　権田企画調整課長。

○権田晃明企画調整課長　担当者が地区に入って、空き家のそういった物件がないかというところを地区の方とお話させていただく機会は持たせていただいているんですけども、なかなか物件が出てきていないというところで、皆さんの協力いただきながらそういったところを今後、探していきたいと思っております。

以上です。

○丸山隆弘委員長　滝川健司委員。

○滝川健司委員　ぜひ、そういった形で移住定住の成果を上げていくようにしていただきたいと思います。

次、行きます。

２款１項12目路線バス運行費、公共バス運行事業の98ページですけども、公共バス運行事業のうち、高速バス山の湊号の運行による若者流出抑制効果及び経費明細と収支についてお伺いします。

○丸山隆弘委員長　本田公共交通対策課長。

○本田貴久公共交通対策課長　山の湊号の運行による抑制の効果ということで、具体的な数字がこれだけだということは全く分かりませんけれども、推測としてお答えをさせていただきたいと思っております。

まず、令和６年度の利用者数が１万8,402人で、通えるという環境で見た場合、今、うちの回数券でいうと11枚つづりで、これを利用してる人が通っているだろうといった推測の基の話になりますけれども、3,972人がこの11枚つづりの回数券を使っております。11枚つづりを持っている人はキャンペーンを使うので、その月を除くんですけれども、そうすると大体、月で約550人の方が11枚つづりを使ってるという形になります。

この傾向を見てみますと、名古屋行きの１便が約200人ぐらい月に乗ってます。２便で約50人、帰りの新城行きの部分でいうと２便で約100人の方が乗ってて、３便で約150人の方、なので250人ぐらいの方が行き来しているんではないかというところが見てとれるんですけれども、その中の平日利用を考えていくと、大体85％がその人数になります。

それで、その傾向で見ていったときに、大体平日だけで言えば、８人から９人の方が通っているのではないかというところが推測できるということです。

利用された方の情報を、いろいろ、今日はいっぱいおったねとか、いろいろと言ってくれる方がおるんですけれども、若い人が多いねというのはすごくよく聞きます。そういったところを聞いてるところを見ても、あと実際に山の湊号の利用者が増えてるというとこ

ろも、実績を見ても、少なくとも若者が進学でも、名古屋のほうに流出するということは一定程度、防げているんではないかなというところを思っております。

次に、経費及び収支ですけれども、総運行経費5,884万4,858円ですけれども、このうち国県からの地域間幹線系統の補助が1,905万円ということです。それで、運賃収入等が1,682万5,692円ということでしたので、それを差し引いた委託料として2,296万9,166円、これを委託料として支出しております。

運賃収入額の差額が117万4,308円ということでしたので、これをお支払いしておりまして、あとはキャンペーンのお金が市の負担分として333万9,500円ということでございます。

以上です。

○丸山隆弘委員長　滝川健司委員。

○滝川健司委員　数字、実績から見える若者流出抑制効果ということで、７、８人ということで、それは世代的にはやっぱり若者というか、通勤、通学でも若い人、年代的には若い人という、先ほど若い人が多いねというような答弁がありましたけども、世代的にはやっぱり学生さんとか、就職で若い人というのはよく分かりませんけど、そういうような判断をしているということでよろしいですか。

○丸山隆弘委員長　本田公共交通対策課長。

○本田貴久公共交通対策課長　若者の中でも、特に、女性の方が多いと思ってます。それで、大学生風だねということも聞くので、そうかなというところです。あくまでそういった感覚でしかこちらとしては把握してません。

○丸山隆弘委員長　滝川健司委員。

○滝川健司委員　これまでもバスの中でアンケート調査みたいなアンケート用紙が多分入ってた記憶があるんです、私も書いた覚えあるんですけど、そういった形で定期的に調査やられると、通学、通勤とかそういった傾向も正直に答えていただければ分かると思うんですけど、女性の方で１人で下宿するより、アパート住まいより家から通える交通手段としての利用がある、実績がある程度あるということで、流出を抑制している効果があるという解釈で、と思っておりますけども。

それが、費用に対して効果というとまた違う側面があるかもしれませんが、費用面から言うと先ほど浅尾委員のときの費用もありましたけど5,880万円出して、市費が2,748万円かかってると。補助金が1,905万円、売上げが1,600万円、ちょっと数字メモし切れませんでしたけども。

実際、それでは補助金と収入と委託費、出ていくお金とか、実際の市の持出しと言うのが274万８千円という数字なんでしょうか、お伺いします。

○丸山隆弘委員長　本田公共交通対策課長。

○本田貴久公共交通対策課長　市が、実際に持出しと言いますか、今回、支出している部分については、資料要求でもありましたように2,748万2,974円ということになります。

以上です。

○丸山隆弘委員長　滝川健司委員。

○滝川健司委員　今、そういう数字ということで、その数字によって若者の流出が抑えられていると解釈しておきますけども、現状、これバス運行してかなり年数たってます。常時、山の湊号じゃなくて、豊鉄さんの違うバスも何曜日か曜日ごとに走ってると思うんですけど、今後、今後のことを聞いちゃいかんのか、決算だね。

こういう効果があったということで理解しておきますけど、この効果が費用に見合う効果と思うのか、どれだけの費用をかけても若者の流出を抑えた将来的な効果のほうが大きいと捉えるべきなのかは、また判断が分かれるところですけれども、その辺はまた違う検証の仕方をするしかないのかなと思うんですけども、人数的な部分でしか判断できないという答えでしたけども、このバスを運行することによる若者流出抑制効果だけではなく、

観光面であったりとか、関係人口であったりとか、利便性だったりだとかいろんな効果というのは目に見えない部分があると思うんですけど、そういった部分での効果というのは、検証しようがあるのか、その辺についての捉え方というのはどのようにお考えでしょうか。

○丸山隆弘委員長　本田公共交通対策課長。

○本田貴久公共交通対策課長　今、山の湊号と、山の湊号から名古屋で通うというところの部分の話でありますけれども、山の湊号、重要路線として一応位置づけておりますけれども、実際問題、例えば、作手地区の方が作手線に乗ってきて、山の湊号の１便に乗れるかというと乗れてない状況になってます。

例えば、こういったことで、今、新城市民全体で考えたときの若者と見ると、まだそういった方が、例えば名古屋方面、名古屋東部のほうの大学へ行きたい作手の方が、実際には豊橋方面から回っていくという行き方になっているということになりますので、こういったところのＳバスの見直しも含めて、新城市全体の外へ出る交通と中を走る交通、これをしっかりと、もっくる新城なりどこかでしっかりと接続させるということができれば、さらに効果は高まってくると思っております。

以上です。

○丸山隆弘委員長　滝川健司委員の質疑が終わりました。

次に、３番目の質疑者、山口洋一委員。

○山口洋一委員　では、お願いします。

２款１項１目一般管理費、市・市長交際費、資料74ページであります。

交際費支出は、市政及び市民との調和、協調、交流に対し、適切であったと判断をしてみえるのかどうか。

お伺いします。

○丸山隆弘委員長　戸村秘書人事課参事。

○戸村俊人秘書人事課参事　交際費につきましては、市政の円滑な執行を図るため、市政運営上必要な範囲内で適正に執行しているものと認識しております。

また、その透明性を確保するために、執行状況を市のホームページで公表しております。

以上です。

○丸山隆弘委員長　山口洋一委員。

○山口洋一委員　実は、自身もその状況をホームページで確認をさせていただきました。総額71万9,882円だと理解してますが、この中に、コロナの絡みの中で、敬老会がそれぞれ地域で、実際に敬老の方を集めてみんなで和気あいあいといろんなお礼をしながら将来を語ろうというような会がなくなってきたわけでありますが、これ見ますと、地域特定でありますが、どことは申し上げませんが、敬老会に交際費として拠出をしている地域があります。

これは、全体的に考えて、以前は職員の方が市長のメッセージを持ってきていただきました、幹部の職員方が各地域に。そして、そのときに一緒に会費としてお支払いをしていたというケースがあるんですが、なぜこういった特定の地域にこういったものが支払われるのか、まずその点についてお伺いをします。

○丸山隆弘委員長　戸村秘書人事課参事。

○戸村俊人秘書人事課参事　敬老会につきましては、市長宛ての案内が来たものに対して、現在は対応しております。そのため、案内があった地区が令和６年度は７地区でございますけれども、その７地区について市長が参加し、そこで敬老の祝い金を支出している状況でございます。

以上です。

○丸山隆弘委員長　山口洋一委員。

○山口洋一委員　市長が参加されること自体はやぶさかではないと思いますが、そこに、祝い金というのか、会食が例えばあったとしたならば、会費を払うこと自体は他の行政区もいろんな手法で敬老の日を祝ってます、うちらのほうもああいった状況の中から記念品をお渡ししようということで、特定の日を定

めて、役員そして自身も出ながら敬老の方に挨拶をしながらお渡しはしてるということをやっているわけでありますが、さて、そこに特定の地域から招待があったから、行かれるのは結構だと思います。ところが、そこに市民の税金を使って、わざわざ交際費というものを支出する必要があったのかなかったのかということですよね。

例えば、偶然、出したところがバッティングしてた、Aという会場とBという会場であった。ということにならば、あまり遅れて行っても失礼であろうし、次の会場へ、すぐ帰ってもまた失礼だろうということから含めると、出してること自体が正しかったのかどうか、それが適切であったかどうか。各行政区が一生懸命頑張って、敬老会という主催行事をやっておっていただきます。それに対してこれでいいのか悪いのか。そういう判断をしないと、これまだ皆さん大勢見て見えれません、ホームページまでは。見られたら多分いろいろな疑義が出ると思うので、もう決算済んで、一応、意見書も出ておりますので、そのことは監査意見書には書いてありませんが、そういったことは、結果として、結果としてはよかったと思うんです。行って、親しく話をして多くの方と会食をする。これはコミュニケーションであるとか、今までの戦前の日本、我が地域を守り立てていただいた方に対するお礼を述べるという意味では非常にいいことだと思うんですが、もう一度聞きます。本当にこれが結果としてよかったのか悪かったのか、他の地域を考えた結果としてどうなのか、まずここだけお聞きします。

○丸山隆弘委員長　戸村秘書人事課参事。

○戸村俊人秘書人事課参事　市長は、市の代表としまして敬老会等に行った際に、祝い金を出すことに関しましては適切だと判断しております。

コロナ前は50地区以上ありましたけれども、こちらは全て案内が市長宛てに来ておりました。その案内に関しまして、市のほうで出席するという形を取っておりましたけれども、コロナ後に関しましては少なくなりまして、令和６年度に関しましては、７地区でありました。７地区の案内が来ておりました。なので、その案内に対して対応しておりますので、そして、市の代表として市長が出席することと、その際に、交際費として祝い金を出すことは適切でありますし、他市も出している状況でございます。

以上です。

○丸山隆弘委員長　山口洋一委員。

○山口洋一委員　では、その敬老会が祝い金を拠出したわけでありますが、どういった７会場へ市長が赴かれた。これは分かります。どういった形でその会が開かれていたのか、というのは、もし確認ができてたらお願いしたいと思います。

○丸山隆弘委員長　戸村秘書人事課参事。

○戸村俊人秘書人事課参事　令和６年度に関して７地区なんですけれども、どうしても市長が対応できるところでも全ての時間おることができませんので、おおよそ30分程度、その会に出席して、それぞれ移動した形であったと思います。

以上です。

○丸山隆弘委員長　山口洋一委員。

○山口洋一委員　では、会場がどういった形で設営をされて、地域の敬老をお迎えになられた方々がそこに見えられてお話をする機会だとか、ちょっとお茶を飲む会だとか、そういったところの確認はされてないということなんですよね。そういう意味でしょ、短時間に来られた。でも30分ぐらいということは、多くの方がお見えになる。その前で、皆さん方の御労苦に対して感謝を申し上げ、そして、今後も元気で頑張ってくださいよということを言われて、次の席へ行かれるということなんですけど、そういう形式であったということで理解してよろしいんですか。

○丸山隆弘委員長　戸村秘書人事課参事。

○戸村俊人秘書人事課参事　山口委員のおっしゃるとおりでございます。

○丸山隆弘委員長　山口洋一委員。

○山口洋一委員　では、そういうことであるならば、それぞれ行政区の区長さんが中心になって、うちの地域は公民館の行事として区がそれに補填をしてるわけでありますが、そういうことであれば、市長にも来ていただくように、全会場案内を出しておくように対応させていただきます。そうすると、すごい会場で、すごく金になると思うんですが、大丈夫ですよね。それはいいです。

そこで、もう１点お伺いします。実は、これは特定の青パト隊の総会に対する交際費であります。ちなみに、１団体が総会を年に２回行うんですか、そこを確認します。

○丸山隆弘委員長　戸村秘書人事課参事。

○戸村俊人秘書人事課参事　特定の団体が総会を２回行うことは、すみません、把握しておりません。

以上です。

○丸山隆弘委員長　山口洋一委員。

○山口洋一委員　では、もうこれホームページで公表されてますので、誰が見ても公平なレベルであります。

12月21日土曜日、ちょっと相手の方は申し上げませんが、出てるのではっきり言います。八名青パト隊総会、金額５千円。そして、３月30日、日曜日八名青パト隊総会懇親会費３千円、総会が２回もあるんですか。

○丸山隆弘委員長　戸村秘書人事課参事。

○戸村俊人秘書人事課参事　２回あったということでよいと思います。

○丸山隆弘委員長　山口洋一委員。

○山口洋一委員　総会ではないでしょ、これ、一方は。実は、私的な話をして恐縮なんですが、平成22年に八名の代表区長をやっていて、そして前任の代表区長さんが、こういった組織を発足させたいということで、区長会もバックアップをしてくださいということでしたので、八名青パト隊の発足をさせていただきました。

そして、代表区長はそういった会合に出るとなってました。そして、偶然、平成25年に今の立場になりましたので、そのときに実は総会に呼んでいただきました、自身も。でも、総会という名目で開催されるのは１回しかありません、１年に。あとは、隊員の活動反省会というのは実はありました。

ですから、この支出名目がおかしくないかということなんですよ。そうすると、飲食の伴う会合に行って税金を使ってきたということはこれはいかがなものか。それは、行くなら、行かれても結構なんだけど、自分のお金で払いなさいということなんですよ。幾らさりとて３千円、さりとて５千円といっても、これは多くの市民の方が１円、２円というお金を積み上げて納税した中から払ってるもんなんですよ。そのことを十分理解して歳出行為してきたのか。ただ、単純に紙が来たからこうだよ、はいはい、それではこうですよね。普通は、総会、総会と書いて、前回が５千円で、今度は３千円って疑問に思いますよね。その点はどういう範囲と見るのか、どういう形の中で進められたのか、確認をします。

○丸山隆弘委員長　戸村秘書人事課参事。

○戸村俊人秘書人事課参事　懇親会として、市長が市の代表として出席するという形に関しても、交際費というので出すことが認められておりますので、今回は名称がちょっと誤解を招くような形になってるかもしれませんけれども、それに関してはちょっとまたホームページのほうはちょっと直させていただきたいと思います。

○丸山隆弘委員長　山口洋一委員。

○山口洋一委員　そういうことを言われたから直すというのは、やめたほうがいいですよ。またそれ、今度は、こんなの不祥事じゃないのかと言われたら困りますよ。ですので、そ

ういうことはせずに、明確に総会ではない、こうこうこうでしたということにしますよと言えばいいんですよ。そうでないと、市長やられますよ、今度。無駄な交際費をばあばあ出してるんではないかと。たかが１件が、それだけではないだろうって、嫌なことを突かれたくないでしょ。

そのためにも、やっぱりしっかりとやっていただきたいし、やっぱりこれ決裁を取るときには、その辺を確認してください。それによって、市長の行動の信憑性も図られるということでありますので、わざわざせっかく仕事をしてて、市長がおかしくないかなというような疑いを持たれることはしないほうがいいと思いますので、その点はしっかりとやっていただけるということでよろしいでしょうか。

○丸山隆弘委員長　戸村秘書人事課参事。

○戸村俊人秘書人事課参事　交際費に関しては、市長が代表して出るものでございますので、今後もしっかりとその都度、検証しまして、適正な執行に努めてまいりたいと思います。

以上です。

○丸山隆弘委員長　山口洋一委員。

○山口洋一委員　次、行ってもいいですか。

○丸山隆弘委員長　どうぞ。

○山口洋一委員　続いて、２款１項16目地域自治区費、千郷地域自治区予算事業、資料104ページであります。

ここでは、地域自治区の関係で、財産区管理会計からなぜできなかったか。市の単独林道事業の工事請負費について、財産区管理会のお金から管理費としてなぜ出さなかったのかということについてお伺いします。

○丸山隆弘委員長　早川自治振興事務所参事。

○早川昌和自治振興事務所参事　市単独林道事業につきましては、林道雁峰線側溝保護工事等を千郷地域自治区予算事業として実施したものです。

この工事区間は、財産区が管理する林道ではなく市が管理する林道であるため、財産区管理会計からの拠出ではなく市予算で工事を実施することが適切であると認識しております。

○丸山隆弘委員長　山口洋一委員。

○山口洋一委員　市が管理をする林道であるならば、本来は森林課の林道整備事業として予算計上すべきだと思います。

それが、なぜこの地域自治区の予算でやったということは、土木予算のほうは計上が難しいから、もうとにかく地域自治区予算でやったらどうかというようなことでやったふうに取られるとも限りません。その点についての見解をお伺いします。

○丸山隆弘委員長　早川自治振興事務所参事。

○早川昌和自治振興事務所参事　本事業につきましては、配当替えを行いまして森林課のほうで工事を実施しております。

自治区予算で実施した経緯がございまして、以前から関係行政区長から林道修繕の要望が出ておりましたが、なかなか事業化というのが森林課のほうで難しかったということがございます。こういったことから、地域協議会の中で雁峰林道について何とかすべきではないかという意見がありまして、検討の結果、地域自治区予算を使って事業実施していこうということになりました。

これは、なかなか地域からの要望が事業化されないものについて、優先順位を上げていくということも１つ地域自治区予算の在り方と認識しております。

以上です。

○丸山隆弘委員長　山口洋一委員。

○山口洋一委員　自治区予算の使い方、建議の仕方等々があると思うんですが、やはり、こういった形でやれば何でもできるような気がします。それで今、早川参事いわく、配当替えをしたと、地域自治区予算でやっておいて、森林課へ付け替えをしていく。そしたら、

最初からやればいいんではないの。ところが、森林課のほうでは事業ができなかったからということだと、もう何でもかんでもということになっていくということにならないのかということなんです。

これ、財産区の決算を見ると、基金はそれぞれ15財産区ばらばらですが、まだ体力のあるところもあります。また、それを林道の修理をすることによって財産区の基金がある程度枯渇する可能性もあるし。しかし、財産区の基金の使い方は、地域住民、財産区管理会のメンバーの100％同意がないと使えない。当然、山の金なので使えるわけないんです、はっきり言うと、福祉費でしか使えませんので。

だから、いろんな手法を選んで、今、自治区のほうで策定をしてきたようでありますが、結果的に、森林担当に振り替えをして付け替えをしているということですので、だったら最初から、予算を12月に査定をするときに、これはもう最初から森林課へ付け替えようねと言ってやれば、すっきりするんですよ、と思いますが、そういったことはしなかったのか、やらなかったのか。そういうことは気がつかなかったのか。

○丸山隆弘委員長　吉林市民協働部長。

○吉林和久市民協働部長　委員言われますように、本来、地域活動交付金と地域自治区予算という２本立てで自治区は成り立っております。その地域自治区予算につきましては、これは例えば道路の修繕、これは地域によって優先度が違って、なかなかやっていただけないけど、地域の課題としてここの道路を直したい。そういうことは今までも土木のほうに振り替えをしてやった例はたくさんありますし、御承知かと思います。

それと同様に、本来、林道であるところ、市がやるべきところだけど、優先順位がなかなかつかなかったところに対して、今回、地域自治区から自治区予算でやってくださいということでしたので、土木などに予算を配当するものと一緒で、当初からそのような予算配分をしておりますので、当初予算から予算配当を配当替えするという流れで予算要求をさせていただいてますので、御理解いただければと思いますので、よろしくお願いします。

○丸山隆弘委員長　山口洋一委員の質疑が終わりました。

次に、４番目の質疑者、カークランド陽子委員。

○カークランド陽子委員　では、歳出２款１項９目企画費、ふるさと納税推進事業、92ページです。

実績は上がっているが、決算額が予算額より下回った理由を伺います。

○丸山隆弘委員長　権田企画調整課長。

○権田晃明企画調整課長　決算額が予算額より下回った理由につきましては、歳出予算につきまして、前年度の寄附金額を基に当年度の寄附金の額を見込み、その見込額から必要な経費を歳出予算に計上しております。そのため寄附金の決算額が、当初想定額を下回ったことから、歳出予算に不用額が生じたものです。

以上です。

○丸山隆弘委員長　カークランド陽子委員。

○カークランド陽子委員　そうしますと、その不用額というのは、先ほどの中でもあったような出展の手数料みたいなところなんでしょうか、あとは返礼品ですかね、伺います。

○丸山隆弘委員長　権田企画調整課長。

○権田晃明企画調整課長　委員おっしゃるとおり、返礼品の費用だとか手数料の費用になってます。

以上です。

○丸山隆弘委員長　カークランド陽子委員。

○カークランド陽子委員　では、続きまして、２款１項９目企画費、移住定住ＯＳＩ事業、94ページです。

決算額が予算額を大幅に下回った理由を伺

います。
○丸山隆弘委員長　権田企画調整課長。
○権田晃明企画調整課長　決算額が予算額を大幅に下回った理由につきましては、国の制度である首都圏から地方へ移住した者に交付する移住支援金が、令和６年度には申請がなかったことから不用額が生じたものです。
以上です。
○丸山隆弘委員長　カークランド陽子委員の質疑が終わりました。
次に、５番目の質疑者、小野田直美委員。
○小野田直美委員　では、歳出２款１項５目人事管理費、職員研修事業、86ページです。
事業予算561万６千円と決算261万240円の差額理由をお伺いいたします。
○丸山隆弘委員長　塩澤秘書人事課長。
○塩澤宏樹秘書人事課長　差額が生じた主な理由といたしましては、秘書人事課が主催します研修を当初の計画から組み替えて実施したため、研修委託料に不用額が生じております。
それから、通常業務と研修日程が折り合わずに、自治大学校ですとか、Ｂ＆Ｇ海洋センターのインストラクター養成研修への派遣ができなかったことなどにより、普通旅費ですとか研修負担金に不用額が生じております。
以上です。
○丸山隆弘委員長　小野田直美委員。
○小野田直美委員　研修計画を組み替えたとあるんですけど、具体的にどれをどういうふうに組み替えたのか、お伺いします。
○丸山隆弘委員長　塩澤秘書人事課長。
○塩澤宏樹秘書人事課長　秘書人事課主催の研修の組替えですけども、まず、副課長、係長級に対しまして、当初はエンゲージメント向上研修を予定しておりました。それから、主任級に対しましてフォロワーシップ研修を予定しておりましたけども、最近のハラスメントが多いということの事情を勘案いたしまして、カスタマーハラスメント研修に組み替えをしたものでございます。
以上です。
○丸山隆弘委員長　小野田直美委員。
○小野田直美委員　分かりました。
１つお伺いしたいのが、令和６年度の予算立てをするときに、前年度、毎年度に研修ニーズの把握とか、研修計画を見直ししたり、いわゆる研修方法の改善などを行った上で、令和６年度の予算立てをしたと思うんですが、そのようなことを行っているのかどうか、お伺いします。
○丸山隆弘委員長　塩澤秘書人事課長。
○塩澤宏樹秘書人事課長　その件につきまして、職員に対しまして特にアンケート等を取っておるわけではございませんけども、令和６年度の研修計画を立てる際の方針として、重点項目を定めております。
１つは、喫緊で起きております不祥事に対しまして社会的信用を再構築していくための研修の実施ということ、それから、２つ目は、心理的安全性の向上を目指す研修ということ、それから、３つ目としまして、先ほど振り替えてしまったんですけども、組織の中で役割で仕事をする職員を育てる研修、この３本を研修の基本方針として定めたものでございます。
○丸山隆弘委員長　小野田直美委員。
○小野田直美委員　３本を基本方針として見直しをしたということなんですが、今回、訴えの提起として出てるもの、部長の答弁なんですけど、令和５年６月のときに、いわゆる配属されてまだ日数が浅かった、課長がやってしまったと。研修をしっかりしていくというようなことをおっしゃったと思うんですが、この令和５年度に起きたそのようなことが、令和６年度の研修計画に反映されたのかどうか、どのような話合いが行われたのかお伺いします。
○丸山隆弘委員長　塩澤秘書人事課長。
○塩澤宏樹秘書人事課長　不祥事に対する研

修につきましては、先ほど重点項目の１点目でお答えしましたように、社会的信用を再構築していくための研修ということで、令和６年度ですと７月に、コンプライアンス研修、こちらを当初から計画して実施しております。

○丸山隆弘委員長　小野田直美委員。

○小野田直美委員　そういうことで、何が言いたかったかというと、いわゆる例えば、その役職に就いたら、その役職なりの権限というのが発生するわけですよね。そうすると、その役職はこういう権限があるから、こういうことを学ばなくてはいけないよというような研修を、もう早めにしっかりと行っていくべきだったのではないかなと思うんです。だからその辺りちゃんとやられたのかなということをお伺いします。

○丸山隆弘委員長　塩澤秘書人事課長。

○塩澤宏樹秘書人事課長　各階層別の研修というのが、新任で係長になったときですとか、副課長、あるいは課長、部長になったときに、名古屋にあります研修センター、こちらのほうで愛知県の職員が一堂に会しまして、それぞれの階層に応じた研修というものは受講しております。

○丸山隆弘委員長　小野田直美委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○丸山隆弘委員長　質疑なしと認めます。

歳出２款総務費の質疑を終了します。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

ここで、説明員入替えのため、暫時休憩をいたします。再開は13時とし休憩します。

休　憩　　午前11時52分

再　開　　午後１時00分

○丸山隆弘委員長　休憩前に引き続き、委員会を開きます。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

次に、歳出３款民生費の質疑に入ります。

最初の質疑者、浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員　それでは、続きまして質疑に入ります。

３款１項３目障害者福祉費、障害者外出支援助成事業になります。132ページ。

１点目は、86万3,110円の主な内容と利用者数を伺います。

２点目、この支援事業は何年目になるのか、また、これまでに単価の改定はあったのか伺います。

○丸山隆弘委員長　中尾福祉課長。

○中尾昌達福祉課長　１点目でございます。主な内容につきましては、重度障がい者が日常生活における医療機関への通院などのため、タクシー等を利用する場合に、その利用料金の一部を助成するものです。

内訳は、助成券作成に係る印刷製本費４万2,130円、助成費の扶助費82万980円です。

利用実績は、障がい者福祉タクシーを利用した方が143人で、利用件数は1,127件です。福祉有償運送を利用した方は４人で、利用件数は37件となっております。

２点目です。障がい者福祉タクシーは20年目になります。それから、福祉有償運送は10年目になります。

単価改定につきましては、障がい者福祉タクシーで平成22年に改定しております。福祉有償運送の改定はこれまではございません。

以上です。

○丸山隆弘委員長　浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員　分かりました。こちらは、重度障がい者の方々の外出支援ということで、非常に大事な事業だと理解をしております。

それだけに、やはり、貴重な外出の機会をより充実させていくということがこの理念というか、求められているなと思っておりますので、その視点から再質疑をさせていただきたいと思います。

こちらは、資料請求をさせてもらって分かると思いますが、主に有償の利用者のところを注目したいんですが、令和２年のときには54件利用者がいて、だんだん減っていってまして、最新の令和６年は37件ということですが、こちらの減っている状況はどういうふうに感じているのか、伺います。

○丸山隆弘委員長　中尾福祉課長。

○中尾昌達福祉課長　現在、福祉有償運送を利用できる事業者ですが、こちらがレインボーハウスと社会福祉協議会虹の郷の２事業者になっております。事業者自体が増えてないところが主な要因かなと思っております。

ちょっとそこまでの検証ができてないので、ちょっとお答えができませんが、すみません。

○丸山隆弘委員長　浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員　事業者が増えていないということで、私もそうではないかなとは思っております。やはり、なかなか特殊車両になりますので、そちらの装置をつけたりとかすると本当大変なお金の車の改造車ということもあるということで、なかなか参入しにくいと思います。

やはり、今回の改定の状況もあるのかなと思いますが、これまで、こういった事業者へのアンケートだとか聞き取り調査はやられているのか伺います。

○丸山隆弘委員長　中尾福祉課長。

○中尾昌達福祉課長　ちょっと手元に資料がないのでお答えしかねますが、アンケートをしたという実績は、手元にちょっと資料がなくてお答えできません。

○丸山隆弘委員長　浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員　分かりました。やはり、ぜひアンケートとか聞き取り調査をしていただきたいなと要望をさせていただきます。

私自身も介護事業者の話を聞きますと、この点についてなんですが、やはり最近の物価高、あと最低賃金の上昇、そして、ガソリン代の上昇と、非常にインフレが続いているということで、この助成金の単価が、今、先ほども答弁あったように変わっていないわけですね。平成22年から改定がないというところで、正直やればやるほど事業者は赤字なんだとおっしゃるわけです。

こうした経済状況と見合っていない助成金の単価というところがありまして、そこら辺をやはり改定していく、やればやるほど赤字という事業になりますので、非常にそこら辺を考慮していただきたいなと思うわけです。

福祉の事業者の方が言うには、通常のタクシー会社は、そういったこの利用チケットをすれば利用の獲得につながるんだというんですが、この有償のほうは、通常のタクシーの料金の２分の１を目安にコストを下げなさいというところが努力義務になっているということなので、非常に、この事業単体では赤字になってしまって、なかなか参入しにくいという事態だとお聞きします。

そこを踏まえて、課題も含めてなんですが、単価をやっぱり引き上げていくというような考えはないのか、伺います。

○丸山隆弘委員長　中尾福祉課長。

○中尾昌達福祉課長　本事業につきましては、全額一般財源になっております。限られた財源の中で優先順位をどうするのか、また、障がい者タクシーだけでなくて、高齢者向けのタクシー助成も別に制度としてあります。そうしたバランスはどうするのか。

また、一方で、路線バスや電車が使えない地域においては、事実上、移動手段になっておるとしましたら、単価を上げるという意義も大変大きいと考えております。

こうした状況を考慮しながら、必要に応じて検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○丸山隆弘委員長　浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員　予算がないのでなかなか厳しいというような声だと思いますが、この事業については、一般の方ではなくて、やはり、

ただでさえ外出しにくい障がい者の方たちへの外出支援ということになりますので、やはり、そういったＳバスだとかそういったことも必要なんですが、取り立てて平成22年から単価が全く上がってないわけですから、経済状況も加味すれば、今、本当に物価高のところで考えざるを得ないと。ここでやらなければ、どんどん赤字ということで撤退する事業者、僕、増えると思うんです。

撤退すれば、その影響というのはもろにこの障がい者の方々に外出ができない状況になると、深刻な問題だと思うから私はそういうふうにやるべきではないかなと、前向きな答弁をお願いしたというところでありますので、理解していただきたいと思いますが。

では、ほかの市町はどうなんだということで、ちょっと提案なんですが、ここは東郷町なんです。ここは１枚、タクシーチケット200円で使えるという、１枚が200円のチケットで90枚使えるそうです。しかも、ここは１乗車、最大90枚まで使えるということなんです。すごく使いやすいというんですね。

一方、新城市は、1枚300円で、１回乗車につき２枚しか使えないということで、年間56枚あるということで、もっと使いやすさをお願いしたいと思いますので、そこを伺いたいと思うのと、新城市はトータルこれ56枚換算すると１万6,800円なんですね。東郷町は90枚の200円で１万８千円ということで、東郷町のほうが使いやすくて、金額も多いということであります。

ですから、やっぱりこの東郷町のような形で、使いやすくて、やはりほかの物価を見れば、もうちょっとトータル１万８千円ぐらいに引き上げるということは妥当ではないかと思うんですが、市の認識を伺います。

○丸山隆弘委員長　中尾福祉課長。

○中尾昌達福祉課長　東郷町さんであったり、近隣の市町村の状況を参考にしながら、今の使いやすい制度に変えていくような形で検討してまいります。

○丸山隆弘委員長　浅尾洋平委員の質疑が終わりました。

次に、２番目の質疑者、鈴木長良委員。

○鈴木長良委員　それでは、歳出３款２項１目老人福祉費、高齢者の健康寿命延伸事業、138ページ。成果報告書については37ページです。

（１）番、事業費減額の詳細は。

（２）番、事業実績に対する評価は。

以上、２問お願いします。

○丸山隆弘委員長　黒田保険医療課長。

○黒田健二保険医療課長　事業費の決算額が予算額を下回った主な理由としましては、会計年度任用職員報酬が少なかったことによります。

この事業は、高齢者の健康保持と健康寿命の延伸を目指し、高齢者支援課、保険医療課、健康課が連携し実施したものになります。令和６年度の事業内容は大きく２つあり、家庭訪問等による個別支援、また、地区や老人クラブなど通いの場を利用した健康教育等を行いました。

個別支援（家庭訪問）では、対象の方の健康状態を把握するため、管理栄養士、歯科衛生士、保健師といった専門職が、それぞれ専門性を生かし、個人の特性に合わせたアプローチを行いました。管理栄養士、歯科衛生士の業務については、会計年度任用職員を任用しておりますが、保健師に関しましては会計年度任用職員ではなく、健康課に所属する正規職員である保健師が中心となり事業を実施したため、会計年度任用職員分の報酬が不要となったものになります。

続いて、事業実績に対する評価になりますが、この事業は、令和６年度が開始初年度となります。まずは、関係する３課が連携して事業を実施できたこと、個別支援においては、健康状態が不明な者に対してアプローチを行い、支援が必要な方を把握して適切な支援に

つなげることができたこと、さらに健康教育、健康相談の場を通じて、フレイル予防に関する知識や技術を普及させる取組を進めたことなど、おおむね目標を達成できたと考えております。

○丸山隆弘委員長　鈴木長良委員。

○鈴木長良委員　（１）番につきましては、取組の詳細について答弁いただきまして、ほぼ理解をいたしました。

減額の理由については、今回、会計年度職員さんの対応を計画しておったものが、正規の保健師さんで対応するようになったよということであったと思いますけども、予算額に対する決算額、この差額を見てみると、結構65万9,034円になるかと思いますけども、そうした場合、正規の職員さんの業務負担というのはかなり大きなものになったんではないかなと思ったんですけども、その点についてはどのような見解なんでしょうか。

○丸山隆弘委員長　黒田保険医療課長。

○黒田健二保険医療課長　保健師の業務についてですけども、当初は会計年度任用職員を考えていたのですが、今回、事業を考える調整や検討の段階で、訪問対象者を絞り込み、実際ふだんから地区や地域、高齢者とつながりがある、ふだんから状況を熟知している正規保健師が入ったほうが事業がやりやすい、事業に対してプラスになると考え、正規保健師で対応したものになります。

今までの業務等にプラスしてになりますので、負担は若干増えたかと思いますが、事業はやりやすかったと考えております。

○丸山隆弘委員長　鈴木長良委員の質疑が終わりました。すみません、ごめんなさい。もう一つありました、ごめんなさい。

続けてください。

鈴木長良委員。

○鈴木長良委員　歳出３款３項１目児童福祉総務費、家庭支援事業、150ページです。成果報告書については43ページでお願いします。

（１）事業費減額の詳細。

（２）事業の利用促進に対する課題について。

以上、２問お願いします。

○丸山隆弘委員長　加藤こども家庭センター長。

○加藤久美子こども家庭センター長　事業費減額の詳細につきましては、家庭支援事業の１つであります子育て世帯訪問支援事業というのが、令和６年度から創設された事業となります。

前年度まで実施していた家事育児支援事業を参考に予算を見込みましたが、家事育児支援事業の対象年齢は、妊娠中から１歳まででしたが、子育て世帯訪問支援事業では、妊婦から18歳までに拡大したため、利用者が増加すると見込んでいました。

しかし、利用対象者は前事業では、手伝ってもらえる人がいない、育児や家事ができるか不安がある等の理由で利用ができたんですけれども、本事業では、要保護・要支援の家庭等となり、利用対象が限定されたこととなり、見込みほど利用されなかったため減額となったものです。

２番目の事業の利用促進に対する課題につきましては、利用はしても継続しない、利用勧奨をしても様々な理由で希望されないという点が課題だと感じました。

具体的には、利用料がかかるため経済的な理由で継続できないケース、あと家族、親族の援助があるというケース、利用者自身の体調不良や精神的不調などで利用を予定していてもキャンセルになるケースなどでした。

○丸山隆弘委員長　鈴木長良委員。

○鈴木長良委員　状況を確認させていただきました。

（１）につきましては、利用対象が限定されるというようなところで大きな減額になったということで理解をいたします。

（２）につきましてですけども、利用の相

談、家族、親族等の理解、協力という部分で了解するところでありますけども、そうした状況の中で、２次対策につなげられた部分というのがもしありましたらお願いします。

○丸山隆弘委員長　加藤こども家庭センター長。

○加藤久美子こども家庭センター長　すみません。ちょっと２次対策というそこら辺をもう少し詳しく教えてください。

○丸山隆弘委員長　再確認ですね。

鈴木長良委員。

○鈴木長良委員　すみません。

利用相談、家族・親族の協力なんかが得られずに利用に至らなかったというような状況が１つあると思うんですけども、そうした状況の中にあって、この事業を進めていく上で違う角度から対策を打ってみようかとかいうような取組があったのかどうか。あったとしたらその内容を教えていただきたいという状況でございます。

○丸山隆弘委員長　加藤こども家庭センター長。

○加藤久美子こども家庭センター長　すみません。家族・親族の援助があってこのケースの利用が必要ないとおっしゃった方に対しては、自助互助で、御自分たちで援助していただいて、それでも困る方に対しては、こちらで支援するという方法を取りました。

そのほかに、本当にこの事業の目的ですとか内容をしっかり理解していただけるように、丁寧に事業の説明をしまして、利用が適切と考えられる家族に対しては、なるべく利用できるようにということで、手続の支援ですとか、いろいろ利用までの間、支援をしてまいったところです。

○丸山隆弘委員長　鈴木長良委員。

○鈴木長良委員　理解いたします。

それから、すみません、関連したところで、新たに支援の対象、これがヤングケアラーにも今回拡大をされたということで、報告書には記載があるわけですけども、このヤングケアラーに対して具体的にどのような取組をされたのか、取組の内容についてお伺いします。

○丸山隆弘委員長　加藤こども家庭センター長。

○加藤久美子こども家庭センター長　ヤングケアラーも対象となってはいるんですけれども、なかなかそのヤングケアラーの把握というのがとても難しい状況でした。まずは、支援側というかヤングケアラーに気づきやすい民生委員さんですとか、学校の先生、あとこども園の先生、そういう関係機関の方たちにヤングケアラーとはこういうことだよ、気づくポイントはというようなところで研修をさせていただいて、令和６年度に関しましてはヤングケアラーの方への事業の利用には至りませんでした。

○丸山隆弘委員長　鈴木長良委員の質疑が終わりました。

次に、３番目の質疑者、カークランド陽子委員。

○カークランド陽子委員　３款１項１目社会福祉総務費、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業、128ページ、令和６年度主要施策成果報告書32ページです。

決算額が予算額を大幅に下回った理由を伺います。

○丸山隆弘委員長　中尾福祉課長。

○中尾昌達福祉課長　国から具体的な算出根拠が示されていない状況の中で緊急的に予算要求をしたため、最終的に決算額が下回ったものになります。

以上です。

○丸山隆弘委員長　カークランド陽子委員。

○カークランド陽子委員　すみません。もうちょっと詳しく伺いたいんですけど、具体的な算出が示されていないと、人数が変わってきたということでしょうか、伺います。

○丸山隆弘委員長　中尾福祉課長。

○中尾昌達福祉課長　国のほうから、制度設

計が示されるわけなんですが、まだざっくりとした感じの中で、国のほうで示されている中で予算要求するとなってくると、最終的に執行したときに、予算が少なくなっては支障が出ますので、多めに予算を確保して実施したということになります。

以上です。

○丸山隆弘委員長　カークランド陽子委員。

○カークランド陽子委員　では、続きまして、３款１項１目社会福祉総務費、重層的支援体制整備事業、130ページ、令和６年度主要施策成果報告書34ページです。

１、令和６年実績値が令和６年目標値を大きく下回った理由は。

２、実績値が下回っているのに決算額は予算額と大差がない理由を伺います。

○丸山隆弘委員長　中尾福祉課長。

○中尾昌達福祉課長　１問目です。重層的支援体制整備事業では、高齢者や障がい者、児童などへの既存の制度が、条件や分野ごとの区切りによって成り立っているため、その制度の狭間で支援が行き届かず、支援からこぼれ落ちる人が生じるという課題があります。

本事業では、そうした課題に対応すべく、支援が必要な人々を支えることに重点を置き、断らない支援を実施するものです。

支援会議の開催数が少ない理由としては、既存の福祉制度や従来の支援会議によって対応可能なケースが多いという状況が背景にあります。また、包括的な支援プランを策定し、統合的な解決策を探る重層的支援会議については、本人の同意を得ることが容易ではないため、結果的に検討対象となる案件がさらに少なくなる傾向があることも理由として挙げられます。

２点目です。委託事業において発生する固定費が大きく影響している点が挙げられます。例えば、本事業を運営するために必要な人件費や事務経費などの固定的な費用は、実績値に関係なく一定の範囲で発生するため、予算額から大きく乖離しにくいという構造になっております。

また、この事業の契約においては、事業全体の運営を安定的に継続するための基盤が必要となるため、仮に実績の減少した場合でも、それが直接的に委託料の減額に結びつくとは限らない仕組みとなっておるためです。

こうした契約形態は、サービスの安定提供を確保するために重要である一方、実績が下回った場合でも経費がある程度一定の範囲内で執行される原因となっております。

以上です。

○丸山隆弘委員長　カークランド陽子委員。

○カークランド陽子委員　理解いたしました。

では、次の質疑に行きたいと思います。

続きまして、３款２項１目老人福祉費、高齢者の健康寿命延伸事業、138ページ。

実績値は目標値を大きく上回っているのに、決算額が予算額より大幅に下回っている理由ということですが、これ先ほどの鈴木長良委員への答弁で理解いたしましたので、１つだけ再質疑したいと思います。

ふだんから地域に入っている正規保健師さんが入ったので、費用が随分少なく済んだということでしたけども、予算の時点でこの正規職員さんを使って行うという考えには至らなかったのか伺います。

○丸山隆弘委員長　黒田保険医療課長。

○黒田健二保険医療課長　今回の保健師が地区に入るということですけども、令和５年度に予算を立てる段階では、まだ健康状態が不明な被保険者というか、高齢者がどれぐらいいるかというのがはっきり分かっていなかったので、この金額については後期高齢者広域連合から出るということでしたので、会計年度任用職員を予算として計上させていただきましたが、実際、検討の段階で、やはり正規が入ったほうが事業にはプラスになるということで、正規保健師で対応したものになります。

以上です。

○丸山隆弘委員長　カークランド陽子委員の質疑が終わりました。

次に、４番目の質疑者、小野田直美委員。

○小野田直美委員　では、３款１項１目社会福祉総務費、重層的支援体制整備事業、130ページです。

主な内容で、成果の実績値が伸びていない理由として、正式な重層に基づく会議は開催されていませんが、関係機関間の横のつながりはもともと存在し、個別対応が行われている状況であると考えるとあるが、その上でどのように改善するのかを検討したのかをお伺いします。

○丸山隆弘委員長　中尾福祉課長。

○中尾昌達福祉課長　伸びていない理由は、先ほどカークランド委員の質疑で答弁しましたとおりですが、その点を踏まえまして、改善策として、２点重点的な取組を進める方針でおります。

１点目です。既存の制度を活用した個別対応が行われているにもかかわらず、解決が難しい困難ケースについては、本事業の活用を促進するため、関係機関への働きかけを強化します。本事業を関係機関が積極的に事業を活用できるよう、関係機関に対する広報活動や啓発を通じて認知度を高める取組を進めてまいります。

２つ目、潜在化している支援が必要なケースの掘り起こしを進めます。そのため、障害者地域自立支援協議会、民生・児童委員協議会、地域包括支援センター、こども家庭センター、くらし・しごとサポートセンター、教育委員会などと連携し、地域で潜在化するケースの情報収集に努めてまいります。

以上です。

○丸山隆弘委員長　小野田直美委員。

○小野田直美委員　いわゆる本人の同意が至るまでの案件がなかったということだと思います。こういうふうにしていくということをいろいろ言っていただいたんですが、アウトリーチ活動による訪問支援、これに関しては、長期にわたるひきこもりとか8050問題とか、あと高齢の親と無職の子ども孤立、困窮など必要な支援が届いていない人や支援につながることを拒否するような人々が対象になっている。こういう人たちが、特に重層に基づく支援が必要だなと思います。

それで、やっていくということだったんですが、今まで、令和６年度なんですけど実際にこういう人たちにどのようにアプローチしてきたのか、どういうことをやってきたのかということをお伺いします。

○丸山隆弘委員長　中尾福祉課長。

○中尾昌達福祉課長　アプローチなんですが、やはり小野田委員がおっしゃいましたひきこもりのケースがメインになっております。やはり一番問題になってくるのが、支援を拒むというところの拒否感が強かったりとか、当事者本人に問題意識がないというところがあって、アウトリーチを繰り返して本人に寄り添った支援をしながら、理解を得ながらというところでかなり時間が要するようなケースを何度もアウトリーチで、家庭訪問してやっとるというのを聞いております。

以上です。

○丸山隆弘委員長　小野田直美委員。

○小野田直美委員　では、続きまして、３款２項１目老人福祉費、高齢者の生きがいと健康づくり推進事業、138ページです。

事業予算153万９千円と決算30万４千円の差額理由について伺います。

○丸山隆弘委員長　後藤高齢者支援課参事。

○後藤美紀高齢者支援課参事　高齢者の生きがいと健康づくり推進事業における差額理由につきましては、老人クラブ連合会が令和６年４月１日から休会となったことに伴い、予定していた委託事業及び補助事業の実施ができなかったことによるものです。

以上です。

〇丸山隆弘委員長　小野田直美委員。

〇小野田直美委員　かなと思ったんですよ。老人クラブの解散と関係あるかなとは思ったんですが、解散が決まったのが令和６年４月16日ですよね。それまでに情報が入ってなかったのかどうか、お伺いします。

〇丸山隆弘委員長　後藤高齢者支援課参事。

〇後藤美紀高齢者支援課参事　もう年度末までずっと協議は続けてきておりましたので、休会予定ということは聞いておりました。総会のときにも、令和６年度の予算については、総会資料にもついてはおりませんでしたが、一応、総会で承認されるまでは決定ではなかったので、予算としては計上してあります。

以上です。

〇丸山隆弘委員長　小野田直美委員。

〇小野田直美委員　そうですよね。

では、続けて３款２項１目老人福祉費、高齢者の健康寿命延伸事業、138ページ。

これは、鈴木委員とカークランド委員の質疑答弁で理解したので取り下げます。

では、続けて３款３項１目児童福祉総務費、家庭支援事業ですね。

これは再質疑から行いたいと思います。

これも、予算のときに見込めなかったのかということをお伺いします。目標が220日だけど実績時間は14日だった、先ほどの話によると支援する幅が意外と狭かったということなんですが、いかがなんでしょう。

〇丸山隆弘委員長　加藤こども家庭センター長。

〇加藤久美子こども家庭センター長　令和５年度の家事育児支援事業がかなり利用があったものですから、対象が広がり、こども家庭センター側の感覚では、要保護・要支援の御家庭にはそういうサービスは大変必要だろうと思い、多めに見込んだところ、そういう御家庭に入る、入るというか御希望される方が少なかったということで減額となったものです。

〇丸山隆弘委員長　小野田直美委員。

〇小野田直美委員　少なかったと、今おっしゃいましたけど、どういうふうな理由で少なかったと思われてますか。

〇丸山隆弘委員長　加藤こども家庭センター長。

〇加藤久美子こども家庭センター長　要保護、要支援の御家庭では、保護者の方の体調が安定しなかったりですとか、精神的な不調を訴えられる方も見えまして、手続まではして入れるように支援員さんとも打合せをしながら、入れる万全な体制は取るんですが、実際入ろうと思ったときにちょっと無理ですとか、お断りをされたりというようなことがありました。

〇丸山隆弘委員長　小野田直美委員。

〇小野田直美委員　そういったときは、引き続きアプローチされるのか、ちょっと間を置きましょうかというようなアプローチされるのか、いろんなパターンがあると思うんですけど、市としてはどのような関わり合いで持っていかれることが多かったのか、お伺いします。

〇丸山隆弘委員長　加藤こども家庭センター長。

〇加藤久美子こども家庭センター長　やはり、保護者の方のお話に耳を傾け、保護者が何を望んでみえるのか、今は一番何が大切なのかというところで話合いをしながら、時期を見て再度勧めることもありますし、最近やっぱり病院受診ですとか、そちらのほうを勧める場合もありまして、小野田委員おっしゃるとおり、いろいろなパターンでその御家庭に合わせた対応をしてまいりました。

〇丸山隆弘委員長　小野田直美委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

〇丸山隆弘委員長　質疑なしと認めます。

歳出３款民生費の質疑を終了します。
次に、歳出４款衛生費の質疑に入ります。
最初の質疑者、浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員　それでは、４款１項４目母子保健費、母と子のすくすく健診事業、170ページ、成果報告書は45ページになります。

１点目、令和６年度新たに低所得妊婦初回費用助成事業の開始、妊娠を望む方への不妊治療助成事業の実施についての目的と成果について伺います。

２点目、事業全体になりますが、成果と今後の課題を伺います。

○丸山隆弘委員長　加藤こども家庭センター長。

○加藤久美子こども家庭センター長　事業実施についての目的につきましては、いずれの事業も妊婦の経済的負担を軽減することです。

成果としましては、低所得妊婦初回産科受診費用助成事業には、２件の申請があり助成をしました。また、一般不妊治療助成事業では11組の申請があり、そのうち４組が妊娠届を提出されております。

２点目の事業全体の成果と今後の課題につきましては、産婦健康診査の助成回数を２回に増加したことで、産後うつの早期発見が可能となり、また、医療機関との連携が強化され早期の支援につながるようになったのが成果と考えております。
一方で、妊婦健康診査の受診率は100％を達成しているものの、乳児健康診査の受診率については、現時点で100％には至っていない状況が課題として残されていると考えております。

○丸山隆弘委員長　浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員　分かりました。こちらの事業も大変大事な事業だと感じております。

１問目では、低所得者の方への妊婦に対しての経済的な支援で２件あったということ、また、不妊治療のほうでは11組があって、そのうち４組の子どもさんが生まれたということで非常によかったなと思っております。こちらも引き続き拡充というか、広げていっていただきたいと思っております。

２点目なんですけど、課題として、妊婦健診は100％、でも乳児の健康診査になるとそこまでいかないという答弁があったかと思いますが、こちらは、どうして乳児の健康診査のほうになるとガクッというか100％にならない何か事情があるのか、要因があるのか。またどうアプローチして100％に持っていこうと思っているのか、そこら辺の対応、課題を教えてください。

○丸山隆弘委員長　加藤こども家庭センター長。

○加藤久美子こども家庭センター長　乳児健康診査でも１回目は100％なんですけれども、10か月前後で受けられる２回目の健康診査が72.3％ぐらいで、100％には至らないというところなんですけれども、その対策としましては、８か月ぐらいには乳児の後期訪問というのを、全て保健師が行っておりますので、そのときに２回目の健康診査を受けたかどうかの確認をしていたりですとか、あと保健事業で離乳食教室ですとか、育児相談に見えたお母さんたちには、健康診査２回目受けるように勧奨しているというような対策を取っております。

○丸山隆弘委員長　浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員　分かりました。訪問を通じて、何とか再確認含めてやっていくということで、ぜひお願いしたいと思います。

では、次の質疑に参ります。

４款１項５目予防費、予防接種事業、172ページで、報告書は49ページになります。

１点目は、子宮頸がんワクチンのキャッチアップの効果について伺います。

２点目は、子宮頸がんワクチンの目標と実績と結果について伺います。

３点目、事業全体での成果と今後の課題を

伺います。

〇丸山隆弘委員長　伊與田健康課長。

〇伊與田吏美健康課長　３点ほど御質疑いただきましたので、順次、お答えさせていただきます。

まず、１点目ですが、積極的勧奨差し控え期間に接種を受ける機会を逃した方たちに対し、接種の機会を設けることで接種を希望する方たちが費用負担を負うことなくワクチンを接種できたことが、将来の子宮頸がん予防につながったと考えます。

２点目は、目標としましては、前年度より接種回数の増加を目指しまして、接種を希望する方が接種できるよう接種機会の確保や情報発信に努めた結果、定期接種に関しましては、延べ300回、キャッチアップに関しましても1,034回と昨年度の実績を大幅に上回ることができました。

３点目ですが、事業全体での成果につきましては、対象者に対して適切な時期に接種を促した結果、Ａ類定期接種に関しては８割以上の接種率を達成し、集団免疫の獲得につながっていると考えます。

今後の課題につきましては、接種を希望する方が安心して接種を受けられる環境を整えるとともに、引き続き丁寧に情報発信を行う必要があると考えております。

〇丸山隆弘委員長　浅尾洋平委員。

〇浅尾洋平委員　分かりました。キャッチアップの子宮頸がんワクチンなんですけど、非常にキャッチアップの効果、また目標とする前年度を上回ったということで大変よかったなと思っております。

やっぱり、こうした形でがんを将来的に防ぐことができるということで、女性の命と将来の子どもの命も守れるということで大変大事な取組だなと思って、よかったと思っております。

今回、そういう形で市も頑張っていただいて、いろいろＰＲだとか、情報発信とかしていただいたと思っておりますが、こうした中でどういった取組が結構効果があって、前年度よりも接種をしてくれる人が多くなった要因を分析してるのか、そこら辺の認識、分かったら教えてください。

〇丸山隆弘委員長　伊與田健康課長。

〇伊與田吏美健康課長　勧奨に関しましては、本当にホームページですとか、広報、また期間がもう限られてる方には個別はがきを出させていただいて、はがきの内容も、これを受けると約10万円程度の補助が受けれますよというような具体的な数字をお示ししたというところと、期限が限られたことでありまして、市だけではなくメディアですとか国も力を入れて周知していただいたことも大きかったんではないかと考えております。

〇丸山隆弘委員長　浅尾洋平委員。

〇浅尾洋平委員　分かりました。あのときも本当に、いろいろなメディアとか新聞報道も全国で同時にやられていたということも、非常に相乗効果であったのかなと、私も思います。そういう形でよかったなと思っております。

それでは、次の質疑に入りたいと思います。

４款１項７目訪問看護費、訪問看護事業、174ページ。成果報告書は54ページになります。

１点目、実績値が前年度と比べて300件ほど減少しておりますが、この理由を伺います。

２点目、成果と今後の課題を伺います。

〇丸山隆弘委員長　内藤訪問看護ステーション所長。

〇内藤明美訪問看護ステーション所長　訪問回数が前年度に比べて減少している理由につきましては、訪問看護は医師からの指示書に基づき行われますが、指示書の発行件数自体が減少していることが主な理由です。

成果につきましては、多職種連携と、退院前カンファレンスにより情報共有を行い、利用者本位のサービスを提供できたこと、24時

間、365日対応可能な体制を整え、機能強化型訪問看護や、看護体制強化加算の維持に取り組みつつ、地域住民への情報共有、研修医や看護学生の受入れを通じた人材育成にも貢献できたことです。

今後の課題につきましては、医療依存度の高い利用者や老老介護をされている方、独居の方が増えている現状を踏まえ、必要な方に必要な訪問看護を提供し、安心して在宅の生活が送れる体制の維持に努めていきたいと考えております。

○丸山隆弘委員長　浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員　前年度と比べて減少した理由というのが、ドクターの指示書が少なかったということだと理解しました。

こちらは、やはり今までいたドクターがいなくなったということなのか、そもそもこういった利用をするべきだという指示自体が、前年度と比べて減っている、その量が300件ほどということの理解でいいのか伺います。

○丸山隆弘委員長　内藤訪問看護ステーション所長。

○内藤明美訪問看護ステーション所長　ドクターがいなくなったという件に関しては、令和５年度で言いますと、主治医になった方は34名います。令和６年度が37名ということで、主治医自体は増えている現状です。

あとは、以前は介護保険が多かったんですけども、今は医療保険の方が増えているという現状があります。あとは、利用者様の介入期間が減少していること、慢性期から急性期の方が増えているという現状があります。

また、スタッフが令和５年には12人いたんですけども、令和６年になって11人と減少していたことも今回の原因があるのではないかと思っています。

以上です。

○丸山隆弘委員長　浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員　分かりました。主治医は増えてるけれども、いろんな介護から医療に、またあの慢性期から急性期にとか、あと人員的な問題もあって、いろいろな要因があったということで理解をいたしました。

今後の課題についてなんですけど、やはり訪問介護体制、大変だと思います。365日24時間という体制をしいていただいてまして、本当に現場の方には大変ありがたいなと思っております。

そういう中でも、やはり人材不足、ナースが少なかったりだとか、今後より人口減少の中で増えてくと思います。また、ニーズはどんどん深刻化していく、老老介護だとか、先ほど言ったように、独居の方が増えるということで、仕事自体はまた増えていくという大変な状況になっていくことも考えられるんですが、そういう中でスタッフの確保をどのような思いというか認識でしっかりしていく、確保していくというような考えが今後あるのか伺いたいと思います。

○丸山隆弘委員長　内藤所長。

○内藤明美訪問看護ステーション所長　現在、やっぱり人材不足というのがステーションでもそうなってるので、今、会計年度の募集もかけていまして、職員の募集もかけている現状です。

ただ、なかなかやっぱり募集をかけても来られないという方が多いので、年齢は本当に幅広く今後考えていきたいと思ってて、育児でなかなか仕事に就けないという方も、少しの時間でも働けるような環境をつくって、訪問に入っていただくという形を取っていきたいと思っています。

○丸山隆弘委員長　浅尾洋平委員の質疑が終わりました。

次に、２番目の質疑者、鈴木長良委員。

○鈴木長良委員　それでは、歳出４款１項５目予防費、予防接種事業、172ページ。報告書は49ページになります。

（１）帯状疱疹ワクチンの任意接種件数の内訳は。

（２）任意接種助成事業の成果と課題について。

以上、２点よろしくお願いします。

〇丸山隆弘委員長　伊與田健康課長。

〇伊與田吏美健康課長　帯状疱疹ワクチンの任意接種件数に関しましては、２種類ございますが、生ワクチンが22件、組換えワクチンが551件です。

任意接種助成事業の成果につきましては、本来自費となる予防接種費用の助成を行うことで接種率の向上が実現し、おたふくかぜの感染予防や帯状疱疹にかかった場合の医療費の削減につながったと考えます。

課題につきましては、多様な任意接種のワクチンが存在しますので、助成するワクチンの種類等、今後検討が必要と考えております。

〇丸山隆弘委員長　鈴木長良委員。

〇鈴木長良委員　それでは、（１）番から再質疑をさせていただきます。内訳については、生ワクチンが 22 件、それから組換えワクチンが 551 件ということで、これは圧倒的に組換えワクチンの接種希望が多いわけですけども、その理由についてもし分かっておられたら教えてください。

〇丸山隆弘委員長　伊與田健康課長。

〇伊與田吏美健康課長　組換えワクチンは、生ワクチンと比較しますと接種費用は高いのですが、予防効果や予防期間が長いということで組換えワクチンを選ばれる方が多いのではないかと考えております。

〇丸山隆弘委員長　鈴木長良委員。

〇鈴木長良委員　予防効果が長いということで、組換えワクチンのほうが希望される方が多いということで理解をいたしました。

帯状疱疹の接種そのものが、非常に希望される方、ずっと実績を見させていただいて非常に多いなという実感なんですけども、この事業への周知についてどのような形で周知をされて、これだけたくさんの希望を募られたのかをお伺いします。

〇丸山隆弘委員長　伊與田健康課長。

〇伊與田吏美健康課長　助成事業につきましては、広報やホームページ等で周知いたしました。

〇丸山隆弘委員長　鈴木長良委員。

〇鈴木長良委員　帯状疱疹ワクチンの効果について、市の認識をお伺いします。

〇丸山隆弘委員長　伊與田健康課長。

〇伊與田吏美健康課長　現段階での国の説明によりますと、生ワクチンで５年程度、組換えワクチンで10年以上の予防効果があると言われております。そこで接種された方には、発症予防や重症化予防として一定の効果があったと市としては考えております。

〇丸山隆弘委員長　鈴木長良委員。

〇鈴木長良委員　ワクチンの効果について理解をいたしました。

続きまして、（２）番の再質疑に移ります。帯状疱疹ワクチンの副反応について、市の認識をお伺いします。

〇丸山隆弘委員長　伊與田健康課長。

〇伊與田吏美健康課長　帯状疱疹ワクチンの主な副反応としましては、疼痛、発赤、かゆみ、熱間、腫れ、筋肉痛、疲労等があります。また、頻度はまれですが、重篤な副反応もあると聞いております。

任意接種の場合は、接種の際に予診の医師から説明して、同意した上で、これらの副反応を御承知の上で接種いただくというふうに、市ではお願いしております。

〇丸山隆弘委員長　鈴木長良委員の質疑が終わりました。

次に、３番目の質疑者、カークランド陽子委員。

〇カークランド陽子委員　では、４款１項４目母子保健費、すこやか子育て事業、168ページ。令和６年度主要施策成果報告書44ページ。

決算額が予算額の半分程度となった理由を伺います。

○丸山隆弘委員長　加藤こども家庭センター長。

○加藤久美子こども家庭センター長　決算額が予算額の半分となった主な理由につきましては、こども家庭センター設置に伴う人件費によるものです。

　具体的には、事務職員に正規職員を配置できたこと、また、栄養士については、フルタイム勤務の会計年度任用職員を採用する予定でしたが、勤務時間等の条件が合わず、短時間勤務の方を採用する形となったことが要因です。

○丸山隆弘委員長　カークランド陽子委員の質疑が終わりました。

　次に、４番目の質疑者、小野田直美委員。

○小野田直美委員　４款１項４目母子保健費、すこやか子育て事業、168ページです。

　差額理由は分かりました。

　ということだったんですけど、そもそも令和５年度と比べると結構業務が増えてるんですね。会計年度任用職員等々、栄養士が短時間勤務だったというようなことなんですけど、事業そのものに影響というのはなかったのかどうかお伺いします。

○丸山隆弘委員長　加藤こども家庭センター長。

○加藤久美子こども家庭センター長　栄養士が短時間となったことで、一番優先したのが保健事業での栄養士ということで、乳幼児健診ですとか、離乳食教室には出ていただけるように調整をしました。

　影響がなかったかと申しますと、やはり来庁された方で栄養相談をしたいというような方が見えたときに、栄養士が見えなかったりというようなことがあったりしまして、それは、保健師で対応したりですとか、栄養士がいいというか、栄養士が適切だと考えた場合には、栄養士がいる時間を案内したりですとか、全く影響がなかったわけではないです。

○丸山隆弘委員長　小野田直美委員。

○小野田直美委員　少なからず何らかの影響が出てたんではないかなと、市民の方々にも少し御迷惑をおかけしたんではないかなということだったんですけど、なぜこうなってしまったのか、なぜ予算どおりいかなかったのか、そこをお伺いします。

○丸山隆弘委員長　加藤こども家庭センター長。

○加藤久美子こども家庭センター長　栄養士会に相談させていただいたり、ハローワークに出したりということで探したは探したんですけれども、なかなかそういう方が見つからなかったというのが現状です。

○丸山隆弘委員長　小野田直美委員の質疑が終わりました。

　以上で、通告による質疑が終わりました。

　ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○丸山隆弘委員長　質疑なしと認めます。

　歳出４款衛生費の質疑を終了します。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

　ここで、説明員入替えのため、暫時休憩をいたします。再開を14時10分とします。

休　憩　　午後２時01分
再　開　　午後２時10分

○丸山隆弘委員長　休憩前に引き続き、委員会を開きます。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

　次に、歳出５款労働費の質疑に入ります。

　質疑者、竹下修平委員。

○竹下修平委員　それでは、５款１項１目労働諸費、新規人材採用活動支援事業、194ページです。

　（１）実績について詳細を伺います。

　（２）事業の課題分析について市の認識を伺います。

○丸山隆弘委員長　永田産業政策課長。

○永田美紀産業政策課長　２点御質疑いただ

きましたので、順にお答えいたします。

１点目、新城市求人情報掲載費用等助成事業補助金の実績につきましては、物価高騰の影響を受けた事業者に対し、人材の確保に係る経費を支援いたしました。人材不足の課題を抱える多くの市内企業に、有料求人サイトへの掲載費用の一部補助を行うことで、人材確保と経営負担の軽減を図る目的で実施したものです。補助金を活用した11社のうち７社で８名の採用実績につなげる結果となりました。

続いて、２点目でございます。大手求人サイトへの掲載費用は、金額を上乗せするほど求職者の目につきやすく、問合せの確率が上がる仕組みとなっております。確実に人材確保につながるとは言い切れないものの、求人サイトへの多額の掲載費用をかけられないとの中小企業からの声に応えるため、この補助金を創設した経緯がございます。

補助金の活用が低調に終わった要因といたしましては、補助金の完了時期が決められているため、求人サイトによっては対象外になったことや、企業側において求人サイトに掲載しても人は来ないと考え補助金を活用してまでも掲載しようとする気になれなかったことが挙げられます。

今後の求人活動の支援につきましては、企業側の魅力発掘、向上支援を直接することに加え、求人サイトの利用の効果、実績の周知が必要だと考えております。

以上です。

○丸山隆弘委員長　竹下修平委員。

○竹下修平委員　それでは、再質疑をさせていただきます。

まず、（１）では実績をお伺いしましたが、答弁の中で、有料求人サイトへの掲載費用の一部補助ということでしたが、この一部というもの、どの程度の補助なのか、まず確認をさせてください。

○丸山隆弘委員長　永田産業政策課長。

○永田美紀産業政策課長　補助金の補助率でございますが、対象費用の５分の４、上限60万円を補助いたしました。

以上です。

○丸山隆弘委員長　竹下修平委員。

○竹下修平委員　それでは、（２）に入っていきますが、（１）の今の再質疑の中でも５分の４の補助、最大60万円ということで、補助率は非常に高いのかなという認識をさせていただきました。

その上で実績としても、今回11社の応募があって７社で８名の採用実績ということで、使っていただいた事業者の皆さんにとっては非常に成果のある事業になったのかなと思っております。

その上で、やはり今回、再質疑で出させていただいたのも、この事業の執行率というんですかね、本来であれば、3,000万円の予算が確保してあったところが、決算額としては389万３千円ということで、かなり低調に終わってしまったところは１つの大きな課題かなと考えております。

今回は、特にこの物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金ということで、国からのお金が3,000万円本来使えるところを執行率が非常に低いというところで、そこは私も課題かなと考えております。

その上で、先ほどの答弁の中でも今後の対応もあったんですが、やはりこの企業側に求人サイトの効果がなかなかうまく伝わっていなかったのかなと感じるところがあるのですが、どの程度、募集のタイミングのときに、担当課からしっかりと企業に対して説明を行ったのか、一般的な説明文書を渡しただけでは効果を感じてもらえなかったところもあるのかなと感じるんですが、その点いかがでしょうか。

○丸山隆弘委員長　永田産業政策課長。

○永田美紀産業政策課長　こちらの補助金の周知方法につきましては、ホームページはも

ちろんのこと、商工会の広報にも２回、それから、過去、事業者訪問で人材不足を抱えていると答えられました企業様に直接お伺いしたり、ハローワーク新城においても求人のときにお声がけをさせていただいております。

また、昨年度は、雇用創造協議会を実施しておりまして、そちらに参加いただいた企業様にも、直接周知をさせていただいております。

以上です。

〇丸山隆弘委員長　竹下修平委員。

〇竹下修平委員　分かりました。

今の答弁の話を聞いてると、しっかりと事業者に対しても説明をしているように感じたのですが、その上でなかなか応募が11社ということで数が集まらなかったという意味では、人材不足自体は、市内の様々な中小企業であると、私も声を聞いておりまして、説明をした上で11社ということであれば、今後、その人材確保というとこでは、この求人サイトの利用というよりも、またほかの方法も考えていく必要があるのではないかと考えますが、その点、最後に確認をさせてください。

〇丸山隆弘委員長　永田産業政策課長。

〇永田美紀産業政策課長　委員言われるとおり、これまで有料求人を試していなかった企業様にとって、安価に求人募集を行えたということで一定の評価をしておるところなんですが、委員言われるように、次年度、先ほど答弁したとおり、今後の求人活動の支援につきましては、企業側の魅力の発掘向上のほうに向けて支援を行ってまいります。

具体的には、企業向けのセミナーで魅力発見のワークショップや、人材確保のために企業が自社の強みを発信できるような取組を支援していきたいと考えております。

以上です。

〇丸山隆弘委員長　竹下修平委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

〇丸山隆弘委員長　質疑なしと認めます。

歳出５款労働費の質疑を終了します。

次に、歳出６款農林水産業費の質疑に入ります。

最初の質疑者、山口洋一委員。

〇山口洋一委員　では、６款１項５目畜産振興費、肉用子牛高付加価値化事業であります。資料が206ページ、報告書は69ページになると思いますが。

和牛受精卵移植による予算を100万円見ておりましたが、それに対して45％の決算額となったその原因についてお伺いをいたします。

〇丸山隆弘委員長　松山農業課長。

〇松山元晃農業課長　御質疑いただきましたのでお答えさせていただきます。

和牛受精卵移植につきましては、前年度、令和５年度になりますが、それの実績が50件ありました。それを基にしまして、令和６年度につきましては、優秀な遺伝子を持つ子牛の増産を目的に前年度の倍となる31農家で、100件の受精卵移植を見込んでございました。

しかし、受精卵の移植日と代理母となる雌牛の発情時期との兼ね合いもございまして、スケジュールの調整がつかず、一部移植を断念するケースもあったため、実績が45％にとどまったものと考えております。

以上です。

〇丸山隆弘委員長　山口洋一委員。

〇山口洋一委員　受精卵でありますので、発情がある程度という問題があると思います。今、おっしゃられるように、移植日と発情期が若干のスリップしてるから、当然、移植ができなかったということで、31個、100件のものができなかったということなんですが、その移植日の日に、受精卵を確保していたとして、もしも、その発情と合致しなかった場合に、受精卵の、要するに保管というのかな、それをして１か月ぐらいスリップすることが

できるのか。

また、あったけどもその発情が１週間遅れてきた。そのときには受精卵がなかったのか、ちょっとその辺を確認したいと思います。

〇丸山隆弘委員長　松山農業課長。

〇松山元晃農業課長　今、凍結保存ができますんで、凍結すればずらして可能かなと思ってます。

ただ、今のところは生の卵を使ってやっとる状態になってます。

〇丸山隆弘委員長　山口洋一委員。

〇山口洋一委員　凍結という言葉が出ましたのであれですが、コロナワクチンを保管するために、国が冷凍庫、急速冷凍を貸与されたと思うんですが、その冷凍庫を処分せずに使ったところが、実はあるんですよね。

そういうことで、コストをかけずにそういった急速冷凍をかけて対応できるようにしたということなんですが、うちではそういうことは、生で今ということでしたので、そういうことはお考えにならずに、発情期と移植日とのスリップがあるから、農家さんにもごめんなさいねと言ってあるのか、言ったのか。これ２つ目ですが、言ったのか、優良子牛、優良の受精卵ではなくて、通常のものを移植したのか、ちょっとその辺を確認します。

〇丸山隆弘委員長　松山農業課長。

〇松山元晃農業課長　通常のものを戻して、人工授精を行っております。

それから、保存がありますよというようなことは考えてなかったんで、やってはない状態です。

〇丸山隆弘委員長　山口洋一委員。

〇山口洋一委員　当地では、御案内のように、ふるさと納税の返礼品として鳳来牛が非常によろしいよということと、同時に、大平だとか源氏のほうで一生懸命にそういった飼育をされてみえて、新城市の、言えば特産物、鳳来牛というものが、すごい勢いだと思いますが、多分、平成６年の頃に、こんたく長篠がオープンした頃からの鳳来牛のスタートでありますが。

そういった意味で、優良種を受精したものをさらに肥育をして鳳来牛にしていくという基本的な新城の考え方の中でいけば、もう少し45％でなくて、精度を上げてもよかったのかなと思いますが、今もう結果ですので、決算を打ってますのであれですが、若干の反省点があれば教示願いたいと思います。

〇丸山隆弘委員長　松山農業課長。

〇松山元晃農業課長　昨年度の事業期間が１年フルではなくて、２月で切ってしまっておって、残りの１か月間で移植ができたケースもあったんで、その辺のところも反省踏まえまして、あとＪＡの畜産課とも今、話をしておりますが、月に５回から６回ぐらいのペースで進めたいということで、有効に活用するように考えております。

以上です。

〇丸山隆弘委員長　山口洋一委員の質疑が終わりました。

次に、２番目の質疑者、カークランド陽子委員。

〇カークランド陽子委員　では、６款１項３目農業振興費、新規就農者確保対策事業、202ページ、令和６年度主要施策成果報告書68ページです。

決算額が予算額の半分以下となった理由を伺います。

〇丸山隆弘委員長　竹内農業課参事。

〇竹内克典農業課参事　新規就農者確保対策事業のうち、公社研修生支援事業補助金において研修生を３名と見込んでいましたが、実績は１名であったため、補助金が減額となりました。

また。援農隊員育成事業補助金において、援農隊員を募集しましたが希望者を確保できなかったため、育成研修に係る補助金が減額となったことによるものです。

以上です。

○丸山隆弘委員長　カークランド陽子委員。

○カークランド陽子委員　希望者を確保できなかったということなんですが、その原因は何と考えているか、伺います。

○丸山隆弘委員長　竹内農業課参事。

○竹内克典農業課参事　希望者を確保できなかった理由としまして、援農隊員はシルバー人材センターの会員さんを対象としております。シルバー人材センターは、農業だけではなくほかの業種の仕事もありまして、援農隊員は常時雇用の労働力ではなく、収穫期等の繁忙期のみの臨時的な労働力として会員を募集しておりますので、通年といいますか、よりお金を稼ぎたいという方にはちょっと遠慮されるような内容となっております。

　そのようなことが、今回、希望者を確保できなかった理由と考えております。

○丸山隆弘委員長　カークランド陽子委員。

○カークランド陽子委員　シルバー人材センターを対象としているということだったんですけど、この対象を広げるということはあり得るのか伺います。

○丸山隆弘委員長　竹内農業課参事。

○竹内克典農業課参事　先ほど申しましたとおり、臨時的な労働力ということで考えておりますので、常時雇用を求めていない世代の方ということで、シルバー人材センターを対象としておりまして、現在のところ拡大は考えておりません。

○丸山隆弘委員長　カークランド陽子委員。

○カークランド陽子委員　短期でも働きたい人というのは必ずしもその年齢だけではないと思うんですけども、そういったことというのはこれまでどういった過程で、その年代に絞るということを決められたのか、伺います。

○丸山隆弘委員長　竹内農業課参事。

○竹内克典農業課参事　研修とかに係る費用とかを支払う関係とかもありましたけれども、派遣ができる仲介の組織ということで、シルバー人材センターを今のところ考えておりました。

　今後、ネットとかで短期雇用の宣伝とかもたくさん入ってきてますので、そのようなニーズがあれば、また検討していきたいとは考えております。

○丸山隆弘委員長　カークランド陽子委員の質疑が終わりました。

　以上で、通告による質疑が終わりました。

　ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○丸山隆弘委員長　質疑なしと認めます。

　歳出６款農林水産業費の質疑を終了します。

　次に、歳出７款商工費の質疑に入ります。

　最初の質疑者、浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員　それでは、７款１項３目観光振興費、市観光協会支援事業、222ページ、成果報告書は81ページです。

　１点目、観光協会の事務局長の不在でイベントや業務について支障が出なかったのか伺います。

　２点目、事務局長の人件費についてどうなったのか伺います。

　３点目、成果と今後の課題を伺います。

○丸山隆弘委員長　貝崎観光課長。

○貝崎禎重観光課長　３点いただきましたので、順にお答えいたします。

　まず、１点目、事務局長不在における影響につきましては、残った２名の職員に大きな負担がかかってしまったというところです。観光課の職員も可能な限り支援を行いまして、イベント等への支障が最小限になるようには努めました。

　２点目、事務局長の人件費につきましては、年度末までに新たな事務局長の雇用ができませんでしたので、令和６年度に補正要求した予算額が全額不用額となりました。

　成果と課題につきましては、令和７年度より市から事務局長が出向しておりますので、市と観光協会、連絡や連携を密にして、早期に人材募集を行い、適任者の育成や雇用に努

めてまいりたいと思っております。
　以上です。
○丸山隆弘委員長　浅尾洋平委員。
○浅尾洋平委員　分かりました。なかなか大変な事態の令和６年をやってきたのかなと感じております。
　そこで、今後の事務局長のことなんですが、市の職員の方が行っているということで、ずっとこのまま行くわけではなくて、また新たに事務局長ポストに入る人を見つけていくというような理解でいいのか伺います。
○丸山隆弘委員長　貝崎観光課長。
○貝崎禎重観光課長　今後、人材見つけまして、もちろん、今、市の職員が出向しておりますが、その辺りと連携した中で育成をして、新たな事務局長になる人材を育てていきたいと考えております。
○丸山隆弘委員長　浅尾洋平委員。
○浅尾洋平委員　そういう構想だということで理解いたしました。
　今現在、スタッフの不足というのは体制の中では起こっているのかどうなのか、現状を伺います。
○丸山隆弘委員長　貝崎観光課長。
○貝崎禎重観光課長　本年度につきましては、事務局長ほか２名おりまして、今のところ人が不足してどうにもならないという状況ではない。また、観光課のほうも、観光協会と協力しながら連携して行っておりますので、特段、今年度どうにも支障が出てるというような状況ではございません。
○丸山隆弘委員長　浅尾洋平委員。
○浅尾洋平委員　分かりました。スタッフの体制については理解いたしました。
　また、今後の観光協会の仕事としての課題でお聞きしたいんですけど、主に観光協会は令和６年度も４大イベントをこなしていくということで、それはそれで本当に大変な作業であり、仕事だと思います。思うんですが、やはり観光協会の状況としては、この４大イベントも成功させながら、今、全体見渡せば駐車場の問題とか、あと鳳来パークウエイとかの問題あると思います。そういったところの解決というかリンクというか、そういったところの整備も必要になってくるかなと思いますが、そこら辺の考えを伺いたいと思います。
○丸山隆弘委員長　貝崎観光課長。
○貝崎禎重観光課長　委員おっしゃるとおり、４大イベントのほかにも観光に関するいろいろな問題が散見されます。それにつきましても、市ができること、観光協会ができること、それぞれあろうかと思いますので、協力して行って進めて、解決に向けていきたいと思っております。
○丸山隆弘委員長　浅尾洋平委員の質疑が終わりました。
　次に、２番目の質疑者、山口洋一委員。
○山口洋一委員　それでは、お願いします。
　７款１項３目観光振興費、市観光協会支援事業、同じく222ページ。成果報告書は81ページにございます。
　１点目、観光協会事務局運営補助を行った決算額1,360万５千円の詳細について。
　２点目、主要施策成果報告書の記載から補助金補正額が不用になったとあるが、その内容についてお伺いをします。
○丸山隆弘委員長　貝崎観光課長。
○貝崎禎重観光課長　まず、１点目ですが、新城市観光協会補助金の詳細につきましては、さくらまつりの一部や納涼花火大会開催のイベント費、観光協会事務局運営費に係る人件費、消耗品費、業務委託費、通信費、保険料、福利厚生費、広告宣伝費、リース料、負担金の合計になります。
　それから、２点目ですが、不用額となった内容につきましては、年度途中に離職された事務局長と事務局員の２名分に対する人件費が主なものでございます。
○丸山隆弘委員長　山口洋一委員。

○山口洋一委員　当該、この質疑に先立って、２問目でありますが、これに監査委員の監査を実際行っております。これ多分、恐らく令和６年度のものと令和７年度ということで、監査報告書結果についての報告を議長宛てにいただいております。令和７年５月22日から同年の７月30日の間にかけて実施されました。

その中で特に意見というのがあります。一般社団法人新城市観光協会に対する意見、そして、本市、新城市に対する意見があります。そこで、本市としては、財政支援団体として支援する立場、それから、社団法人は支援を受ける立場という中でいくと、そのすみ分けがはっきりしてるのかどうなのか、観光協会自体が。

これ見ると、まだまだ監査委員さんもかなり御苦労されて、この結果報告書の作成をいただいてると思うんですが、もっともっと奥深いところがあると思うんですが、その部分を酌んで今後どうするかということをしていかないと、財政支援団体というのはいろいろあります。でも、1,000万円余を超えるような支援を受けてるというところはなかなかありません。中には、200万円で地域の農業を全て農業施設を賄っていこうという実は財政支援団体もあるわけであります。

そうしたこと含めて、４大イベント、花火、さくらまつり、のぼり、もみじ、そういったものでやって、人件費相当額は1,300万円でありますが、当年度、令和７年度は、実は本市の職員が出向しているものは、財政支援団体が拠出するものではありません。本市が出すものでありますので、それを足しますとかなりの金額になるということで、御承知おきいただく中で、これからどうする。結果として評価できたのかできなかったのか、決算を打たれました。

その成果としては、成果指標の81ページに書いてありますが、比較的、報告書は数値を追うだけで、パーセントを書くための資料になりつつある、形骸化してる部分もありますので、もっと深掘りをした中での観光協会、さらに本市の観光課についてお伺いしたい。

特に、今年は450年という節目でもあります。そうしたものが、観光協会、観光課を通じてどのぐらいの成果が上がってきたのか。令和６年度の決算ですのであれですが、３月までは令和６年度でありますので、いかに宣伝をしてきたか、３月までに、その点についても併せてお願いしたいと思います。

○丸山隆弘委員長　貝崎観光課長。

○貝崎禎重観光課長　昨年度、令和６年度３月まで、どのようなことをやってきたかということにつきまして、もちろん事務局長不在であり、観光に関して、随分ＰＲも不足しておったりとか、そういったこともあったろうと思います。

ただ、先ほど申したとおり、すみ分けという部分は当然ございますが、現状の観光協会が完全に巣立つというか、しっかりした組織としてやっていけるまでの間について、もちろん市として職員も協力しながら、組織としてしっかりしたものになるように協力しながら進めていきたいと考えております。

○丸山隆弘委員長　山口洋一委員。

○山口洋一委員　本来であれば、こうやって所管の課長に確認するというのは、実は酷なんです。というのは、現行課長は、４月１日から拝命していますので、過去のことは分からないといっても実は通るんですが、強い信念を持ってお答えいただいてるということについて心から感謝をします。

そうした中で、やっていけるまでという期間がある程度あると思います、今、おっしゃられたように。では、やっていけるまでというのはどのように見ているのか、スパンを。我慢して２年、もう令和７年、もうじき終わりますよね。令和８年度末までには軌道に乗せたいとかいうはっきり目標値を持っていないと、いつまでたってもあれであろうし、皆

さん、宮仕えですので紙１枚でポンと全部どっかへ動きますので、そうしたときの後任者のためにも、しっかりした指針、指標というものを設けるべきではないかと思います。

そういうと、これ決算の審査ではないということなんですが、決算の審査に見合ったようなところを、スポットとして、今、質疑し、それが将来、新城市の観光行政、一般社団法人新城市観光協会、そして新城市がやってる観光課が、すごいなと言われるようなふうにしていただきたいので、ちょっとさらに確認をしたいと思います。

○丸山隆弘委員長　貝崎観光課長。

○貝崎禎重観光課長　今年度、先ほど申したとおり、市の職員が出向しております。

それで、今年度、先ほどの答弁の中でも申し上げたとおり職員の募集もしております。11月から１人職員を採用するということで、徐々に充実していっているのかなと感じております。

また、なかなか期限を切ってというのは、私がこの場で何年というのはちょっと言いづらいところはありますが、気持ちとしては、もう２年、３年のうちにはしっかりとした組織になるように努力したいと思います。

○丸山隆弘委員長　山口洋一委員。

○山口洋一委員　実は、監査委員さんが監査をされた中での観光協会への意見というのがあります。恐らく、これは多分、３か月以内に回答を出すというふうなことだと、簡単に言うと本当はすぐ出すべきなんですが、多分、回答が必要だと思います。

その中で、協会の中で法人化に向けて議論された内容を再度確認をされて、今後の方向を市と共に調整されたいというのが１点目。２点目に、今の人員では脆弱である。体制の強化に努めるとともに、これも市と協力体制を組んで事業の実施に取り組まれたい。３点目は、地元の企業の支援をいただくのぼりまつりだとか花火大会については、事業説明や調整を十分に行い、理解が得られるように慎重に取り組まれたいということで、７月30日まで監査をしていただいておりますので、恐らく、これについての意見に対する回答しなさいというのはもう出てるのかなと思いますし、ちょっと確認が取れてませんが、こういったことを書かれています。

これは恐らく確認はされてみえると思うので、これらについて、これは令和６年度にもかぶっておりますので、こういったことをどのように観光協会と調整をしてみえるのか。今、偶然、局長が新城市から出向している職員でありますのでちょっとやりにくいのかも分からない。しかし、先ほど課長おっしゃられた、しっかりと人材を探して立派な局長をつくりたいとおっしゃられたので、それと含めて、市と観光協会の連携体制についてどのようにお考えなのか。

若干２、３年で何とかしたいというお話を伺いましたが、やはりそこをしっかりしておかないと、それもこういう場でしっかりしておかないと、貝崎課長が１人で悩んでいるだけでは駄目なんですよね。

ですから、安藤産業振興部長とともに頑張っていただく。だけど、それはここにおるスタッフ全員が同じ気持ちになっていかないと、全く駄目なんです。そういう意味でお伺いをしますので、よろしくお願いしたいと思います。

○丸山隆弘委員長　貝崎観光課長。

○貝崎禎重観光課長　まず、先ほどおっしゃられた監査の報告につきましては、８月１日に行われておりますので、８月、９月、10月と今ちょうど真ん中ということで、ちょっと期限前ですので、いろいろと観光協会とも話をしながら、ちゃんとした回答ができるような方向で、今、考えておるところでございます。

それから、今後につきましても観光協会の充実含め、観光課共々、頑張っていきたいと

思いますので、よろしくお願いします。

〇丸山隆弘委員長　山口洋一委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

〇丸山隆弘委員長　質疑なしと認めます。

歳出７款商工費の質疑を終了します。

次に、歳出８款土木費の質疑に入ります。

質疑者、山口洋一委員。

〇山口洋一委員　では、８款１項２目高規格道路対策費、豊橋新城スマートインターチェンジ（仮称）整備事業、231ページでお願いしたいと思います。成果報告書は90ページであります。

これについてお願いしたいと思います。豊橋新城スマートインターチェンジ（仮称）整備事業により、地域にもたらされた成果について、まずは成果報告書の90ページからお伺いします。

〇丸山隆弘委員長　山口道路政策推進室長。

〇山口貴司道路政策推進室長　豊橋新城スマートインターチェンジ（仮称）整備事業につきましては、早期供用を目標として整備を進めており、令和６年度は高速道路本線と一般道を結ぶランプ部の用地買収を完了し、工事に着手いたしました。

地域にもたらされた成果につきましては、早期供用に向けて着々と事業が進捗していくことで、今後、例えば、八名地域に立地する企業の輸送時間の短縮だとか、輸送コストの削減などの整備効果が早期に発現できることにあると考えております。

以上です。

〇丸山隆弘委員長　山口洋一委員。

〇山口洋一委員　もたらされた成果はということは、決算を組んだので過去完了形なんですよね。例えば、こういう時間が短縮されたと思いますというのは、未来の話なんです。

令和６年度にこの事業に取り組んで、要するに、先ほどお答えになったのは短縮すると思いますというのがこれからなんですよね。成果、こういう質疑したのが、地域にもたらされた成果とありますので、その果実として何があったのかということをお聞きしてるんです、この90ページでは。

ですので、確かにランプの仕事ができました云々ということなんですが、例えば、これあれですが、高速道路の料金所へ進入する一鍬田大原線が狭いので、例えば右折レーンを設けるためのことをやりました。それは地域の要望として、それに応えましたというようなことであればそういうの成果と言うんですよ、まだ道路はできてませんが。

ごめんなさい、ちょっと、余分なこと言って。

そういうことなので、ちょっとお答えが違うな。確かに、今、言われるように将来的にはそういうことが確かに確立されると思います。うちの消防体制でも、聖隷病院に行くには、東を通っていくよりも恐らくスマートインターを抜けていけば、すぐに浜松西か浜松で降りれば聖隷病院に直行になりますので、短い距離で行く。そうすると、もしもというときにも助かる命がたくさんあるというようなことでありますのであれですが、ちょっと先に進んでいき過ぎたと思いますので、これは４月から着任された室長に無理な決算結果を申し上げても仕方がないと思いますので、関連してますので、次の同じく８款１項２目の91ページで確認したいと思います。

ここでは２点、スマートＩＣを新たな交流・交通の玄関口として、八名地域や市内全体のにぎわいの創出につなげる検討の実施の内容と成果です。

次に、同じく豊橋新城スマートＩＣ（仮称）の周辺地域活性化構想に基づく事業進捗とその成果についてです。

一般質問で中西議員が幾度となく質問しております。１点目は、前回からどう変わった

のか、あと７点あるわけでありますが、２点目から７点目は同じことのリピートでありますが、そういった答えではなくて本当にあの地域の活性化を図るための状態、例えば、多分、田園住宅どうのこうのというお話が出ると思います。田園住宅をつくるについては、農業振興区域内で、実はあの地域、また余分な話だと言われそうですが、新城南部下水道事業の策定がありました。それで、我々の地域は、実は農業集落排水は、富岡はやめになってしまったんです。そうした地域が、じゃあ農林水産省がせっかく農業集落排水をつくっていただけるということだったんだけど、お断りをしたという中で、優良田園住宅は、あのインター周辺にさてつくれるのかということも含めて、いろんな問題。

それは農業振興区域の問題、そういうものは、どこまでどういうふうにして進んできたかということについて、この２点も併せてお伺いします。

○丸山隆弘委員長　山口道路政策推進室長。

○山口貴司道路政策推進室長　２点御質疑いただきました。お答えさせていただきます。

まず１点目ですが、実施内容と成果につきましては、令和６年度につきましては、それ以前に、八名地域協議会から提案された事業案だとか、市の若手職員のプロジェクトチームから提案された事業案、それから、課長級職員のプロジェクト会議による事業の実現性や効果等の検討内容を基に、地域振興の方向性をまとめた地域活性化構想（案）について、パブリックコメントの実施をしました。それから、八名地域協議会への説明も行い、７月に、豊橋新城スマートインターチェンジ（仮称）周辺地域活性化構想として策定をしたところです。

その中で、今後の地域振興の方向性について、６つの分野ごとに示しまして、その担当課を中心に事業の方向性を検討し、着手できるところから進めております。

２点目ですが、令和６年度の事業進捗と成果といたしましては、７月の活性化構想の策定後、今後の地域振興の方向性についてで示してあります６つの分野ごとに担当課を中心に取組について検討し、着手しております。

一般質問と同じような御回答になるかと思いますが、工業分野では、企業用地適地選定業務について、３月に委託業者と契約を締結しております。観光・森林分野では、五葉の森のレジャー整備事業においてプロジェクトチームを立ち上げ、活用のための調査・研究を行いサウンディング型市場調査実施に向けた整理を行っております。

住宅分野につきましては、年度末に優良田園住宅の建設の促進に関する基本方針について住宅建築に関する要件を緩和し、これまでより小規模な開発が可能となるように見直しを行いました。

また、道路等安全対策では、主要地方道豊橋下吉田線の富岡地内の歩道設置、国道301号の富岡地内の交差点改良並びに一鍬田地内の歩道設置、それから、黒田地内の県道富岡大海線の交差点改良について、愛知県に対し要望活動を実施したところです。

以上です。

○丸山隆弘委員長　山口洋一委員。

○山口洋一委員　大変な御苦労をされてると理解をします。多分、１年ごとに室長代わって見えますので、その部分で新しい室長は前のものがしっかりとつくられていて、それがゴーサインが出たものであればいいんですけど、まだ一部ストップの状態の中で、ゴーサインを出していこうという大変な立場だと理解をしますので、その御苦労については十分認識をしております。

そうした中で、しかし、東から太陽が出て西に沈むというサイクルは変わらないわけでありますし、進めば１日が過ぎます。１日が済めば、供用開始が近くなるということであります。それらを踏まえて、問題は、あの地

域の農業振興地域だとか、市街化調整区域だとか、そういうものについて、もしもやる場合にはどうしたらそれを乗り越えることができるかというようなことを、もう今の段階で県だとか国だとかに調整をしてあったものを、令和６年度中にそういうことがされたのかどうか、そこのちょっと確認をしたいと思います。

○丸山隆弘委員長　山口推進室長。

○山口貴司道路政策推進室長　今のそういった、言わば特区と言いますか、そういったことの申請というか、相談というかそういったことを、令和６年度に行ったというのはちょっと引き継ぎでも聞いておりません。

○丸山隆弘委員長　山口洋一委員。

○山口洋一委員　それでいいのかということになると思います。

やはり、以前、別の機会に質疑をしたときに、今回は大きなチャンスなんだと、我が新城市の２つの玄関口ができる。高速道路が２本ある市なんていうのはないんではないの。そうした中で、特別な地域であるから、なかなか開発が難しい。しかし、今この時期に、市長はトップセールスをして、国にそういうことをやはり特区の申請をすべきではないのかな。そうすることによって、あの地域が、恐らく彼らは、あの地域の方おっしゃいますよ。農業振興地域だから駄目だよね、市街化調整区域だから駄目だよね、駄目だよねが先に立ったらもう全く前へ進みません。

それを、いや、地域の方そういうふうにおっしゃるけど、これはこうして恐らく日本という国が始まって以来の大きな仕事なんだから何とかしろよ。新城市が腹を張ってやりますよという気持ちが表れないから、全く前へ進むことができない、また前へ進もうとしていないような令和６年であったと思います。

それを、また新しい室長に代えて、さあやれと言われても、これはまた初めの一歩でありますので、総力で振出しに戻ったと一緒ですので、また同じことをやらなくてはいけない。そういうことでは困るから、そこを今までやらなかったというからそういうんですよ。なぜできなかったのかということになります。なかなか新しい室長はお答えが難しいだろうと思いますのであれですが、もし差し支えない範囲であればお答えをいただきたいと思います。

○丸山隆弘委員長　鈴木建設部長。

○鈴木金也建設部長　先ほどの優良田園住宅の見直しですけれども、農業集落排水が南部地区では中止になったということがございますけども、今回の優良田園住宅の見直しにつきましては、農業集落排水が整備されてるか、もしくはバス停ですね、デマンドバスとかのバス停がありましたら、それも優良田園住宅の建設の条件の１つになりましたもんですから、そういった条件をクリアすれば優良田園住宅については建設が可能となります。

それから、あと市街化調整区域ですのでなかなか開発が難しいということなんですけども、新城市の場合は本市独自の市街化調整区域における地区計画ガイドラインというのを令和２年３月に策定しておりまして、インター周辺の出口から２キロ範囲ですと、そうした工業ですとか物流とかそういった企業についても立地できるということで、そうしたスマートインターを見越したガイドラインの改定等も実施しておりますので、そういったまずできるところから調整区域にあっても、地域振興策ができるようにということで今、努めているところでございますので、御理解のほどいただきたいと思います。

○丸山隆弘委員長　山口洋一委員。

○山口洋一委員　農業集落排水は、計画に入る前は、実は八名地域、小畑・中宇利については開拓ができなかったので外したわけでありますが、富岡から、黒田、一鍬田、庭野を含めての地域であったわけであります。

ということは、全ての地域に農業集落排水

が敷設されるというものであったわけでありますが、国もあまり距離が離れてると費用対効果が出ないということで、60メートル以内、60メートル以上離れた地域、本管から、本管と、それからＡさんとＢさんのお宅から離れた地域については外されました。当時、あの頃に家を建てられた方は、建築確認申請の折に、将来、こういった公共下水ができたら無条件降伏でつなげますよというのを、実はみんな一筆入れて書いたことがあるんですが、外れたということで、はっきり申し上げると、富岡西部地区は外れておりました、そのときには。

ですので、今おっしゃられたバス停があればいいのか、今、Ｓバスがいろいろな形で動いておっていただけますので、そういうことで条件をクリアできるのかなと思いますが、問題は、農業振興区域だとか、その部分が１つネックになるということ。

それから、過日も多分、令和６年度の中でいろいろ調整をしていただく中で、五葉の森の事業をということをおっしゃられました。あれも令和６年度活動していた成果の中で発表されたと理解するわけでありますが、やはり、そういった意味でいきますと、施設、施設というのは、五葉の森だけすごくきれいになった。ところが、歩いていくについては、車で見える、車で見えたときには車を止めるところが必要だということでありますので、そういったものに対する認識の中で、じゃあどうするんだという、やはり豊橋市のような１つのものを示す必要があるのかな。

昨年７月に、うちの構想出してから全く動きがない。ところが、お隣はもう既にこうだこうだということを進めてみえるということでありますので、それをなぜ去年の中でやっていかなかったのかな、豊橋に遅れてしまったということはよく分かりますし、だけど、実際、豊橋市とうちがバッティングするものはやめてるということはよくよく言われておりますが、そんなことは当然であります。向こうもそのつもりでおると思いますので、例えば、物販は豊橋やってください。だったら、そこの従業員は新城から優良田園住宅の手法を使って、家を建ててもらって送り込みますというようなことを話をするのが、豊橋との連携と言うんですよ。

それら含めて、とにかく令和６年度はやろうとしたけどもできなかった、やらなかったとは言っては恐縮ですので、やろうとしてもできなかったという結果の決算だと思います。ほとんどが、事業をしたのは、国県の補助金であるとか起債でありますので、本市が持ち出したお金というのはごく僅かでありますので、そういった意味でいきますと、もっともっとこれを南の玄関口だと豪語しているならば、やはり、それに合ったような事業の展開をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いをしたいと思いますが、決算を踏まえて反省と今後の方向について、お伺いします。

〇丸山隆弘委員長　山口道路政策推進室長。

〇山口貴司道路政策推進室長　令和６年度につきましては、なかなか構想については策定をしましたが、その後なかなか動きというか各担当課で各分野ごとに検討はしておるところですが、なかなかちょっと進んでいないという状況は反省点としてあります。

今、いろいろ委員から御指摘があったことをしっかり踏まえまして、豊橋との土地利用計画もありますので、それもしっかり確認して豊橋と同じような事業がないような形、新城と豊橋で相乗効果が生まれるような形で、庁内の関係課とともに取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

〇丸山隆弘委員長　山口洋一委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○丸山隆弘委員長　質疑なしと認めます。

歳出８款土木費の質疑を終了します。

次に、歳出10款教育費の質疑に入ります。

最初の質疑者、浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員　それでは、10款４項３目文化財保護費、鳳来寺山自然科学博物館運営事業、282ページになります。成果報告書は112ページになります。

１点目は、特別展ではどのような内容に工夫を凝らしたのか、また人気なものというのは何だったのか、伺います。

２点目は、参加者アンケートを取ったということですが、この結果の内容と成果、今後の課題を伺います。

○丸山隆弘委員長　浅井生涯共育課参事。

○浅井直樹生涯共育課参事　１点目の特別展で工夫を凝らした内容につきましては、誰もが親しみやすいテーマを設定したこと、来館者に本物を見ていただくこと、楽しい展示とすることを心がけました。

具体的には、きのこ展では野生きのこを生の状態で展示し、どんぐり展では三河地方で見られるどんぐりを集めて展示しました。また、鳳来寺小学校の児童が制作したどんぐりを用いた工作作品の展示や、博物館職員が18種類のどんぐりを実際に食べ、その感想を記したパネル展示も好評でした。

人気なものとしては、平成元年から毎年開催しているきのこ展です。食べられるもの、毒をもつもの、カラフルなもの、変わった形のものなど多くの現物を見ていただける人気の展示です。

２点目の参加者アンケートの結果の内容につきましては、令和６年度は６回の野外学習会を開催し、参加者合計132名中40名からアンケートの回答をいただきました。回答をいただいた全員がとてもよかった、またはよかった、また参加したいとの回答でした。自由記入欄では、生活の中で気づきが得られるようになったなど参加者の意識に変化をもたらしたものや、豊かな自然に触れることができたなど新城の魅力を伝えることができたものがありました。

今後の課題につきましては、内容のマンネリ化をどう防ぐかが挙げられます。駐車場やトイレを備えた拠点で、周辺に観察対象となるものがある場所が限られているため、類似した学習会にならぬよう気をつけております。また、野外活動を行うのに気象条件が厳しい時季があることから、今後は室内での学習会も検討する必要があると考えております。

以上です。

○丸山隆弘委員長　浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員　こちらいつも自然博物館の展示会を見てると、非常にリーディングカードだとか、いろんなきのこ展とか、すごく工夫を凝らして楽しい展覧会を工夫してるなと思っていました。本当に答弁にもあったように本物を見てもらいたいということで、非常にいい工夫をされているんだなと理解をいたしました。

そのところでぜひ引き続き頑張っていただきたいなと思っておるんですが、こういった人気展、特別展だとか、そういったところに市民、市民というか地元の方々も巻き込んだ市民ガイドだとか、そういった友の会なども協力して、こういったイベントをやっているのかどうか伺いたいと思います。

○丸山隆弘委員長　浅井生涯共育課参事。

○浅井直樹生涯共育課参事　特別展につきましては、博物館の学術委員の先生が中心となって企画をしておりますが、野外学習会などについては、友の会の一般市民の方も企画の提案などをしていただいたものを取り上げさせていただいたりしておりますので、そういったような協力はしております。

以上です。

○丸山隆弘委員長　浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員　分かりました。こういう地

元のことは地元の人がよく知ってたりするもんですから、またこういった地域の方々の自信にもやっぱりなると思いますし、本当に新城市のよさというのを開拓できるような企画になっているのかなと思っております。

そこで、お聞きするんですが、こういう形で内容に工夫を凝らしているということで非常にいい取組かなと思うんですが、その中でも、やはり観光とも観光課ともタイアップするような企画というのはできないかなと思うんですが、例えばこういった特別展の中で、夜空の観測をするという企画もやってらっしゃいます。そういった中で、700人ぐらいか、何百人かで参加があるかなと思うんですが、そういったとこで、例えば旧門谷小学校でまず泊まってもらったり、キャンプをしてもらったついでに夜空の観測をするとか、あとは、観光課とタイアップして、市内の旅館に泊まって、その夜、観測をしてもらうとかそういったような相乗効果とか、そういったものを狙うというか関わりをするような、今後の課題として考えているのか伺いたいと思います。

○丸山隆弘委員長　浅井生涯共育課参事。

○浅井直樹生涯共育課参事　常に、地元の門谷地区での活動については、博物館としても気を配って情報収集をさせていただいて、連携できるような取組などは、観光課や地元の地域自治区の担当者とも話をして、引き続き連携できるような事業があれば進めて一緒に考えていきたいと考えております。

以上です。

○丸山隆弘委員長　浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員　ぜひ連携を広げていきながらやっていっていただきたいと思います。やはり、こうした特別展とかは、本当に新城市のよさをＰＲする事業かなと思いますので、非常にそういった観光課、また宿泊含めて、集客というか、外からもお客様を呼び込んでいけるというような形にしてくると、また広がりがあるかなと思いますので、ぜひ検討をよろしくお願いしたいと思います。

それでは、次の質疑に入りたいと思います。

10款５項４目学校給食施設整備費、学校給食施設改築事業、294ページ。成果報告書99ページ。

１点目は、学校給食の受入室工事関係の決算額と予算額の差を見ますと４億円ほど差があるかなと感じますが、主な理由を伺います。

２点目、全ての学校の受入室工事は完成をしたのか伺います。

３点目、成果と今後の課題を伺います。

○丸山隆弘委員長　菅野学校給食課長。

○菅野裕也学校給食課長　３点いただきましたので、まず１点目からお答えします。

学校給食施設改築事業は、給食センターの本体及び受入室の整備を行った事業となります。この事業の決算額と予算額の差の主な理由ですが、給食センター本体の工事は、令和４年度から令和６年度の継続費の事業となり、令和６年度が最終年度となることから逓次繰越された令和５年度の残金と令和６年度分の残金の２か年の執行残が、予算と決算の差の主な要因です。

また、受入施設改修工事につきましては、複数の学校を対象に工事を行ったため入札における差金が生じたためとなります。

２点目ですが、受入室の工事につきましては、新城小学校以外の16校が完成してございます。

３点目です。学校給食施設改築事業の成果としましては、自校調理方式の大きな課題の１つでありました給食施設の老朽化が解消できたことです。また、新たにアレルギー食専用の調理室を設けたことで、より安全安心な給食の提供が可能となりました。

課題につきましては、安全安心な給食の安定的な提供に影響が出ないように、施設を適切に維持管理していくことであると考えております。

以上です。

○丸山隆弘委員長　浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員　分かりました。こちらは、差額が令和４年から令和６年という形で長期にわたりながら差額が出たということでありまして、理解をするものであります。

受入室の工事についてなんですが、新城小学校以外は完成したということで、新城小学校の受入室というのは、最終的には何年度で完成して、センター化は完成するのか、伺いたいと思います。

○丸山隆弘委員長　菅野学校給食課長。

○菅野裕也学校給食課長　新城小学校の工事の完了の契約期間ですが、令和８年度５月８日だったと思いますが、５月頃には全て完了して、事業全体が完了する予定です。

以上です。

○丸山隆弘委員長　浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員　分かりました。そういう形で進んでいると理解をいたしました。

それでは、次の質疑に入りたいと思います。

10款５項４目学校給食施設整備費、学校給食共同調理場運営事業、296ページ、報告書は100ページです。

１、決算額と予算額の差が1,700万円ほどありますが、主な理由を伺います。

２点目、スタッフの不足などはないのか伺う。

３、成果と今後の課題を伺う。

○丸山隆弘委員長　菅野学校給食課長。

○菅野裕也学校給食課長　３点いただきましたので、１点目からお答えします。

決算額と予算額の差の1,700万円ほどでございますが、空調設備などの保守点検をはじめとする委託業務における入札差金が生じた結果となります。

２点目、スタッフの不足などにつきましては、委託事業者からはそのような報告は受けておりません。

３点目の成果と課題ですが、学校給食共同調理場運営事業の成果としましては、自校調理方式の大きな課題の１つでありました給食調理員の安定的確保、また、給食食材の安定的調達ができたことです。また、新たに物資選定会議を設け、保護者や学校の先生の意見を聞きながら食材を選定することで、幅広い食材の活用ができることとなりました。

課題につきましては、学校給食を提供する目的である児童生徒の心身の健全な発達につながるように、児童生徒にしっかりと給食を食べてもらえる内容の提供に努めることであると考えております。

以上です。

○丸山隆弘委員長　浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員　それでは、１点目で、エアコンの保守の入札の差ということでありますが、具体的にどういうことなんでしょうか。結構、差といっても1,700万円という結構大きな金額かと思いますが、その内容の詳細を伺います。

○丸山隆弘委員長　菅野学校給食課長。

○菅野裕也学校給食課長　空調設備などと申し上げました。あとは、浄化槽の点検ですとかそういった保守委託につきまして、全て入札をかけております。

その中で、１件当たり幾らというまず単価が安かったこと。あとは、浄化槽の清掃とかですと、大体年間でどれぐらいの排出がされるかというのを設計書を基に大体これぐらいだろうと推測をして予算を取りましたが、実際稼働してみるとそこまで排出されなかったので、結果的に清掃の量が達しなかったので業者さんに支払う金額も少なかったのが決算額と予算額の差となります。

以上です。

○丸山隆弘委員長　浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員　分かりました。

あとはスタッフの不足はないということで理解をいたしましたが、今後、やはり人口減少だとか、あとはトラックが11台稼働するために運転手が必要だとか、そういった人材不

足というのはどこの業種でも出てくる問題かなと思うので、今後はまた注視をしていってほしいなと思っております。

今後、課題なんですが、児童生徒の食事の食べをよくしていくということだと思いますが、最近でも子どもの御飯の量が実は少ないと聞いてます。例えば、９月の唐揚げでも１個しかくれなかったというような声も聞いております。

そういうことで、御飯の量が少ないという声が僕のほうには聞こえてくるんですが、市の認識、令和６年度もそういった声がなかったのか、考え、認識を伺います。

○丸山隆弘委員長　菅野学校給食課長。

○菅野裕也学校給食課長　稼働し始めてすぐには、委員のおっしゃったように、配缶される量が少ないとかちょっとばらつきがありましたが、最近ではそういった声は学校からは届いておりません。

また、栄養教諭がそのカロリーを計算しながら必要だと思われる量を提供しておりますので、唐揚げ１個の場合もありますが、その１個が何グラムという指定で業者さんから毎回仕入れておりますので、その量を多くすることが決して、何と言いますか、栄養教諭が求める給食の内容とそごが出ていくこともあると思いますので、そこはしっかり今後は、そういったお声もあるように今お聞きしましたので、そういった点も含めて給食の提供をしてまいりたいと思います。

以上です。

○丸山隆弘委員長　浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員　また、声を聞きながらその調整をお願いしたいと思います。

あと、最後にしますけど、今回、学校給食センターが始まって１年、２年というふうな形になってるかと思いますが、そのときに異物混入のこともありました。こういったことがあってはならないと感じています。

やっぱり、このケースを踏まえて、今後そういったことがないというような体制になっているのか。そういったチェック体制も含めてなっているか、そこを課題として伺いたいと思います。

○丸山隆弘委員長　菅野学校給食課長。

○菅野裕也学校給食課長　昨年度、御飯に異物が入った点で、各学校、児童生徒さんに御迷惑をおかけしたところでございますが、それを受けて、清掃記録を全て見せてもらうような、定期的にチェックをしている点、また、調理場の中に栄養教諭や、施設側の職員並びに学校給食課の職員が定期的にチェックに入って、清掃の状態を確認するようなこともしております。

また、長期休みを初めて今回迎えましたので、そのときには専門業者で清掃等をしっかりやって対応しているところでございます。

以上です。

○丸山隆弘委員長　浅尾洋平委員の質疑が終わりました。

次に、２番目の質疑者、滝川健司委員。

○滝川健司委員　それでは、同じく10款５項４目学校給食施設整備費、学校給食共同調理場運営事業、296ページですけどもお伺いします。

稼働から１年を経過しということですけども、令和６年度は９月からでしたので、実質７か月ですけども、それら踏まえて、自校調理方式の時代の運営事業と、共同調理場方式による運営事業との違いについて、費用面ですとか、人材面、水道光熱水費、維持管理費等の面からどのような違いがあったのかをお伺いしたいと思います。

○丸山隆弘委員長　菅野学校給食課長。

○菅野裕也学校給食課長　運営事業における自校と学校給食センターの違いですが、費用面の違いとしましては、光熱水費は自校方式の状況と比較しまして月額平均で比較をしたところほぼ横ばいとなっておりましたが、維持管理費につきましては、調理を実施する上

で必要になる維持・保守・点検などは自校でもセンターでも同様に実施しているところでございますが、センター運営開始後、新たに実施した維持管理としてエレベーターですとか、ボイラーなどの設備の保守点検業務を実施することとなりその分が増加した状況です。

人材面の違いにおきましては自校では市で調理員を雇用しておりましたが、センターでは委託業者による雇用となり、調理・配送・配膳の業務は委託先の職員が対応することとなりました。この委託業者においては、従業員への衛生教育などもしっかり実施されており、統一的な水準が保たれていると感じられるほか、従業員間での業務応援も柔軟に実施されており、自校のときのように調理員が休暇をするため調理に支障がないよう学校間で調理員の応援調整を行うような必要もなくなっているところです。

また、給食の食材につきましても、食材の選定や食材業者との発注調整、支払いに至る一連の業務が学校対応から給食センター対応になるなど事務処理の流れにも違いが生じているところです。

以上です。

○丸山隆弘委員長　滝川健司委員。

○滝川健司委員　順番に聞いていきますけども、費用面ということで先ほど浅尾委員の答弁ときには、老朽化した施設の保守点検とか維持管理、そういった面ではなくなったもんでそういった面の費用はなくなったということだったと思うんです。

それから、人材面では、市の雇用からそういった委託業者からの雇用になったということですけど、まず、どういった形態の雇用になった人が多いのか、まず、市がもともと市の職員として採用したのか、会計年度なのか時間パートなのか分かりませんけども、そういった職員の方々は、どの程度がその委託業者のところへ再雇用されたのか。それから、また新規にどれだけの市民が委託業者のところで採用されたのか、まずその辺についてお伺いしたいと思いますけど、いかがですか。

○丸山隆弘委員長　菅野学校給食課長。

○菅野裕也学校給食課長　まず、調理員の人材の内訳と言いますか、まず、自校で調理員は47名ほど雇用しておりました。ただしセンターでは35名と調理員はなっております。この中には、午前中のみの勤務者も含まれております。

また、調理員、自校のときには配送員、配膳員は不要でしたが、新たに配送員15名、配膳員23名となり、合計でセンターで73名を現在、令和６年度の末時点では雇用している状況です。

また、自校からセンターに切り替わる際に、自校の調理員から29名が移籍をして、現在でも給食センターで活躍していただいているところです。

以上です。

○丸山隆弘委員長　滝川健司委員。

○滝川健司委員　自校式の29名がそのままスライドしたと。あと35人ですから、それに６人プラス、配送とかそういう関係で、全体で73名ということで、かなりの新たな雇用が生まれたということで理解しますが、そういった方々は、市内の方が多いのか、市外の方が多いのか。あるいはさっき聞いたけど、社員としての採用が多かったのか、パート的な時間給的な採用が多かったのか、その辺のことは把握されてますでしょうか。

○丸山隆弘委員長　菅野学校給食課長。

○菅野裕也学校給食課長　調理員など配送員がどちらの出身かというところまでは把握してございません。

ただし、先ほど、今、委員おっしゃったパートさんから社員になった方につきましては、勤務態度が評価されまして、４名が新たに社員となったと聞いております。

以上です。

○丸山隆弘委員長　滝川健司委員。

〇滝川健司委員　自校式のときのパートさんが社員になったのか、それとも、パートで委託業者に採用されたけどそこの中で社員に昇格したという答弁なのか、ちょっと理解できなかったんですけど。

〇丸山隆弘委員長　菅野学校給食課長。

〇菅野裕也学校給食課長　自校のときに働いていた方が勤務内容がよかったと聞きましたので、自校のときから勤めていらっしゃる方が新たに正規の社員になったと聞いております。

以上です。

〇丸山隆弘委員長　滝川健司委員。

〇滝川健司委員　もう少し人材面ですけど、処遇の面については、当然、自校式のときの処遇以下になることはないようにと、私の選定のときに確認したんですけど、その点については、同額ではあれなんで、せめてアップしてるのかそういったことは確認できてるでしょうか。

〇丸山隆弘委員長　菅野学校給食課長。

〇菅野裕也学校給食課長　プロポーザルのときに提出していただいた見積書の時給など金額の面を見てみると、年度ごとに少しずつ上げているような見積りで提出をされておりましたので、処遇は毎年上がるようなイメージで雇用されていたと感じております。

以上です。

〇丸山隆弘委員長　滝川健司委員。

〇滝川健司委員　そうすると、最初は同額としても徐々に上がってくるだろうというかな、全体の数字からそう判断できるということでよろしいですか、はい。

それで、自校式のときは、本当に小規模校だと１人の調理員の方がやってて、もう休みも取れない、家で何か用事があっても代わりの人に手伝ってもらう、余裕のあるとこから派遣してもらうと、大変な御苦労されたと思うんですけども、そういう意味では、ある程度、急な用事があっても休みがもらえる、子どもが熱出したりとか、あるいは、親の介護でちょっと病院へ連れていかなくてはいけなくなったとか、いろんな融通が利かせるようなことが可能になったのか、その辺についての共同調理場での調理員さんたちは働きやすい環境になったのでしょうか、確認できてますでしょうか。

〇丸山隆弘委員長　菅野学校給食課長。

〇菅野裕也学校給食課長　今、委員おっしゃったように、自校のときにはお休みもなかなか取りにくいというお話はずっと聞いておりました。ただし、センターで、例えば、配膳員がお休みのときは、センターから職員が応援に行って代行して業務を行うということもやっておりますので、休みにつきましては取りやすくなっていると考えております。

以上です。

〇丸山隆弘委員長　滝川健司委員。

〇滝川健司委員　それでは、人材面の確認は終わりました。

それから、光熱水費については、自校式で全てやってたときの合計と比較しても大体同じぐらいというような言い方でしたけども、補正で何か追加ですごい光熱水費だか追加で補正予算したことあったんですけど、見込みと違ったよというようなこと言ってましたけども、水道光熱費全体の集計で１年を通してはまだ数字が出ないでしょうけども、月ごとで比較して、多い月少ない月、当然あるのは分かりますけども、それが大体同じで同程度ということなのか、ちょっとその辺がそんなもんかななんて思ったんですけど、その辺について再度確認したいと思いますけど。

〇丸山隆弘委員長　菅野学校給食課長。

〇菅野裕也学校給食課長　今回の光熱水費を出すに当たりまして、自校の金額をどうやって出そうかというところで、令和７年と令和６年の同じ時期の光熱水費の、令和７年度につきましては学校で給食費、給食室の使用がないもんですから、その分を差分として使っ

ております。ただ、センターは実際に実績がございますのでそれを採用しております。

それを、自校だと４か月、センターだと稼働から７か月で割り返して月平均を出したところ、先ほど申し上げたようにほぼ横ばいな金額となっているところです。

以上です。

〇丸山隆弘委員長　滝川健司委員。

〇滝川健司委員　ほぼ横ばいということは、ほぼ同額という解釈でよろしいかと思うんですけども、分かりました、その辺が差が出るのかなと思ったんですけど、意外に出なかったっていうことです。分かりました。

それから、維持管理費については、自校式のときにはなかったエレベーターやボイラーや大きな浄化槽等あるということで、そういったものの維持管理費やメンテナンス費というのはかかるのはプラスになることは分かるんですけど、自校式のときもそれぞれ必要な設備というのがあって、それで維持管理費があったと思うんですけど、それは先ほどの光熱水費の比較と同じような比較した上で、自校式のときの全体の維持管理費と共同調理場になってからの維持管理費、エレベーターやボイラーと新たな設備も含めた維持管理というのは比較されたんでしょうか、お伺いします。

〇丸山隆弘委員長　菅野学校給食課長。

〇菅野裕也学校給食課長　こちらも先ほどの光熱水費と同様に金額を弾いてみたところ、維持管理費で、自校の場合、大体、月平均で53万円ぐらいでした。

一方、センターですと118万円ぐらいでしたので、２倍ぐらいになっているところです。

以上です。

〇丸山隆弘委員長　滝川健司委員。

〇滝川健司委員　その部分では倍になってということですけど、やむを得ないのかなと思います。

あと、その他でですけども、食材の納入に関しては一括で楽になったというか、効率的になったというようなお話ですけども、そういう面はよかったと思うんですけど、それで１つ気になる話がありまして、ＪＡさんと話をしたときに、地場産品を使ってくれるということでセンターのほうからある食材を納入してくれと。物品までは聞かなかったけど玉ねぎとかジャガイモとかニンジンとかそういったもの。

だけど、市内産だけで求められたものは全部賄えないから、市内産でＪＡでそろえるものをある程度そろえて、それ以外のものは市場から、足らずまいは市場から調達して納入するという形で見積りを出したそうです。見積りを出してから、納入までのタイムラグが大分ありまして、見積りを出した時点と納入した時点で、市場から調達する部分の価格が大分上がってしまったと。そういうケースが何度かありまして、結局、ＪＡは金額言うと語弊があるんで言いませんけども、ある程度の金額、３桁はいかなかったけど、２桁以上の金額はＪＡさん、はまってしまったと。だから、納入の仕方をもう少し工夫させてくれないかと。

要するに、見積りも１回取って、それじゃ幾らではなくて、再度、納入直前に見積りを取ってやらないと、市場価格の変動によって、はまるときもあればもうかるときあるからよく分かりませんけど、今回の例だと、はまったと。はまったという言い方、表現は悪いかもしれませんけど、差額が出てしまって、せっかく農協さんもそういった形で地場産品を全てそろえれば一番いいんですけど、ちょっとそういったことがあってしまったということをお聞きしたんですよね。

だから、その辺について、地場産品の食材の調達の仕方について工夫すべきということが、地元の業者に迷惑をかけないような納入の仕方というのを、また市側から言うことが可能なのか含めて、ちょっとその辺の食材の

納入の方法について、特に地場産品の納入についての配慮について、先方側とそういったことの事例が伝わってるかどうか分かりませんけど、１回検討していただきたいんですけどいかがでしょうか。

○丸山隆弘委員長　菅野学校給食課長。

○菅野裕也学校給食課長　地場産品は入れることは大切なことである一方で、価格面ですとか物がそろいにくいという点もございます。

ですので、本市のセンターはこれで１年が過ぎて２年目に突入している、まだ経験が浅いセンターですので、経験の長い各自治体のそういったところの導入の方法ですとか、そういった面をもう少し研究しながら、事業者さんに迷惑と言いますか、負担がないような納入を目指していきたいと考えます。

○丸山隆弘委員長　滝川健司委員。

○滝川健司委員　ぜひ、そのようにしていただければと思います。

そのほかにも、今、先ほどの答弁ですとアレルギー対応にも十分と配慮ができるようになったですとか、それから、答弁になかったですけども、新たなメニュー、新しい調理器具というか、今までなかった調理器具で新しいメニューを開発中か、提供できるようになったということで、評判のいいようなことは言ってました。

それから、心配なのは、11台の配送車が配送する前に、１日何回か配送で、回収、牛乳、食缶、１日何往復もするわけで市内でぐるぐる回るわけですよね。ちょっと心配なのが、よくある事故ですよね。今んとこそういった配送車による物損事故等のそういった報告は上がってきてないでしょうか。そういったものは、当然、先方の車両がリースでやるのかどうか分かりませんけど、保険で対応されてることだと思いますけど、新城市の名前を背負ったトラックが事故を起こすのはやっぱりあれですので、そういった面での安全教育というのは十分されているのかどうか、その辺についてはいかがでしょうか。

○丸山隆弘委員長　菅野学校給食課長。

○菅野裕也学校給食課長　毎日、日々トラックが12台、現在走って１日に多い学校で３度ほど行くこととなります。食器を届けて、給食のコンテナを届けて、それで食器を回収するという、１日３回行くような学校もあります。

ですので、学校の中は当然、安全対策は気をつけながらやっていかせる話でありますのでもちろんですけども、公道においても新城市という看板をしょっておりますので、しっかりと安全対策をするように指導はしております。

また、今日、センターちらっとトラックのヤード見たんですけども、指さし確認というような形で大きな安全注意喚起の看板を掲げて、しっかりとミーティングなども配送員同士でやっている様子も見ておりますので、そういった面で安全管理は引き続き行っていくものだと思っております。

以上です。

○丸山隆弘委員長　滝川健司委員。

○滝川健司委員　しっかりやっていただきたい。配送の運転手は１人ですよね、２人ペアで行くんですか、よく市のほうでバックするときに、物損事故がかなりありましたけども、そういう事例が起きるとも限らないですけど、１人で行かれててバックモニターがあるかどうかも分かりませんけども、そういったことがないように、また特に気をつけるように事業者に注意喚起をしていただきたいと思います。

それから、異物混入については、万全に対応してということでしたけども、最後に１点危惧してるのは、食育の面ですよね。見学コースについては、かなり私も言いまして、ほかの委員さんも指摘があったように、あんな窓で見えるのかとか、全体像が見えるのか、そういった調理状況が確認できないようなあ

れでしたけども、食育の面についてはどのように改善されたのか、今までの自校式ではなかなか見学できなかったでしょうけど、衛生管理上難しかったと思うんですけども、ああいった形の見学コース、あるいはカメラやタブレットによる状況確認とかいろんなアイデアを言っていただけましたけども、実際、食育についてはどのように行われて、改善されたのかお伺いします。

○丸山隆弘委員長　菅野学校給食課長。

○菅野裕也学校給食課長　見学通路は見にくいという御指摘はいただいているところですが、それを補完する、補完になるかはちょっと分かりませんが、職員の中で動画を撮って、センターの給食の調理の様子を簡単な３分ぐらいの動画でまとめて、それを見れるような状況も現在つくって、これで学校からの施設見学なども少しお声がかかっておりますので、そういった面でそういった動画を見せながら、見学通路で見えない部分を補完する意味合いで、そういったものも活用しながら取り組んでいきたいと思っております。

○丸山隆弘委員長　滝川健司委員の質疑が終わりました。

次に、３番目の質疑者、竹下修平委員。

○竹下修平委員　それでは、10款１項３目教育指導費、不登校対策事業、262ページです。

（１）事業費の内訳について詳細を伺います。

（２）令和６年度の相談実績と不登校の主な原因を伺います。

○丸山隆弘委員長　安井学校教育課長。

○安井研二学校教育課長　では、２点いただきましたので、順番に回答させていただきます。

１点目、事業費の内訳についてです。会計年度任用職員報酬が403万6,769円、期末手当が84万3,094円、勤勉手当が70万8,198円、地方公務員共済組合負担金が33万3,487円、社会保険料が57万5,211円、以上が子どもサポート相談員２人分の費用となります。

続いて、子どもカウンセラー・スーパーバイザー報償費として284万５千円、費用弁償として５万2,100円、消耗品費４万472円、通信運搬費が９万5,829円、賃借料が４万8,359円、以上で合計957万8,519円となっております。

続いて、２点目です。令和６年度の相談実績と不登校の主な原因ですが、子どもサポート相談員２名が行った相談実績につきましては、訪問相談、電話相談、ＳＮＳなどでのオンライン相談などを含め延べ2,155件です。しんしろ子どもカウンセラーの相談件数は41件で、相談時間数は521時間でした。なお、しんしろ子どもカウンセラーの相談時間数は、直近３年間でいずれも500時間を超えております。相談者数の増加並びに相談窓口としての周知が効果的に進められていることが要因となっております。

不登校の主な原因は、多岐にわたっておりまして、さらにそれが複合的に重なった結果、不登校となっているというのが実態です。その中で、学校に相談があった内容として多く挙げられるものが、学校生活に対する漠然とした不安、学校生活にやる気が出ないなどの怠惰傾向、生活リズムの乱れ、本人の特性による生きづらさなどです。

以上です。

○丸山隆弘委員長　竹下修平委員。

○竹下修平委員　答弁を理解させていただきました。（１）については理解いたしましたので、（２）についての再質疑をさせていただきたいと思います。

答弁の中では、ＳＮＳ等でのオンライン相談等含め子どもサポート相談員２名のほうには2,155件ということで、延べの数だと思いますが、非常に多くの相談をいただいてると理解をしました。

やはり、全国的に見ても、この不登校というもの、非常にここ10年で増えている、増加

している状況がありまして、2023年度のタイミングでも全国で34万人以上の子どもたちが不登校になってしまっているという非常に大きな社会問題であると思っております。新城市もその例外ではないと考えておりますし、実際これだけ相談数が多いということは、対象となる子どもの数も非常に多いのかなと理解をさせていただきました。

その上で、昨年度もこの決算に対して質疑をさせていただいたんですが、それでも不登校が増えているということは、まだまだこの対策、不登校になる前の未然予防、予防的な対策と実際になってしまった子の支援、また復帰のサポートがまだまだ不足しているかなと、私は認識をしておるんですが、その辺りについて現状認識と今後の展望があれば伺いたいと思います。

〇丸山隆弘委員長　安井学校教育課長。

〇安井研二学校教育課長　委員のおっしゃるとおりかなと思いますが、まず学校としては、新城市教育振興基本計画が昨年度から示されておりますので、子どもが輝くまち新城の実現に向けて、心の通う教育だとか、失敗に学ぶ教育、子ども主体の教育の実現を目指して、今、進めているところです。学校現場の教職員も、この実現に向けて子どもが輝けるように全力で取り組んでおりますので、そこには期待をしております。

また、児童生徒や保護者が１人で悩むことのないように、子どもサポートセンターや児童相談所、保健所などの関連機関となるべく早くつながるように、学校教育課の担当課長がコーディネートしながら進めております。

現状としては、今、不登校の児童生徒１人も関係機関につながっていない生徒がいないという現状ができておりますので、そのようなことを継続させていきながら、新たな１人を生まないように早めの対応などもしていけたらと考えております。

以上です。

〇丸山隆弘委員長　竹下修平委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

〇丸山隆弘委員長　質疑なしと認めます。

歳出10款教育費の質疑を終了します。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

ここで、説明員入替えのため、暫時休憩をいたします。再開を16時ちょうどといたします。

休　憩　　午後３時53分
再　開　　午後４時00分

〇丸山隆弘委員長　休憩前に引き続き、委員会を開きます。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

次に、財産に関する調書の質疑に入ります。

質疑者、山口洋一委員。

〇山口洋一委員　お願いします。

財産に関する調書で、４基金というのがあります。財政調整基金、資料は365ページです。

残高、有価証券が99万５千円、現金が16億5,502万２千円の合計16億5,601万７千円は、市長マニフェスト、令和６年度末で25億円だと思いますが、それと比べると大きな乖離があります。市長の市政執行責任はどのようなものかお伺いをします。

〇丸山隆弘委員長　山本財政課長。

〇山本浩志財政課長　市長マニフェストでは25億円を目標としておりましたが、令和５年度及び令和６年度の多額の災害復旧費の計上によりまして、財政調整基金への積立てができなかったことが基金総額減少の要因と捉えております。

緊急時の機動的な財政支出や大規模事業への対応、急激な税収の落ち込みなど、将来のリスクへの備えとして一定額を確保していく

必要がございます。そのため、今９月議会におきまして、決算余剰金のうち５億5,000万円を財政調整基金へ積み立てるため、補正予算案として計上させていただき、不測の事態に備えることとしております。

今後も安定した財政運営の維持のため、新城市中期財政計画に基づき財政調整基金への積立てに努めてまいりたいと考えております。

○丸山隆弘委員長　山口洋一委員。

○山口洋一委員　そういったことで、今回の補正、過日の委員会で、あとは本会議の決算を待つということですが、積み増しされれば16億円が21億円になるということであります。

そうした中で、不測の事態というのがいつ発生するのかということは分かりませんが、やはり財政調整基金というのは、あまり簡単に取崩しということは執行しないでいただきたいと思います。

令和５年、令和６年の豪雨等々もありましたが、それなりの補填も国、県からあったわけでありますので、そうした意味でいくと、もう少し強靱な体質を作るためにも、財政調整基金の残高はしっかりと維持していただけるようにお願いをしたいと思いますが、決算が終わりましたので、16億円で令和６年度終わったわけでありますが、そういった心構えで令和６年度、１年間対応して見えたのかどうか、そこだけお伺いします。

○丸山隆弘委員長　山本財政課長。

○山本浩志財政課長　ただいま山口委員おっしゃられるとおり、財政調整基金、市としても大切な基金だと承知はしております。財政運営する以上、必要な基金でございますので、今後も積み立ててまいりたいと思ってございます。

○丸山隆弘委員長　引き続きお願いします。

山口洋一委員。

○山口洋一委員　では、続きまして、財産に関する調書、４基金、職員退職手当基金についてお伺いをしたいと思います。資料は368ページであります。

ここで、残高が１億4,008万８千円で退職職員の対応を賄うことができるかどうかをお伺いします。

○丸山隆弘委員長　塩澤秘書人事課長。

○塩澤宏樹秘書人事課長　新城市職員の退職手当基金につきましては、令和５年度に導入いたしました職員の定年年齢の段階的引上げにより、将来必要となる退職手当の財源を確保するために設置したものでございます。令和６年度末の基金残高につきましては１億4,008万８千円となっておりますけども、今後、令和15年度以降に多額の退職手当の支給が見込まれますので、毎年7,000万円を計画的に積み立てまして、令和15年度以降、段階的に取り崩すことを予定しております。

以上です。

○丸山隆弘委員長　山口洋一委員。

○山口洋一委員　年間約7,000万円積増しをしていきたい。そして、令和15年から退職者が出るであろうからそれを賄うためということでありますので、令和７年度は積み立てていくのだと、令和14年までということですか、まずは。令和15年から、退職がたくさん増えるであろうということですと、令和14年度まで、14、13、12、11、10、９、８、７掛ける７で４億9,000千万で約５億円積み増しするんですが、一般の企業とは違いますので、定年になられる方がどのぐらい見えるから、これだけ要るんだよということでありますが、うちの市の退職給与支給規定からいくと、例えばですよ、こんなことがあっては困るんですが、全員辞めた場合はとても足らなくなるということでありますが、通常は、我々は全員が令和15年に辞めたと仮定をして、大金を積み立て、それを翌期、繰出金には戻入してやってきたんですが、５億円増えると、今これしかありません、６億4,000万円で該当する職員さんの退職金が賄えるという計算をしてみえるということで、職員が将来大丈夫か

なという心配をするようなことはないということで確信を持てますか。

○丸山隆弘委員長　塩澤秘書人事課長。

○塩澤宏樹秘書人事課長　この基金を設置する際に、向こう令和27年度まで7,000万円ずつ積み立てた場合と、その間に支出する退職手当、これらをシミュレーションをいたしまして、今は令和27年度までの数字しかございませんけども、この金額でやっていけるということで設置をしたものでございます。

○丸山隆弘委員長　山口洋一委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○丸山隆弘委員長　質疑なしと認めます。

財産に関する調書の質疑を終了します。

次に、決算審査意見書の質疑に入ります。

最初の質疑者、浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員　それでは、新城市決算審査意見書から質疑をさせていただきます。

令和６年度新城市一般会計・特別会計決算等及び基金運用状況審査意見、５財政分析、54ページから。

経常収支比率と公債費比率がともに前年度と比べてみても上昇しております。この上昇したことについて、認識を聞かせてください。

○丸山隆弘委員長　山本財政課長。

○山本浩志財政課長　まず、経常収支比率の上昇の要因につきましては、物価高騰などによります物件費の増額や、人事院勧告に伴う人件費の増額などが要因となりまして3.3ポイント増えてございます。

今後、経常的費用の見直しや公共施設の管理適正化に向け取組を進めまして、この経常収支比率の改善に努めていく必要があると考えてございます。

次に、公債費比率が上昇した要因につきましては、この計算をします分子となります地方債の返済に必要な一般財源の額が4,684万３千円増加したことによりまして、0.1ポイント増えてございます。

元利償還充当一般財源の主な増加要因といたしましては、合併特例債及び過疎対策事業債を活用しました鳳来総合支所等整備事業に係る地方債の元金の償還が、令和６年度から開始したことによりまして増加となってございます。

財政構造の健全性を保持できる公債費比率は10％を超えないことが望ましいとされておりますので、令和５年３月に策定しました新城市中期財政計画に基づきまして、臨時財政対策債、合併特例債を除く地方債の発行額につきましては、プライマリーバランスの黒字を確保することを遵守し、地方債発行額の抑制にも努めてまいります。

以上です。

○丸山隆弘委員長　浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員　分かりました。

１点聞きますけど、経常収支比率が95.8％ということで、徐々にじり貧というか、財政硬直を示す数値がどんどん上がってきてます。今は、先ほど言ったように物価高騰対策とか、人件費の増額とありましたが、物価高騰はさらに今後、上がっていくということが考えられます。こういう中で、この財政硬直がさらに進むと、新しいことにもチャレンジできる予算がほとんど今でもないわけですから、さらに厳しくなると言わざるを得ません。

そういった中で、この経常収支比率をもっと改善していくという考え方というか認識を、改めて深刻な状況だと捉えているのかどうか、伺います。

○丸山隆弘委員長　山本財政課長。

○山本浩志財政課長　今、浅尾委員言われたとおり、物価高騰なかなかこの先も厳しそうな見通しとなってございます。また、人件費につきましても、人事院勧告、今年も上がるというような報告が来てございますし、最低賃金も上がるというようなことによりまして、

民間さんの費用も上がってまいりますので、そうすることによりまして物件費もまた高騰してくるだろうということになってまいります。

こうした動きも踏まえて、今後またこれで、令和８年度当初予算の編成にも作業これから入ってまいりますので、こうした意識を各職員認識しつつ、先ほども申し上げましたとおり、経常的経費、無駄なものがないのかというものも再度、全事業見直しをお願いしたり、公共施設の適正管理等々、費用の削減に努めてまいりたいと思ってございます。

〇丸山隆弘委員長　浅尾洋平委員。

〇浅尾洋平委員　ぜひ、しっかり無駄のないように全域見ていただきたいと思っております。

では、次の６の総評に行きます。56ページです。

１点目は、令和６年度一般会計・特別会計決算の審査を終えての概観について、こちらは触れられております。内容見ても、私も監査委員の方の概観について同じ認識、同意するものであります。

そこで、改めてインフレ率と物価上昇と人口減少・少子高齢化、新規事業についておっしゃる内容は、財源が新たに出現する可能性が極めて低いという内容になっております。こちらの認識をいま一度聞かせてください。

２点目は、決算審査において特に感じられた留意点を伺いたいと思います。

〇丸山隆弘委員長　林監査委員事務局次長。

〇林弘一監査委員事務局次長　総評前段の概観を受けて将来を見据えた場合に、ここに記載しましたとおり、従来にない様々な要因による物価高騰やインフレ率の上昇に追いつかない賃金改定、さらにはますます深刻になる人口減少・少子高齢化は、人口は増加していき経済は好調に推移していくことを前提とした現行の制度が通用しにくくなっていると感じられることから、こういった認識をしっかり持って、今後の行財政運営に当たっていただきたいという思いを述べたものです。

また、新たな財源に関しましては、今までも様々な行政課題に対応すべく多くの新規事業に着手してきましたが、その財源は若干の補助金と、多くは起債に頼ることとなっているように感じられます。起債については、極力、交付税措置のあるものを選択していますが、それでも負債に関する財務指標の上昇の要因となることは避けられません。

新規事業のための新たな財源、特に自主財源が湧き出てくることは、まずあり得ないものと考えるのが普通であり、国、県からの補助金については、もう既に活用しているはずであります。こうした認識からこの総評に至ったものであります。

２点目の特に感じられた留意点につきましては、57ページに記載しました（１）主要施策成果指標の設定について、（２）執行率の低い補助事業の見直し、（３）財務コンプライアンスの徹底についての３点であります。

以上です。

〇丸山隆弘委員長　浅尾洋平委員。

〇浅尾洋平委員　分かりました。私も、本当にこの総評の言ったとおりだなと認識をしておるところであります。

やはり、先ほどの質疑でも指摘させてもらいましたけれども、経常収支比率が95.8%とまた上昇している中で、新しいこの財源、また新しい事業を行うぞと思っても、やはり財政が硬直化していてなかなか隙間の予算がないわけであります。

そういった中で、今の建てつけの予算構造も右肩上がりに日本は経済いくと、人口も上がるというような常識、認識はもう通用しない時代に入っていると、私も認識しております。

だから、そういう中で、何かを削っていくということが必要ではないかと思うんですが、そこら辺の総評の中での評価、対応の仕方と

いうのは認識としてあるのか、あったら伺いたいと思います。

○丸山隆弘委員長　夏目代表監査委員。

○夏目道弘代表監査委員　この総評は、私が作文をしたものでありますので、その思いと言うんですか、そういったものを聞かれましたので、私から御答弁申し上げます。

　まず、総評の前段、概観につきましては、浅尾委員も同様のことを思われておるということで、それを前提にして、やはりこの前の質疑でありました経常収支比率は95％、これは自分の感覚から言いますと、かなり黄信号がともっておるという認識を受けております。

　平成17年10月に合併をいたしました。そのときには、すごくやはり経常収支比率が高かったです。具体的な数字はちょっと記憶にございませんが、経常収支比率が高いということはどういうことかと言いますと、浅尾委員が御認識されているとおりであります。投資的な経費とか、独自の政策がなかなか打ちにくくなっておるということでありますので、当時の財政運営の柱として、その経常収支比率をぐっと抑えていきましょうという取組をいたしました。それの１つの手法として、枠配分手法というものを取ってきたということであります。

　ところが、今もその手法は取っておるんですが、なかなか経常収支比率が上がってしまっておると。最近の物価の高騰だとか人件費が上がってきておるというような要因が、過去にはない要因が出てきましたもんですから、やむを得ない部分もあると思いますが、さらなる工夫が必要であるという認識は監査委員として強く持っております。

　今の御質疑の中で、やはり既存の事業の見直しが必要なんではないかという御指摘でありましたですが、まさにそのとおりの認識を私も持っております。それは、57ページの３点挙げさせていただきました留意点の中の２番目であります。スクラップアンドビルドはかなり以前から声高に叫ばれておりますけども、なかなか実現してない状況がいまだもって続いておるということであります。これをそろそろ真剣に考えていかないとまずいなという思いを持っております。

　その１つの視点として、執行率の低い補助金というものを今回の監査、決算審査で１つ見させていただきました。これは、こういった留意点を挙げさせていただきましたので、この留意点につきましては、各課が、今度はこの令和７年度の予算執行においてしっかり考えていただいて、どんな対策を講じたのかというのを、今度は来年度の決算審査のときの資料として出していただくようになっておりますので、それを私、監査委員としては非常に期待をし、楽しみにしておるところであります。

　このこと、２番目に書いてあることは、特に執行部の皆さんもそうですし、議員の皆さん方も、よくよくかみ砕いて腹の中に落としていただきたいということを思いますので、細かなことは申し上げませんが、よく吟味をしていただきたいと思います。

　以上です。

○丸山隆弘委員長　浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員　よく分かりましたし、これは執行部ももちろん考えるべき留意点でありますし、また、夏目監査委員おっしゃるように、議会側も問われている、ここを注意して議会もしっかりチェックしてほしいという内容かと思います。

　また、私自身もちょっと肝に銘じて、またこれに沿って考えていきたいなと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

　そこも踏まえて、最後の質疑に入りたいと思います。

　令和６年度健全化判断比率及び資金不足の比率、審査意見書、最終ページになりますが、第４で審査の結果の文章の中から、連結実質

赤字比率と将来負担比率が上昇したと書かれてありますが、これらの意味するところを詳しく教えていただければと思います。

○丸山隆弘委員長　山本財政課長。

○山本浩志財政課長　まず、連結実質赤字比率でございますけども、こちらは企業会計を含めました全ての会計の実質収支額を合算し、地方公共団体全体としての歳出に対する歳入の不足額を標準財政規模で除したものでございます。

各会計の実質収支額の大小により赤字比率は上下します。本市では、全ての会計で実質収支額は黒字となっているため、歳入の不足額はなく、赤字の比率としてはマイナスとなります。この数値がプラスの数値となりますと歳入に不足が生じているということになりまして、この数字が17.75％を超えると財政の危機水域となります。

次に、将来負担比率についてでございます。この指標につきましては、企業会計を含めました全ての会計に、土地開発公社を加えた連結決算ベースで、市が将来的に負担する可能性のある負債額の総額が１年間の基礎的な収入における比率を表した数値となってございます。数値は低いほど将来の負担は少ないと言えます。この数字が350％を超えると財政危機水域となります。

なお、令和６年度におきまして数値が上昇した主な要因といたしましては、負債を相殺します資産のうち基金の取崩しによる資産が減少したことによるものと考えてございます。

以上です。

○丸山隆弘委員長　浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員　分かりました。この将来負担比率が、令和６年度は55％ということで、前回は49％だということで、ここのところが上がってきているということであります。

先ほども、赤信号は350％以上ということでまだまだ余裕があるのかなと思いますが、今後、新城市民病院の改築移転問題もあったり、新しいこども園の建設事業もあったり、なかなか多くのハード事業が今後も控えていると思います。そこら辺で起債を打ったり、また借金をしたりということが必要になるかと思いますが、やはりそこら辺の課題を含めて注意しなければならないと思うんですが、そこら辺を併せて認識を伺いたいと思います。

○丸山隆弘委員長　山本財政課長。

○山本浩志財政課長　先ほどの質疑でも答弁をさせていただきましたけども、経常収支比率、委員と同じように、我々も危機的な水域に近づいておるということは認識をさせていただいております。

また、さらに今、委員おっしゃられたとおり、公共事業、この後も控えてございます。クリーンセンターの建設も備えてございますので、そうした大型事業も、長期的なスケジュールと短期的なスケジュール、そうしたものも組合せをさせていただきながら、その財政運営というものもしっかりと組み立てて、今後の財政運営に努めていきたいと考えてございます。

○丸山隆弘委員長　浅尾洋平委員の質疑が終わりました。

次に、２番目の質疑者、滝川健司委員。

○滝川健司委員　それでは、同じく決算審査意見書の６の総評、（３）財務コンプライアンスの徹底についてということで、57ページですけども。

財務会計上の違法行為や不適切事務等の事案に対し、コンプライアンス研修、特に財務研修に関するものや内部統制システムの構築の提言に対する執行部側の見解を伺います。

○丸山隆弘委員長　山本財政課長。

○山本浩志財政課長　本市におきましては、令和５年度に副課長以上の職員を対象としましたコンプライアンス研修、また、令和６年度には部課長職の職員を対象としましたコンプライアンス研修を実施しておりますが、中身が財務に特化したコンプライアンス研修の

内容ではございませんでした。

しかし、毎年４月早々に開催しております会計事務を担当としております各課の職員を対象に予算執行事務担当者会議を、また10月には係長級を対象としました次年度の予算編成に向けました予算編成説明会を、全課職員を対象に会計事務、契約事務を含めた予算執行に係る留意点を解説、指導を行ってございます。

今回、この監査委員からの指摘を踏まえまして、こうした会議でより丁寧な説明に心がけ財政規律を高めてまいります。また、決裁規程上、財政課へ合議される財務関係の書類につきましても、チェックを強化しまして適切な指導を実施していきたいと思っております。

○丸山隆弘委員長　滝川健司委員。

○滝川健司委員　答弁はそういう答弁でしかないでしょうけども、この問題については一般質問でもやられ、先ほどの決算質疑でも出ましたし、こういった決算審査意見書も含めていろんな機会でこういった提言があるわけです。

特に、内部統制システムというのはもうここ数年、決算審査意見書に必ず記載がありますよね、毎年のように。毎年のようにあって毎年のように似たような答弁されてるんですけども、かつ、毎年のようにというか多発するその財務会計上の不手際と言うんですかね。これもあえてどの物件とは言わなくても、マニュアルがあっても無視してそういったことをやってしまった。

そういう状況が繰り返されてるにもかかわらず、今のような通り一遍の答弁で、研修やって注意喚起してますとかでやっても防げない。これどうしたらいいのかなというのを思うんですけども、こういった提言をした側の監査部局からとしては、どうすればいいのって思うんですけど、どうすればいいのとお伺いします。

○丸山隆弘委員長　夏目代表監査委員。

○夏目道弘代表監査委員　なかなか難しい御質疑であります。具体的に、こうしたら改善がされるというのは自分も思い浮かばないです。簡単に、思い浮かべば既にやられておるはずであると思います。

そのくらい根の深いと言うんですか、職員の意識の問題だと思います、一言で言ってしまえば。過去にも、自分が市役所の職員であり財政を担当したこともありましたので、その経験を踏まえて申し上げますと、過去にもやはり財務規律が非常に緩んだときがありました。あるときに、自分がまだ係長ぐらいだったと思いますけども、助役に呼ばれたんです。おまえ、これを見てみろと、どんと決裁文書を見せられました。ミスがあるんですね。そういったことが２、３回続いて、いや、これまずいぞと、何とかしろということを言われまして、そのときに何をやったかというと、特に、業務の中心的な役割を担っておる係長クラスの職員を集めて、会計事務、財務事務の研修、それから、文書処理の基礎的な研修というものを改めて行いました。そのときは、これたまたまだと思いますけども、ある程度そういったミスがぐっと減ってまいりました。それなりの効果はあったのかなという気はしておりますが。

今、そういったことをやって、果たしてそれだけの各部における効果が現れるかどうかというのは、自分も自信がないというか確証は持てませんが、ただいま財政課長が答弁をしましたこの執行事務の会計事務の会議とか、予算編成説明会というのは毎年行われておるものでありまして、毎年行われておるにもかかわらずこういった現状になっておるということは、やはりこれだけでは不足をしておるという認識を持っておりますので、さらなる対応が必要だということは強く思います。

で、内部統制システムの関係なんですが、財務ルールというのはもう既にあるんです。

市の予算決算会計規則、それから、それのバックグラウンドである地方自治法の財務ルール、それからもっと上へいけば、地方財政法というものがあります。これらがあるにもかかわらず、それが守られてないということは、内部統制の個々のシステムはあるんですが、それが大きく、何て言うんですかね、ネットワークでつながって、有機的な効力を発するような形になっていない。それを求めるのが内部統制システムの構築だと自分は思っておりますので、その辺、過去のこの議会の一般質問等でも内部統制システムの議論というのは盛んに行われておりますので、そういったことも視点の１つとして捉えていただいて、執行部でしっかり対応していただければいいかなという思いがあります。

以上です。

○丸山隆弘委員長　滝川健司委員。

○滝川健司委員　ただいまの監査委員の答弁を踏まえて、議会からもそういった提案してきましたし、先進事例も視察してきて、視察報告会でいろんな報告して、負担は確かにあるかもしれないけど、それなりの時間がたてばそれなりの効果があるし、意識が変わったといった報告もさせていただきました。

内部統制システムを導入するかしないかは議会側が判断できる問題ではないかもしれませんし、けど、あくまでこれ執行部側が判断して覚悟を決めるか、職員の意識を変えるにはどうしたらいいのか。縦のつながりを横のつながりで連携取って、ミスを共有してどうしたら防げるかという気持ちになる職員をどうやって育てるかということだと思うんですよね。

ということを踏まえて、今度は執行部側、今の監査委員の意見に対してどういう思いですか、どういう考えかお伺いします。

○丸山隆弘委員長　佐藤総務部長。

○佐藤浩章総務部長　ありがたい言葉、ありがとうございます。

非常にちょっと刺さったところがありますが、これまでも一般質問でたくさんやってきました。その前回のときに、私から、今までのやり方ではできない。これでは駄目だというのは申し上げました。それを変えていくために、議員の皆さんが研修に行った資料等も拝見させていただきながら、他市の事例、で自治法に基づく内部統制までやるのかというところを、今、行政課の中でこういったところまでやっていこう、先ほどから言われとるミスを庁内で共有するというところ。そこができてないというのは十分認識しておりますので、そこはまずやらなくてはいけないと思ってます。

そこを自治法のところまで進めるのかというのは、そこまでちょっとまだ踏み込めてないもんですからここでは申し上げられませんが、何らか今までのやり方では駄目だというのは認識しておりますので、ちょっと今、行政課が選挙でいろいろ忙しいもんですから、でき次第、新たなものを公表できるように、今、準備しているところでございます。

以上です。

○丸山隆弘委員長　滝川健司委員。

○滝川健司委員　最後にしますけど、やっぱり、それだけ危機意識をやっと抱いてくれて、何とかしなければという気持ちになってるのかなというのは分かります。

やっぱり、人間ですから幾ら規則や研修やったり、法律つくってもミスすることはある。そのミスを繰り返さないということ、大きなミスにしないということ、同じミスを繰り返さないということをやっぱりやり続けて少なくし、小さくし、いずれなくしていくしかないというのが、その一助になるかどうか分かりませんけども、内部統制システム、内部統制制度というのがあると思うので、それは職員にとって余分な仕事、負担になる部分はあるかもしれませんけど、それをやり続けることによって結局ミスがなくなり、そういった

緊張感が生まれてくるという状況になるかもしれませんので、ぜひともまた違う、以前にも言いましたけども、新城版内部統制システムでも結構ですし、何とか職員の意識が変わるような仕組みをぜひ考えていただきたいと思いますけど、選挙が終わったらどういう発表があるのかは知りませんけども、私が残っておればですけど、楽しみにしておりますので、その辺のスケジュール的な部分について、どのような予定で、いつ頃、来年度へ向けてそういったものを発表できる状況にあるのか、その辺についてだけ確認して終わりたいと思います。

○丸山隆弘委員長　長坂行政課長。

○長坂茂英行政課長　内部統制ということですので、ちょっと私からお答えをしたいと思います。

　文書、財務に限らず、今議会でも言われております公用車の事故もあります。これも私の中では、１つの内部統制だと思ってます。バックをするならちゃんと後ろ確認しろ、２人以上乗ってる場合は１人後ろを見ろ、だけども見ずに、注意を守らずにぶつけてしまう。こういったことが、自動車だけでなくこういった文書事務、財務事務で起こってるということが今、発生してると思ってます。

　そうしたことから、リスクを積まなくてはいけないわけなんですけど、そのリスクを今、業務手順書という中でリスクを入れ込んでもらってやってはいるんですけども、そのリスクが本当にどの程度の影響度があるのかという、これは自治法第150条の内部統制の中にも、システムの中に組み込まれとるものなんですけども、それを点数化と言いますか、可視化をして、まずランキングといいますか優先度をつけた上で潰していくというような仕組みがあるわけです。

　今まででも、負担をかけない形での業務手順書をつくってやってきた。だけども、それだけではリスクがつみ取れてないということからしますと、今までやってきた業務手順書を捨てるというわけではなくて、その業務手順書に、自治法でいうとこの内部統制システム、これを、言い方悪いですけど、合体というか、ちょっとくっつけて、特に自治法でいうとこのリスクの拾い方につきましては、自治法に基づく形で拾い、そして、評価し、次につなげていく。そのランクはあると思いますけど、低いものからちょっと高いレベルのもの、あると思いますけど、そういったものを全庁で共有する。お互いに、こういったミスがよそでは発生しているのかと、共有しながら潰していくと、そういった取組が必要かなと思ってます。

　それから、今は防ぐほうなんですけど、先ほど、代表監査委員も言われたとおり、私もやっぱり文書事務、それから会計事務、財務事務ですか、そこら辺については、やっぱりもうちょっとみんながミスがないように、しっかり研修も併せてやっていく必要があるなと感じております。

　そういったことから、何をやれば解決するのかというのは、この間いろいろ議会でも御指摘をいただきながらちょっと自分なりに考えてきたわけですけども、なかなかこれをやれば絶対なくなるというものはないと思いますので、できるところからやりながらちょっと補完をしていければなと思っておりますので、よろしくお願いします。

　以上です。

○丸山隆弘委員長　滝川健司委員の質疑が終わりました。

　次に、３番目の質疑者、山田辰也委員。

○山田辰也委員　では、新城市決算審査意見書から４点あります。

　１、１款市税不納欠損額について、令和５年度と比べて減った理由をどう認識しているか。５ページです。

　２つ目、14款分担金及び負担金の収入未済額が減額した理由をどう認識しているか。

10ページです。

３つ目、15款の使用料及び手数料の不納欠損額及び収入未済額の理由をどう認識しているか。11ページになります。

４つ目、23款の市債の減った理由をどう認識しているか。15ページです。

以上、４点お願いします。

○丸山隆弘委員長　林監査委員事務局次長。

○林弘一監査委員事務局次長　それでは、１点目、市税の不納欠損額につきまして、令和６年度市税不納欠損額が令和５年度と比べて減った理由については、東三河広域連合徴収課と税務課債権管理室が、滞納者との納税折衝等を実施し、納税や手続を施した結果であると認識しております。

２点目、分担金及び負担金の収入未済額の減額につきましては、令和５年度決算における収入未済が解消または減となっており、適切な処理が行われたものと認識しております。

３点目、使用料及び手数料の不納欠損額及び収入未済額につきましては、不納欠損の内容、金額は案件ごとに異なるため、単純には比較できませんが、例月出納検査において、不納欠損処理が適切に行われていることを確認しております。

歳入科目ごとの収入未済額につきましては、歳入歳出決算事項別明細書のとおりであります。

４点目、市債の減った理由につきましては、近年は繰越制度を活用した事業が多いこともあり単純な年度比較はできませんが、予算において認められた限度額の範囲内で起債されており、適切に処理されているものと認識しております。

以上です。

○丸山隆弘委員長　山田辰也委員。

○山田辰也委員　今日も、不納欠損のことで大分ありましたが、滞納機構ができて、やはり新城市の不納欠損額をあまり増やさないようにという努力が、市の中からも徴収で回ってるということで、これは評価できると思いますが、特に多い市税の不納欠損ですね、市税というと、固定資産税とかいろいろあるんですけど、その割合というのはある程度、把握されておりますでしょうか。

○丸山隆弘委員長　林監査委員事務局次長。

○林弘一監査委員事務局次長　監査としましては、個別のものは見ておりますが、全体的には不納欠損額等減っておるという認識であります。

以上です。

○丸山隆弘委員長　山田辰也委員。

○山田辰也委員　３つ目の再質疑なんですが、使用料及び手数料、家賃の未払いがあったりして、不納欠損というとどうしても何か得をしたような、そういう感じを受けるんですね、市民から見ると、払えなくなったからもう何とか逃げてしまうとか、少ない金額でも黙っていれば通ってしまうと、税を払う側としては不公平な感じを受けるんですよね。ですから、滞納機構がしっかりしてくるとやはりいいと思うんですけど。

この家賃とか使用料について、ある程度の先から分かる状態ではなかったと思うんですが、結局払わない、払えないような状態になってからということが多いと思うんですけど、これ先ほど言いました支払う側と払わない方の税の不公正についての問題点というのはこれは認識しておりますでしょうか。

○丸山隆弘委員長　山田委員、３点目でよろしいですね。

○山田辰也委員　３点目です。

○丸山隆弘委員長　林監査委員事務局次長。

○林弘一監査委員事務局次長　監査としましては、滞納等の処理につきまして適切に処理されているものと認識しております。

○丸山隆弘委員長　山田辰也委員。

○山田辰也委員　分かりました。

では、６総評に入りたいと思います。

６総評、56ページ。

監査を実施するに当たり、各担当の姿勢は十分に評価できるものであるとしているが、木を見て森を見ずとしている。このような評価について、以下伺います。

３点。

１、主要施策成果指標の設定について、数値化にこだわるあまりにこのような状態になっているようにも見受けられるとあるが認識を伺う。

２、執行率の低い補助事業の見直しについて、存在意義など検証がなされていないように見受けられるとあるが、認識を伺う。

３、財務コンプライアンスの徹底について、財務規則等に抵触するおそれのある事案が散見されたとある。実質的な損害が発生したものではなかったが、千丈の堤も蟻の一穴から崩れると評価している。また内部統制システムの構築が急がれるとあるが、認識を伺います。

○丸山隆弘委員長　林監査委員事務局次長。

○林弘一監査委員事務局次長　それでは、１点目につきましては、各担当課において設定をされた成果指標が、あるべき成果指標でなく、当該事業の目的を達成するために遂行していく手段を成果指標としているケースがまだまだ見受けられました。

これは、成果指標を必ず数値化することを求められていることがこの原因の１つではないかと考えたところです。主要施策の中にはその成果を数値として表すことが必ずしも適切でないものもあるはずであります。

したがって、この留意点として述べたように、数値化という形式的な評価指標の設定にこだわることなく、本来の当該事業の目指すべき姿の実現を評価指標として設定していただきたいという思いであります。

２点目です。本年度の決算審査における総評において最も言いたいことは、56ページ後段に記載してあるとおり、市民福祉の充実のための持続可能な行財政運営を行っていくに当たって、既存の制度、視点をもってしてはなかなか難しくなっていると感じているところです。この閉塞した状況を打破していくためには、目先のことに終始することなく、長期的な広い視野を持って事に当たることが必要であるということであります。

そのための１つの視点として、今回は補助事業に着目してみたところ、この留意点に述べたような現行補助制度の執行に当たっての問題点と思われるものが見つかりました。これを改善していくことの必要性を強く感じたところであります。

委員の指摘する存在意義等の検証がなされていないと見受けられるのは、その問題点と思われるものの１つであります。

３点目、各種監査の第一義的な目的は財務会計監査であります。この視点から、今回、財務コンプライアンスの徹底という留意点を挙げたところであります。職員も人間である以上、間違いを犯すことはあります。その間違いを早期に発見をし、適切な対応を取っていくことが必要でありますが、そのためには、気づきの仕組みが必要であることから、内部統制の仕組みがそれに合致するものとして考えられるという認識であります。

以上です。

○丸山隆弘委員長　山田辰也委員。

○山田辰也委員　なるほどなと、納得できることばかりです。木を見て森を見ずというのは、きっと細かいことばっかり気を取られて物事の本質とか全体を見落としてしまうという監査からの指摘だと感じました。

これは、下江市長への評価として、私も高く受け止めたいと思います。目先のことばかりやるからと、１番目の数値化にありましたけど、確かに数値化をすればいいというもんではないですから、先ほどの答弁は、ああなるほどなということがあります。

あと、２問目で再質疑したいんですが、浅尾委員の説明にもあったんですけど、補助事

業の見直しが、やはりそろそろ必要ではないかと思います。穂積市政からずっと来たんですけど、その中でも、予算の中で、移住定住ＯＳＩ事業の予算が100万円余ってしまったり、コンプライアンス研修でもお金がかなり余って、中でも地域活動交付金が森林の林道の整備に使われていると、こういう指摘が、やっぱり私も前から気がついていたもんですから、一度、執行率の低い補助事業を洗い出して、執行残高があまり出ているようなものは、費用対効果が出ていないという検証の下に必要だと思いますが、その辺りの見解をお伺いします。

○丸山隆弘委員長　夏目代表監査委員。

○夏目道弘代表監査委員　執行率の低い補助制度ということでありますが、この留意点に書いてあるところがそのエッセンスを述べたものであります。

令和６年度決算の審査を行うに当たりまして、補助金のリスト、全ての補助金を洗い出して、その執行率を一覧表にして監査は見ております。決算審査のヒアリングに当たりましては、執行率の低い補助金につきましては、なぜ低いのか、中には、理由を聞けばそれはやむを得ないなというものもありますので、ただ執行率が低いから駄目だよということは言えないものであって、個々の補助金を全て、個別に当たる必要があると思います。

そういった中においても、なぜ執行率が低いのかというところに視点を当てたときに、ここの留意点に書いてありますように、その補助制度の市民への周知不足、市民が知らないから活用されてないというものも見受けられました。それから、制度は立ち上げたんだけども、実際に市民が本当にその制度を必要としておるのかとかという、いわゆる市場調査というかニーズ調査とか、そういったものが不足しているようなものも中には感じられるものがありました。

それから、毎年この制度はずっと予算計上しておるから、執行率云々ではなしに、ただただ形式的に計上しておるというものもありました。そういったものは一度、原点に返って見直しをする必要があるものだという認識を持ちまして、各担当課にはヒアリング時に申し上げております。

それと、そこら辺はいいんですが、一番問題となっておるのは、その補助事業を未執行というか、予算を使わなかった部分があったものに関して、果たしてその補助金を出す必要があったのかどうなのか。その対象とする事業がその補助金を執行しなくてもしっかり遂行できたのか、できなかったのかというところは非常に大事なことだと思います。もしも、遂行できたというんであればその制度の必要性はないわけであります。ですからこれは見直しで、もうスクラップすればいいものになるはずであります。

今度は、反対に、予算執行はされてなくて、事業が執行できなかったというのは、これまた大きな問題になりますから、これはしっかりその事業が執行できるような工夫を、また別の視点からやる必要があるということが必要でありますので、今、申し上げましたように、いろんな切り口がありますので、そういったことをしっかりと検証をしていただいて、今後の見直しに当たっていただきたいという思いであります。

以上です。

○丸山隆弘委員長　山田辰也委員。

○山田辰也委員　使ってるお金は市民の大事な税金なんですね。今、答弁があったように、滝川委員の質疑の中でもあったんですけど、職員の意識改革が進んでないのが、これが１つの大きな問題ではないかと、私は思います。検証というのは形だけではなくて、実際、会議はしてると思うんですけど、見直し見直しとは言うんですけど、これは首長にしっかり声を出していただかないと、監査委員が幾ら声を上げても、各担当課側の腰が上がらない

のではないかと私は思っています。

監査委員の声が届くように、職場が働きやすいようにしていただきたいと。監査はお金だけのものだけではなくて、やはり、先ほど、補助金の件について言ってましたが、公益性が高いとか、費用対効果が高いとか、１つ問題だと私は思ったんですけど、山口委員からの指摘があったように、地域自治区の中の予算ですね、お金があるからどうも、つかもうとする、既得権を使いたいというところがどうも見えてくるんですね。

そういう面を感じて、全体的に見直す機会は今後あるかと思いますけど、市制20年たちましたから、どこからのそういう監査委員からの声を行政が受けていただけるようにしていただきたいと。また、行政側からも、議会がそれについてもう少し関心を持つように、私お願いしたいんですけど。

監査委員からは、議会への要望はないと思うんですが、その辺りはやはり不勉強ではないかと思ったもんですから、その辺の認識を伺いたいと思いますが、お願いします。

○丸山隆弘委員長　山田委員、今のは代表監査委員に意見を求めますか。

○山田辰也委員　辞めときます。

○丸山隆弘委員長　よろしいですか。

○山田辰也委員　はい。

○丸山隆弘委員長　山田辰也委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○丸山隆弘委員長　質疑なしと認めます。

決算審査意見書の質疑を終了いたします。

以上で第98号議案の質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員　それでは、議題になっております第98号議案　令和６年度新城市一般会計決算認定に、反対する立場から討論をさせていただきます。

令和６年度の決算額は歳入357億円に対し、歳出338億434万円でありました。毎年、私は決算を確認するたびに、果たして私たちの税金が市民の暮らしに資するものになったのかと考えております。

また、下江市長が掲げました令和６年度の予算大綱後、改めて読んで、比べてきちんと成果を出した決算になったのかと考えています。

１つ紹介しますと、市長は、予算大綱でこのように言っております。限られた予算を持続的なまちの発展につながる施策に重点的に振り向けるため、個別事業の精査、取捨選択による歳出の抑制が一層求められると。将来を見据え、事業の大胆なスクラップも避けられないという覚悟を持って、令和６年度の市政運営に臨んでまいりますとおっしゃっています。

私自身は、この評価としては決算の質疑を通して感じることは、残念ながら市長の大綱で言っている個別事業の取捨選択や事業の大胆なスクラップの成果も見られない、前穂積市政の事業をそのまま継続しているにすぎないと感じます。

以下、決算に当たり４点にわたって指摘をしたいと思いますが、まず、人口減少に歯止めがかからなかったこと、また財政のさらなる硬直化、そして、不祥事が多く市民の信頼が低下している。また、無駄な税金が多い使い方ではないかと思っております。

その点を踏まえて反対としますが、詳しくはまた本会議でさせていただきたいと思います。

以上です。

○丸山隆弘委員長　ほかに討論はありませんか。

竹下修平委員。

○竹下修平委員　それでは、ただいま議題と

なっております第98号議案　令和６年度新城市一般会計決算認定につきまして、認定するという立場で討論をさせていただきます。

先ほど、反対討論の中ではもろもろ事業の執行に対してのところ、またその提案のところについて疑義がございましたが、私としましては、今回のこの決算議案につきまして、正しく事業執行がなされ、決算という意味合いでは正しく報告がされてるといった認識でございます。

ただ、監査の意見の中でもございましたが、決算に当たってのいわゆる執行率、国や県からの交付金、補助金等の執行が、まだまだ執行率が低いという大きな課題も抱えておりますので、今後そういったところについては改善を図れるように期待をしながら、こちらの議案については認定するという立場で討論をさせていただきます。

以上です。

〇丸山隆弘委員長　ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

〇丸山隆弘委員長　討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第98号議案を採決します。

賛否両論がありますので起立により採決します。

本議案を認定することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

〇丸山隆弘委員長　起立多数と認めます。

よって、第98号議案は認定すべきものと決定しました。

次に、第99号議案　令和６年度新城市国民健康保険事業特別会計決算認定から第102号議案　令和６年度新城市宅地造成事業特別会計決算認定までの４議案を一括議題とします。

これより質疑に入ります。

本４議案の質疑については、通告がありませんので質疑を終了します。

これより本４議案を一括して討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

〇丸山隆弘委員長　討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより、第99号議案から第102号議案までの４議案を一括して採決します。

本４議案は認定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〇丸山隆弘委員長　異議なしと認めます。

よって、第99号議案から第102号議案までの４議案は認定すべきものと決定しました。

次に、第103号議案　令和６年度新城市千郷財産区特別会計決算認定を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑者、山口洋一委員。

〇山口洋一委員　ただいま議題となりました第103号議案　令和６年度新城市千郷財産区特別会計決算認定について、以下お伺いします。

２款１項１目財産管理費、工事請負費、資料は財産の８という資料でありますが、工事請負費の予算があったわけですが、100万円不用額になっています。これはどうした理由なのかということをお伺いしたいと思います。

〇丸山隆弘委員長　野澤資産管理課長。

〇野澤尚史資産管理課長　工事請負費につきましては、林道等の補修工事を予定していましたが、現場状況を確認し、再度補修の検討をした結果、当該年度は様子を見ることとなり事業実施を見送ったものです。

以上です。

〇丸山隆弘委員長　山口洋一委員。

〇山口洋一委員　令和６年度の事業をするということで、５年11月頃には、恐らくヒアリングをされてみえます。その中で、財産区管理委員会の費用については、ヒアリングを通したということでありますが、その時点で当

該の財産区さんの林道が傷んでいるからこれを補修をしたいよということでヒアリングを通したということであります。

その後、現場を確認したところ、まだこんなん持つよねと。だったら、補修はやめましょうと、こういうふうになったということなのですか。ということは、いつ頃、補修をしようという財産区の現場を見たのかは確認が取れておりませんが、令和５年には５億円あったんですよね。その後も耐えて、林道が使える状況にあったから令和６年に事業の実行をしなかった。

ところが、この令和６年９月にはまた大きな雨が降りました。これも含めて、これは期中でありますのであれなんですが、令和６年中にそういうことを見たらよかったよとか、そういうことであったのかどうなのか。

これ、悪い推測をします。先ほど地域自治区の関係の予算で上げてあります市単独林道事業というもの、それに付随してやったから要らなかったということではないでしょうねということです、その２つ。

〇丸山隆弘委員長　野澤資産管理課長。

〇野澤尚史資産管理課長　まず、１点目、見送った理由ですが、それについては、委員のお見込みのとおりです。

２点目、地域自治区予算で行った林道のほうでこちらの工事で行うべき工事をしたのではないかというお話ですが、地域自治区予算のほうは林道雁峰線を対象としております。

今回の財産区の予算も、七久保荒原線、作業道を想定というか、そちらのほうでの作業を予定しておりましたので、もともと違う箇所の予算取りとなっております。

ですので、雁峰線の工事と今回の財産区の工事の見送りは別物となります。

以上です。

〇丸山隆弘委員長　山口洋一委員。

〇山口洋一委員　七久保荒原線と言いますと、もう既に横は、出沢の七久保不動があるところからずうっと西へ向かって、301号線へぶつかるところまで来る道路、市のものがありますが、財産区が持ってる。

ところが、本当によかったんですか、これ予算立てしたけれども、現場見たらよかったよと言いますが、七久保だとか荒原の、作手の下から降りたところだと思うんですが、急峻なところで、大雨が令和５年と令和６年に降れば、恐らく道路というのはもっとひどくなっていると、これ素人考えですよ。実際、これうちの地域の作業道がありますが、作業道拡幅したために、実は水の流れが、水というのは必ず元へ流れますので、水の性格というのは。幾らきれいにして道路を造ったとしても、昔のとこを通ります。通ると必然的に崩れるんです。

それで、そういうことがあって、通行止めにした経過があるわけですが、本当によかったんですか。それが今、止めておいたからということで事故が起きたら誰が責任を取る、財産区に取らせるんですか。

〇丸山隆弘委員長　野澤資産管理課長。

〇野澤尚史資産管理課長　今回、対象としておった七久保荒原線の作業道についてですけれども、委員がおっしゃるように、近年、大雨の影響もあるかと思いますが、崩れやすい状態になっておるというところは管理会も認識をしておりまして、予算立てをしておりました。

ただ、その具合、状況を再度確認して、今年度は見送るといった判断です。管理責任等はやはり財産区にもございますので、そこのところはしっかりと現場を見ながら、事業の実施を判断しております。

以上です。

〇丸山隆弘委員長　山口洋一委員。

〇山口洋一委員　財産区というのは特別区でありますのであれですが、一応、財産区の財産の管理者というのは市長なんですよね。

だから、今おっしゃられた財産区が責任持

つというのはちょっといかがなものかと思います。最終的には、所有権者が責任を取るということでありますので、そこら辺はしっかりとしておかないと、財産区の管理委員会もうやってくれませんよ。もうこういう状況で崩落する。もしも事故が起きた、それは悪いことした、財産区、あんたとこがしっかりしてないから、通った人ががらの下敷きになったんでね、運が悪かったねって、そんなことでは通りませんよ。

そこら辺は、やはり、所有権者である市長がしっかりと責任を取る。以前のように、財産区の管理を、地元で僕らやってました、年間に10何億円のお金を動かしてやってました。そのときとは違うんですよ。今、全て市へお願いをして、支出行為だけお願いしてやってるんです。それには、相応の事務負担金をお支払いをしてやってる。

だけど、そういった財産区が所有している山林の林道の事故が起きたら、千郷財産区さん、ごめんなさい、あなたのとこで責任取ってください、それは通らない話だと思いますので、その辺はよく言葉を選んで言わないといけないんではないのかな。

また、今回、決算で不用額としたので、こういうふうに出ましたけども、やはり、せっかく出た以上は、道路の維持ということでやらざるを得ないであろうし、それが財産区の財産であるなら、福祉費としての支出をしていくという地方自治法の規定もあります、第296条だったかな、ありますので、そこら辺をうまく適用して、財産区の管理委員さんも任期４年でありますので、その間に余分な御足労をおかけしないというのも１つの市民に対するサービスの手法だというのを理解してお願いをしたいと思いますがいかがですか。

○丸山隆弘委員長　野澤資産管理課長。

○野澤尚史資産管理課長　財産区が特別地方公共団体であるということ、管理会の方の身分も私たちと同じ公務員だというお話は、毎回ヒアリングのときにさせていただいておるところです。

ただ、財産区というものが、それ１つで法人格を持つ団体でありまして、財産区の代表となるものは、それぞれの財産区、例えば、今、出てる千郷財産区で言いますと、新城市千郷財産区財産管理者、新城市長となりまして、いわゆる新城市役所という新城市長とはまた別の人格を持ってる団体となります。

ですので、もちろん財産管理者、新城市長が最終的な権限というか責任も取ることではありますが、その執行というか、意見を聞く機関である管理会も同様に、それについて対応していくというところは、管理会の委員さんと私たち事務局も、しっかりと確認をして事務を行っているところです。

以上です。

○丸山隆弘委員長　山口洋一委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○丸山隆弘委員長　質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

以上で、第103号議案の質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山隆弘委員長　討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第103号議案を採決します。

本議案は認定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山隆弘委員長　異議なしと認めます。

よって、第103号議案は認定すべきものと決定しました。

次に、第104号議案　令和６年度新城市東郷財産区特別会計決算認定から第117号議案　令和６年度新城市作手財産区特別会計決算認定までの14議案を一括議題とします。

これより質疑に入ります。

本14議案の質疑については、通告がありませんので質疑を終了します。

これより本14議案を一括して討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

〇丸山隆弘委員長　討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより、第104号議案から第117号議案までの14議案を一括してを採決します。

本14議案は認定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〇丸山隆弘委員長　異議なしと認めます。

よって、第104号議案から第117号議案までの14議案は認定すべきものと決定しました。

次に、第118号議案　令和６年度新城市病院事業会計決算認定を議題とします。

これより質疑に入ります。

最初の質疑者、浅尾洋平委員。

〇浅尾洋平委員　それでは、第118号議案　令和６年度新城市病院事業会計決算認定についての総括を伺います。

１、決算状況について伺います。

２、外来・入院収益の増減と人員の状況を伺います。

３、令和６年度の課題、今後の病院事業方針について伺います。

〇丸山隆弘委員長　篠宮総務企画課長。

〇篠宮彰里市民病院総務企画課長　３問御質疑いただきましたので、順次、お答えいたします。

まず、１つ目ですが、決算状況についてということで、令和６年度の決算状況につきましては、収益的収入の決算額37億6,784万84円、前年度対比96.0％で１億5,550万191円の減収となりました。

この減収の要因といたしましては、内科常勤医師１名の退職に伴い、入院、外来患者が減少したことにより入院、外来収益の減収や、新型コロナウイルス感染症対策事業補助金をはじめとする補助金の大幅な減額が挙げられます。

収益的支出につきましては40億5,241万1,732円、前年度対比102.6％で１億227万4,849円の増額となりました。

この増額の要因といたしましては、人事院勧告による給与費等の改定に伴い給与費が１億6,226万911円増額したためとなっております。そのほかの要因といたしまして物価高騰の影響も考えられましたが、実際には抗がん剤等の高額な薬剤の使用量の減少などにより材料費は減少したり、また、減価償却が終了したことに伴いまして減価償却費も減少したりしております。

資本的支出につきましては４億1,581万5,260円、こちら前年度対比で85.7％で6,914万6,237円の減額となりました。

主要な事業といたしまして、小荷物専用昇降機の改修工事や、低温蒸気ホルムアルデヒド滅菌併用高圧蒸気滅菌器などの医療器械の更新を行っております。

２問目、外来入院収益の増減と人員の状況でございますが、外来収益は10億5,802万4,185円、前年度比で94.7％で5,928万1,181円の減収、入院収益につきましては15億1,036万3,401円、前年度比93.6％で１億257万4,218円の減収となりました。

こちらの主な要因といたしましては、先ほど経営状況についてお答えしたとおり、総合診療科の常勤医師１名が退職したことが挙げられます。

患者数につきましては、外来延患者数は６万2,843人で、１日平均で258.6人、前年度対比1,319人の減、入院患者延数につきましては３万2,930人で１日平均90.2人、こちら前年度対比で2,014人の減となりました。

３つ目です。令和６年度の課題と今後の病院事業の方針についてということですが、当

院の個別課題ではなく、日本全国、多くの公立病院で課題となっております物価高騰の問題ですとか、あとは人事院勧告に伴います給与費の増額について、診療報酬の改定で賄い切れていない状況等によりまして、２年連続の赤字となっております。

この先も簡単に黒字化を見込むことができません。しかしながら、不採算部門である救急医療やへき地医療等については、公立病院の責務といたしまして一般会計からの繰入れをいただきながら継続してまいります。

以上です。

○丸山隆弘委員長　浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員　分かりました。

１の決算状況も理解をしたところでありますが、総合内科の先生が１名退職されてということで、そこでの外来診療も減って、入院もおのずとして減るということで理解したんですが、この総合内科の先生が辞められて、そこで次、補充があるのかないのか、そこら辺の状況を伺いたいと思います。

○丸山隆弘委員長　篠宮総務企画課長。

○篠宮彰里市民病院総務企画課長　総合内科の先生１名、令和６年度で退職ということですが、こちらの先生につきましては、県からの派遣ではなくて、独自採用による先生の異動ですので、特に補充というものはございません。

○丸山隆弘委員長　浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員　ということは、欠員状態のままでいくということで、１名先生がいなくなったままということで理解をいたしました。やはり、本当に人員確保というのは非常に難しいところではあるかなということで理解をいたしました。

２番目の外来入院収益の増減、人員の状況ということでお聞きいたしますが、やはりこうした人員不足、先ほどの先生もいなくなったまんまという形になるんですが、医師確保や看護師確保というのは、やはり必要ではないかと思うんですが、この令和６年度も、分析からここもさらに必要になるというような認識なのか、伺いたいと思います。

○丸山隆弘委員長　篠宮総務企画課長。

○篠宮彰里市民病院総務企画課長　今後の課題で人員的な問題ですが、医師はじめ、看護師も足りてないという状況ですので、引き続き職員の働く環境の改善等を基に、働きたくなるような、長く勤めたくなるような病院を目指してまいりたいと思っております。

以上です。

○丸山隆弘委員長　浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員　ぜひ、お医者さんも看護師さんも含めて、働きたくなるような環境をつくっていただきたいと思います。

そこでちょっと心配というか、先生方、本当に現場で頑張っていただいているということは重々承知でおります。その中で、やはり単価というか１人で奮闘されて、専門医として科を見ていただいてるという状況がほとんどであろうかと思います。

令和６年度の１人の先生が、外来の患者さんをたくさん診るということなんですが、そこでたくさん診ている科の負担というのをちょっと知りたいんですが、一番多く診ている科と外来の人数を教えていただきたいと思います。

○丸山隆弘委員長　篠宮総務企画課長。

○篠宮彰里市民病院総務企画課長　まず、当院で令和６年度中で１人の常勤医師で診療科を診てるところが複数ございまして、まず１つは腎臓内科、ほかには、脳神経内科、脳神経外科、整形外科、泌尿器科、小児科、精神科、放射線科が医科としまして、１人で担っております。また、歯科、口腔外科も１名ということになっております。

外来の多い少ないなんですが、１人の医師で診るので多いといたしますと、例えば、精神科が、当年度、令和６年度につきましては、人数として8,623人です。少ないところにな

りますと、放射線科が令和６年度は691人ということに、そのぐらいの差がございます。

○丸山隆弘委員長　浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員　ありがとうございます。１人で科を任されるということで、それだけでも大変な状況だと思います。

多いところは、精神科で8,623人ということで、実はこの状況は令和５年と比べても256人増えてると、さらに増えているということです。令和４年は7,529人ということで今は8,623人ということです。放射線科は691人を診ているということで、かなりの差があるだろうと思われています。

先生の熱意というのも分かりますが、やっぱり先生自身の健康とか、そういったのも大事になるんではないかと思います。とりわけ精神科の先生に関しては、この8,623人に加えて、東栄町の医療センターの精神科も担っているんではないかと思うんですが、そこら辺の人数も含めて、どうなっているのか伺います。

○丸山隆弘委員長　篠宮総務企画課長。

○篠宮彰里市民病院総務企画課長　委員おっしゃるとおり、東栄町にも出向いていただいて、担当されておりますが、すみません、ちょっと東栄町の患者数についてはこちら把握しておりませんので。

○丸山隆弘委員長　浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員　週に１回ぐらい行ってるかなということで思いますが、月１回でしたか、ちょっとそこら辺もし分かれば教えてください。

○丸山隆弘委員長　篠宮総務企画課長。

○篠宮彰里市民病院総務企画課長　担当していただいてるのは隔週ですので、２週間に１回ということになります。

○丸山隆弘委員長　浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員　隔週で行っててというと合わせると９千人ぐらいには行くかなとは思っております。ですから、本当にドクターの働く環境、なるべく休みが取りやすくするようにとかそういったとこも考えていただきたいなと思っておりますので、ぜひお願いしたいと思います。

また、３番の今後の課題も含めて聞きたいんですが、やはり、今ここでもおっしゃったように、現場の事務の方も含めて頑張ってらっしゃいますが、やはり、根本は国の診療報酬が低過ぎるというところで問題があるかと思います。全国の８割の病院が赤字だということで、これは本当に構造的に、やはり政府が私は医療にお金を使わないということで、本当にいけないことだと思っております。

今度、自公維新含めて11万床のベッド削減と、医療費の１兆円の削減、ＯＴＣの類似医薬品も保険外しということが進められるということになっております。

こういった中で、病院の経営というのが、不採算医療、こちら救急も含めてこれから頑張っていらっしゃいますけど、やっぱりそういったところで、病院の事業、医療の立て直し含めて大変だと思いますが、今後もどうやっていくのか、また、病院の移転問題もありますが、そこら辺も含めての見解等はあるのか伺います。

○丸山隆弘委員長　篠宮総務企画課長。

○篠宮彰里市民病院総務企画課長　事由が全国的だということで先ほど答弁させていただきましたが、これにつきまして、今、委員おっしゃるとおり、国の診療報酬に関わる問題もありますので、その辺の要望につきましては、全国自治体病院協議会とか、そういった代表的なところで陳情というか、厚生労働省と総務省に話が行っているものもありますが、それとは別に、今ちょうどタイムリーなところなんですが、今月、小牧市民病院さんが中心となりまして、各公立病院で、やはりどこも同じように赤字が拡大していて困ってるというようなことがありまして、自治体からの繰出金を入れてもなお経常収支が赤字となる

というようなことがあるので、みんなで国のほうへ診療報酬の改定が令和８年度にございますので、それを見据えて地域に必要な医療を守り抜くための責務というか、各地域の公立病院としての責務を負う自治体病院の持続可能性について、強い危機感とか問題意識を持つ首長さんたちが、それぞれ手を挙げまして、国に対して早急かつ具体的な対応策を要望するというような活動が始まっておりますので、それに当院も乗っかって同じように要望していくように努めております。

○丸山隆弘委員長　浅尾洋平委員の質疑が終わりました。

次に、２番目の質疑者、滝川健司委員。

○滝川健司委員　それでは、同じく第118号議案　令和６年度新城市病院事業会計決算認定、令和６年度新城市病院事業会計決算審査意見、審査意見書の病院の16ページです。

市民病院を取り巻く経営環境は、構造的要因に加えて給与費の増額が大きな負担となっており、令和７年度決算においては相当厳しい結果が見込まれるとのことです。

そんな中、現在、新城市民病院は移転新築に向けて動き出しているが、厳しい経営状況での移転新築への取組について伺うとともに、少子高齢化が進む東三河北部医療圏の基幹病院として、持続可能な市民病院としての在り方についての見解を伺います。

○丸山隆弘委員長　篠宮総務企画課長。

○篠宮彰里市民病院総務企画課長　病院経営を取り巻く環境につきましては、全国的に今後も厳しい状況が見込まれます。

そのような状況下ではございますが、当院の建物につきましては、1982年から1996年までに整備されておりまして、既に供用開始後29年から43年が経過しております。建物とか設備の老朽化が進んでいることから、引き続き住民の医療に対する期待に応えていくということが困難な状況となりつつあります。

当院が、東三河北部地域の基幹病院としての役割を十分に発揮して、将来にわたって安定的な運営を行うためには、医療を取り巻く環境や将来を見据えた上での再整備を検討する必要があるということから、2021年度には、当院の外部環境調査であるとか、内部環境調査を実施いたしまして、当院の将来像や再整備の在り方に関して指針を示し、検討を行ってまいりました。

2022年度には、新城市民病院あり方検討会を５回にわたり開催いたしまして、現地建て替え、既存施設の改修、移転新築、この３つの再整備の方法について、建築的な視点や医療的な視点など、病院内外の視点から最適な方法について幅広く検討を行いました。

その結果、今後も可能な限り質の高い医療の提供や、救急医療をはじめとする政策医療の重責を担い、東三河北部地域の基幹病院としての役割を十分に発揮するよう、移転新築に向けて鋭意取り組んでおります。

具体的な取組の進捗といたしましては、建設に必要となる基本構想の策定の基となる患者アンケートの実施をはじめ、市民ワークショップの開催であったり、院内職員へのアンケート実施、院内外の有識者による検討委員会など進めているところでありまして、今年度中には基本構想の案を策定できるようにと取り組んでおります。

建設資材、労務単価の高騰など、再整備に向けて大変厳しい環境ではありますが、建設コストをいかに抑えるかということを常に念頭に置いて基本構想案を作成してまいります。

持続可能な市民病院としての在り方につきましては、基本構想の中でお示しできればと思っておりますが、東三河北部地域の基幹病院であるとの認識の下、新城市民病院が果たすべき役割や適正な機能や規模とし、また医師・看護師をはじめとする医療職を確保し、一般会計から繰入れを受けながらも収支が合うように努めていくことが持続可能な市民病院の在り方だと考えています。

〇丸山隆弘委員長　滝川健司委員。

〇滝川健司委員　先ほどの浅尾委員との答弁の中でもいろいろヒントというか、課題等言っていただきました。

私も、ワークショップに参加して院内の見学ツアーをさせていただきまして、かなり人が入れないようなところまで見させていただき、設備の老朽化等については目で確認してまいりました。それを維持していくということは大変なことだと思ってます。

特に、経営状況がこれも厳しくなるという話も今、出たもんですから、そういう状況の中で取り組んでいかなければならない、特に新城以北で入院できる病院が新城市民病院しかないという状況の中で、市民病院をどうしていくんだって、やはり必要だけど、それだけの負担に耐えれるのかと、また厳しい課題が突きつけられると思います。

まだ、これからワークショップ済んだもんで、これから構想を立てられるということですけども、あり方検討委員会が示した３つの案の中で新築移転ということの方向性が決まったわけですけども、その過程においては病床利用率等を勘案して、病床が150床という設定でしたけども、果たしてその設定でいいのか、病床数の設定で病院の規模等が決まってきたりしますので、それによって工事費とか投資金額が変わってくると思います。

病院の病床数を再度もう一回再設定して、病床利用率の関係もあるでしょうし、投資金額との兼ね合いも必要になってくるでしょう。それから、過大な負担にならずに、今の新城市の財政状況、あるいは市民病院の経営状況等考えますと、急激に改善するとは思えない。お医者さんがこれで一気に大勢増えれば、経営状況が改善するかもしれませんけど、それもなかなか急激な回復が見込まれない状況の中において取り組んでいかなければならないという状況、やっぱり一番病院の中の大切なというか、影響を与えるのは病院の規模だと思うんですけど、その辺について構想の中でも再度その検討されると思うんですけども、その辺がどういうふうになるのか分からない中で進んでいくということ、進まざるを得ない状況でということは理解します。

それが、持続可能というのは病院だけの持続可能ではなくて、新城市自体が持続可能なのかどうかも分からんし、奥三河全体が持続可能になっていくかどうかも分かりませんけども、そういう中で取り組んでいくということが、新城市だけの問題ではないということも含めて新城以北の自治体との共通課題という認識の中で、ほかの自治体ともどういった協議をしているのか等も含めて、取組について、先ほど言った病床数も含めて必要な規模の見直し、これからますます人口減少が進んでいく中でどういった病院があるべきかということも含めて、再度見解を伺いたいと思いますけどいかがでしょうか。

〇丸山隆弘委員長　篠宮総務企画課長。

〇篠宮彰里市民病院総務企画課長　それぞれの取組の中で、新城以北をはじめ北設楽のところの協力とかそういったところもあるわけですが、市民病院の建設に向けての検討委員会を設けている中で、北設の医師会長さんも入っていただいて御意見をいただくというものもあります。また、保健所が主催とします東三河南北の医療圏の有識者による会議というところでも、市民病院の再整備についてということで議題で挙げさせていただいたりとかしております。

また、先日、市長が出ました山村問題研究会ですかね、県が主催するものなんですが、そちらでも新城市の議題の１つとしまして新城市民病院の今後の整備についてということで、県にも、実際、新城市だけではなくてそれ以北であったりとか、東三河南部の医療圏についてそれの救急に対しても、うちの新城市民病院というのがどのぐらいの役割を担っているかというところを分かっていただいて、

その辺を今後も持続可能な病院で継続していけれるように、県にも御理解とか御支援とかを賜りたいというような意見を出してるという形で、各部署、地域、県をはじめとして東三河南部北部、両方とも声のかけれるところには声をかけながら進めているというような状況でございます。

○丸山隆弘委員長　滝川健司委員。

○滝川健司委員　もう最後にしますけども、今、話が出ましたように、近隣自治体や南部医療圏も含めてどういった、協力というか体制が取れるのか、連携体制が取れるかによってまた病院の在り方も変わってくるかと思うんですけども。

４万人弱の自治体でできる事業なのかということなんですよね。いずれ４万人を切っていくような人口推計もあるわけです。そういう状況の中で、これだけの病院事業に取り組めるのか。恐らく、１新城市の自治体の財政規模、決算、先ほど認定されましたけども、状況の中で、かなり厳しいと思います。繰入れをどこまで入れるかということもあるかと思いますけども、そういった中でやっぱり県の支援ですとか、国の支援とかも含めてそういったものもどの程度、活用できるのか、今の段階では分かりませんし、我々には聞こえてきませんけども、そういったものも当てにしていいのか、当てにすべき、でないともう無理ではないのかと思えるぐらいなんですけど、その辺について、支援的な国や県の支援というのはどの程度見込めるのか、そういったものを見込んだ上ででないと、なかなか新城自治体単独でこれだけの事業に取り組むのはかなり厳しいと思うんですけどもいかがでしょうか。

○丸山隆弘委員長　篠宮総務企画課長。

○篠宮彰里市民病院総務企画課長　財政面においては大変厳しいというのは、委員おっしゃられるとおりであります。

その病院の再整備につきまして、どのような財源で求めていくかというところなんですが、今現在、市から繰り出ししていただいてる金額が９億700万円ですか、第３条、第４条合わせまして。ですが、これが永年ずっと続くとも思っておりませんし、ほかの国とか県とかで、先ほど浅尾委員もおっしゃられましたが、公立病院として全国的に11万床減少させるというような話が出ております。

その11万床を減少させるときには、手挙げ制というか、手挙げをするときに減少させますと、病床数を減らすということに対しての補助金がつくというようなメニューもございましたが、これ途中で今、公立病院については対象外ということで民間のみになってしまいました。最初は公立病院も含んでたんですが、ちょっとあまりにもやっぱりどこの地域もうちの病院のように病床数が課題というか、昔はこのぐらい欲しかったんだけど今はもう大き過ぎるというような病院がございまして、手挙げがたくさんになるということで、国の予算も追いつかないということで、公立病院は対象外となってたりとかということで、一応、今現在、考えられるところはコンサルの事業者さんとも含めていろいろなものを検討しておりますが、これといった財源でこれを賄うことができるだろうというようなものは今のところはございません。ちょっと厳しいです。

なので、実際、借金をして起債をして対応することになるかと思いますが、その辺の国の負担とかそういったところが今のところ、病院負担だけではなくて、ほかのところもと。先ほども言いました県も含めて、それぞれのところに何かしら財政支援ではないですけど、何かいいメニューがないかというものは、常に目を光らせながら進めていくと考えております。

○丸山隆弘委員長　滝川健司委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○丸山隆弘委員長　質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

以上で第118号議案の質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山隆弘委員長　討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより、第118号議案を採決します。

本議案は認定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山隆弘委員長　異議なしと認めます。

よって、第118号議案は認定すべきものと決定しました。

次に、第119号議案　令和６年度新城市水道事業会計決算認定から第121号議案　令和６年度新城市下水道事業会計決算認定までの３議案を一括議題とします。

これより質疑に入ります。

本３議案の質疑については、通告がありませんので質疑を終了します。

これより本３議案を一括して討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山隆弘委員長　討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより、第119号議案から第121号議案までの３議案を一括してを採決します。

本３議案は認定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山隆弘委員長　異議なしと認めます。

よって、第119号議案から第121号議案までの３議案は、認定すべきものと決定しました。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

以上で、本委員会に付託されました議案の審査は全て終了しました。

なお、委員会の審査報告書及び委員長報告の作成については、委員長に一任願いたいと思います。

これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山隆弘委員長　異議なしと認め、そのように決定しました。

これをもちまして、予算・決算委員会を閉会します。

閉　会　午後５時44分

以上のとおり会議の次第を記録し、これを証するために署名する。

予算・決算委員会委員長　丸山隆弘